

港区の子ども・家庭支援

令和4年度（2022年度）版 事業概要

港区子ども家庭支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区は、令和3年1月に、令和3年度～令和8年度「港区基本計画」を区の最上位計画として策定し、「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」の実現に取り組んでいます。

この基本計画のもと、子ども家庭支援部は、幼児期の教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、第2期の「港区子ども・子育て支援事業計画「令和2年度～令和6年度」を個別計画としてとりまとめ、安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会の実現を目指しています。

区は、令和3年4月、港区立子ども家庭支援センターと、港区児童相談所、港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいの3つの施設の複合施設である「港区子ども家庭総合支援センター」を開設し、子どもと家庭が直面する様々な課題にワンストップで対応しています。複合施設のメリットを生かし、妊娠期から児童の自立まであらゆる相談に迅速に対応し、切れ目のない支援を行っています。

また、児童相談所設置市となったことにより、港区児童福祉審議会を新たに設置しました。当審議会では、保育所の設置認可、里親の認定、子どもの権利擁護、児童の虐待死亡事例等の検証など、子どもの命と権利を守る重要な事案について、調査・審議を行っています。

区は、平成31年から4年連続で待機児童ゼロを達成しました。令和3年9月に策定した「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に基づき、コロナ禍における区内の保育需要を注視し、保育定員の管理に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、子育て世帯をとりまく環境は変化を続け、保護者の方のニーズは多様化しています。令和4年1月に就学前児童の全保護者を対象にアンケートを実施し、新たな子育て家庭のニーズに速やかに答えることができるよう、区ならではの子育て支援の施策を検討しています。

区は、若い世代が結婚、出産、子育てに希望を持ち、幼稚園や保育園等を利用する家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭を含めたすべての子育て家庭に向けて、港区ならではの質の高い子ども子育て支援策の充実に取り組んでまいります。

本書が、港区の子育てや家庭の支援、子どもたちの健全育成に関する取組をご理解いただく一助になれば幸いです。

令和4年8月

子ども家庭支援部

(凡 例)

- 1 実績表は、原則として、過去5年間の実績を掲載しています。
- 2 実績表の数値は、特段の記載がない限り、表示単位未満を四捨五入しています。端数処理をしていないため、合計等が一致しない場合があります。

目 次

総説

港区基本構想について	3
港区基本計画について	4
港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
港区基本計画施策の体系（Ⅲ はぐくむまち）	8
港区の子ども・子育て支援に関する計画の概要	10
保健福祉支援部、子ども家庭支援部、児童相談所の組織図	12
総合支所の組織図	13
子ども家庭支援部事務事業の概要	14
子ども家庭支援部関係施設・港区児童相談所一覧	15
令和4年度民生費当初予算の前年度比較	25
民生費事業別決算（令和3年度・令和2年度）	26

事業

児童施設災害時等緊急メール配信サービス	31	ひきこもり対策	53
子ども・子育て会議	32	子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	54
児童福祉審議会	33	児童手当・特例給付	55
児童福祉施設等整備費補助	34	児童扶養手当	56
乳児院等の指導検査	35	特別児童扶養手当	58
児童館・子ども中高生プラザ・		児童育成手当（育成手当）	59
児童高齢者交流プラザ等	36	児童育成手当（障害手当）	60
児童館週末施設開放	39	子ども医療費助成	61
学童クラブ	40	ひとり親家庭等医療費助成	62
放課GO→クラブ	41	出産費用助成	63
学童クラブ児童見守りシステム	43	コミュニティバス乗車券の発行	64
成人の日記念のつどい		都営交通の無料乗車券の交付	65
「二十歳（はたち）のつどい」（成人式）	44	新型コロナウイルス感染症対策	
子ども110番事業	45	子どもの居所提供事業	66
遊び場対策本部運営	46	ひとり親家庭等支援	
みなとキャンプ村	47	エンジョイ・ディナー事業	67
青少年問題協議会	48	エンジョイ・セレクト事業	68
青少年対策地区委員会活動支援	49	港区子育て世帯等臨時特別支援事業	69
子ども会活動助成	51	港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯	
青少年関係団体指導者等賠償責任保険		生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	70
（ボランティア保険）	52		

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	71	ショートステイ・トワイライトステイ事業	126
緊急児童居場所づくり事業	72	育児サポート事業（育児サポート子むすび）	128
マッチング事業	77	子育てひろば等事業（あっぱい）	129
保育所等の指導検査	78	みなと子育てサポートハウス事業 （子育てひろば「あい・ぽーと」）	131
認可外保育施設の指導検査	79	派遣型一時保育事業	132
保育園	83	みなと子育て応援プラザ事業（P o k k e）	133
認定こども園	88	港区地域こぞって子育て懇談会	134
港区保育室事業	89	みなと子ども相談ねっと	135
小規模保育事業	90	おとなの子育て相談ねっと	136
居宅訪問型保育事業	91	みなと保育サポート事業	137
一時保育	92	認可外保育施設等利用費助成	139
緊急一時保育	93	港区実施事業における参加者のための一時保育	140
年末保育	94	子育てコーディネーター事業 （利用者支援事業・基本型）	141
保育コンシェルジュ	95	出産・子育て応援メール配信	142
病児・病後児保育	96	港区子育て支援員研修事業	143
訪問型病児・病後児保育利用料助成	97	親支援プログラム	145
保育園であそぼう	98	産後要支援母子ショートステイ事業	146
私立保育所振興等助成	100	医学業務及び親子支援 カウンセリング業務事業	147
私立保育所特別助成	101	家庭福祉相談	148
認証保育所補助	102	母子・父子福祉相談	149
認証保育所保育料助成	104	女性福祉相談	150
認可外保育施設保育料補助金	105	母子及び父子福祉資金の貸付	151
保育士等キャリアアップ補助	107	母子生活支援施設	152
保育サービス推進事業補助	108	入院助産	153
保育力強化事業補助	109	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	154
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	110	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	155
保育体制強化事業補助	111	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	156
保育施設建物賃借料補助事業	112	母子等緊急一時保護事業	157
新型コロナウイルス感染症による 認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金	113	D V被害者支援活動補助金交付	158
新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止物品等購入費補助	114	D V加害者更生プログラム利用助成金交付	159
子ども家庭支援センター	119	離婚前後の弁護士相談	160
要保護児童対策地域協議会事業	120	裁判外紛争解決手続（A D R）利用助成	161
養育支援訪問事業	121	養育費保証利用助成	162
産前産後家事・育児支援事業	123	面会交流コーディネート事業	163

総

説

港区基本構想について

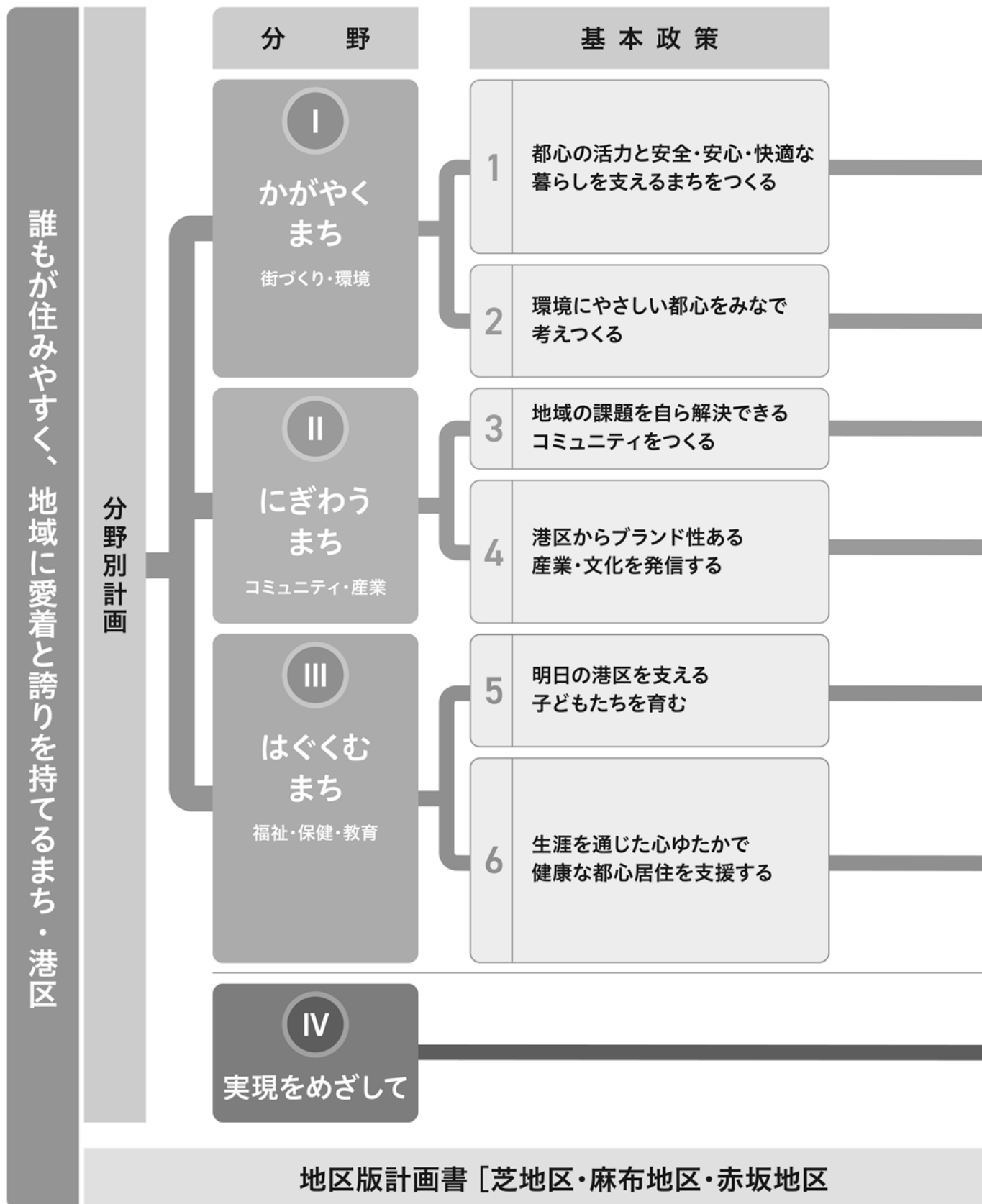
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。



港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう

目標1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

2 飢餓をゼロに

目標2 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

3 すべての人に健康と福祉を

目標3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

8 働きがいも経済成長も

目標8 働きがいも経済成長も
すべての人々のための持続的、包括かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

13 気候変動に具体的な対策を

目標13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

14 海の豊かさを守ろう

目標14 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

15 陸の豊かさを守ろう

目標15 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール																
1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市づくり	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう												
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い雇用を創出	5 ジェンダー平等を推進	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市づくり	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう							
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3 すべての人に健康と福祉を	11 持続可能な都市づくり	17 パートナーシップで目標を達成しよう													
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1 貧困をなくそう	5 ジェンダー平等を推進	6 安全な水とトイレを世界中に	11 持続可能な都市づくり	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう										
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1 貧困をなくそう	4 質の高い雇用を創出	10 公平な社会と経済を築こう	11 持続可能な都市づくり	12 持続可能な消費と生産	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう							
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い雇用を創出	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市づくり	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう					
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	4 質の高い雇用を創出	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 持続可能な都市づくり	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう						
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い雇用を創出	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 持続可能な都市づくり	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう							
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11 持続可能な都市づくり	17 パートナーシップで目標を達成しよう														
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い雇用を創出	10 公平な社会と経済を築こう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう											
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4 質の高い雇用を創出	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう												
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4 質の高い雇用を創出	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 持続可能な消費と生産	17 パートナーシップで目標を達成しよう											
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8 働きがいも経済成長も	12 持続可能な消費と生産	17 パートナーシップで目標を達成しよう													

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。

4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	5 ジェンダー平等を實現しよう 	目標5 ジェンダー平等を實現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る	6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
10 人や国の不平等をなくそう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	12 つくる責任 つかう責任 	目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
16 平和と公正をすべての人に 	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める	4 質の高い教育をみんなに ALSC	11 住み続けられるまちづくりを ALSC	16 平和と公正をすべての人に ALSC	17 パートナリシップで目標を達成しよう ALSC																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
---------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

港区基本計画施策の体系

港区基本計画 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度から抜粋

Ⅲ はぐくむまち（福祉・保健・教育）

5 明日の港区を支える子どもたちを育む

政策（15）健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

政策の体系

施策①子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

- 1) 放課後における児童の健全育成の推進 **重点課題5**
- 2) 子ども中高生プラザ・児童館等における児童健全育成機能の充実
- 3) 青少年の健全育成のための支援
- 4) 地域安全体制の確立

施策②子どもの権利擁護を重視した環境づくり

- 1) 「子どもの権利条約」の啓発
- 2) 児童虐待対策等の推進
- 3) いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進
- 4) 子どもが相談しやすい体制の充実
- 5) 子どもの意見を反映させた生活環境等の改善
- 6) 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
- 7) 施設退所後等の自立を支援

施策③支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

- 1) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進
- 2) 相談事業の充実
- 3) 子育て情報提供の充実
- 4) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応
- 5) 離婚前後の親への支援

施策④子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

- 1) 子育て家庭のネットワークづくりの推進
- 2) 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進
- 3) 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校での交流・連携
- 4) 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携
- 5) 実習生の受入れとボランティアの活用

施策⑤子どもの未来を応援する施策の推進

- 1) 教育・学習の支援
- 2) 生活環境の安定の支援
- 3) 経済的安定の支援
- 4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

政策（17）就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

政策の体系

施策①保育園待機児童ゼロの継続

- 1) 保育施設の充実 **重点課題5**
- 2) 認定こども園の整備
- 3) みなと保育サポート事業の充実
- 4) 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- 5) 大規模開発における認可保育園付置の要請
- 6) 地域型保育事業の実施
- 7) 認証保育所・認可外保育施設入所者への保育料助成の実施

施策②保育園における保育の質の向上

- 1) 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上
- 2) 障害児保育の充実
- 3) 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進
- 4) 病児・病後児保育の充実
- 5) 保育園と幼稚園、小学校との連携
- 6) 保育施設における安全確保の推進
- 7) 保育従事職員の確保・定着の支援
- 8) 保育士の業務負担軽減の推進

施策③子育て支援サービスの充実

- 1) 在宅での子育て支援事業の推進
- 2) 生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実
- 3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

施策④小学校入学前教育の充実

- 1) 幼稚園の受入れ体制の充実
- 2) 地域での子育て支援事業の充実
- 3) 私立幼稚園への支援
- 4) 教員・保育士の指導力の向上

港区の子ども・子育て支援に関する計画の概要

港区子ども・子育て支援事業計画

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

■ 計画策定の目的

港区子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援に関する事業を実施するにあたり、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園、保育園、地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保、区の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定することが可能なことから、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の3つの計画を一体的な計画として策定しています。

■ 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間です。

なお、次世代育成支援対策推進法は平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間の時限立法であることから、本計画に包含される市町村行動計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの後期計画です。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画も5年間です。

■ 計画がめざす将来像

「安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会」

■ 計画の基本方針

- (1) 教育・保育施設等の充実
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- (4) 子ども・子育て支援の質の確保
- (5) 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保
- (6) 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実
- (7) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
- (8) 放課後対策の総合的な推進
- (9) 子どもの健全な育成に向けた施策の充実
- (10) 子どもの未来を応援する施策の充実

港区地域保健福祉計画、港区高齢者保健福祉計画、港区障害者計画 (令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

■ 計画の背景と目的

全ての区民が住み慣れた地域で、ライフステージに応じていきいきと安全で安心に暮らし続けることができる、地域共生社会の実現をめざし、保健福祉施策を包括的に推進する計画として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定しています。

■ 計画の位置づけ

「港区地域保健福祉計画」は、「港区基本構想」「港区基本計画」の下位計画かつ、「社会福祉法」に定める「市町村地域福祉計画」として位置付け、「健康増進法」に定める「市町村健康増進計画」を包含します。

「港区高齢者保健福祉計画」は「老人福祉法」に定める「市町村老人福祉計画」、「港区障害者計画」は「障害者基本法」に定める「市町村障害者計画」として位置付けます。また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図っています。

■ 計画の期間

令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間とします。計画期間を前期と後期に区分し、3年目となる令和5(2023)年度に見直します。

■ 計画における子ども・子育て分野の重点施策

「港区地域保健福祉計画」等は、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の6分野で構成しています。以下を子ども・子育て分野の重点施策に位置付け、取組を進めます。

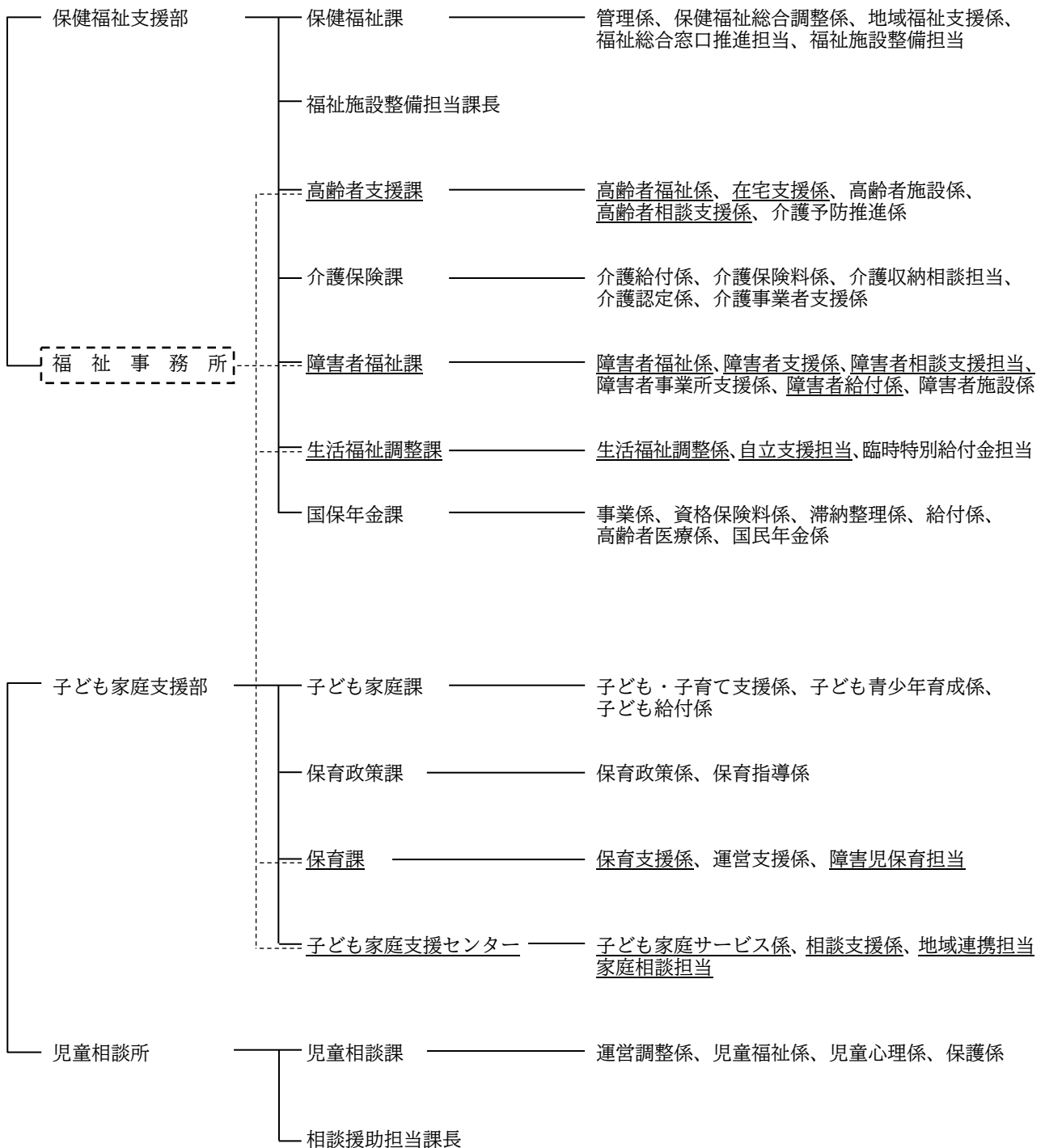
- ・就学前児童の総合的な支援
- ・特別な支援が必要な家庭や子どもの支援
- ・子どもの未来の応援

■ 計画のめざす将来像

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会

保健福祉支援部、子ども家庭支援部、児童相談所の組織図

令和4年4月1日現在



※図中の下線のある課・係・担当は、福祉事務所を示します。

総合支所の組織図

令和4年4月1日現在



※図中の下線のある課・係は、福祉事務所を示します。

子ども家庭支援部事務事業の概要

令和4年4月1日現在

課(担当)	係(担当)	担当の事務事業(予算・決算等庶務事務は除く)
子ども家庭課	子ども・子育て支援係	子ども・子育て支援施策の計画・調整、子ども・子育て会議の運営、子育て支援推進会議の運営、児童福祉審議会の運営、児童福祉施設(助産施設、保育所、児童発達支援センター等除く)の設置認可等、児童自立生活援助事業者の届出等に関する事、小規模住宅型養育事業の届出等に関する事、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんの許可等に関する事、児童施設災害時等緊急メール配信等
	子ども青少年育成係	区立児童館・子ども中高生プラザ・学童クラブの全体調整、放課GO→クラブの全体調整、児童館会計年度任用職員採用、児童館等児童厚生施設の配置・計画の調整、成人の日記念のつどい、子ども110番事業、遊び場対策本部運営、みなとキャンプ村、青少年問題協議会、青少年対策地区委員会活動支援、子ども会活動助成、青少年関係団体指導者等賠償責任保険、子どもの未来応援施策の実施及び調整、子どもの孤食解消と保護者支援事業等
	子ども給付係	児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、出産費用助成、エンジョイ・セレクト事業等
保育政策課	保育政策係	保育施設等の配置・計画の調整、保育園及び地域型保育事業等の認可及び確認、認可外保育施設の設置に係る届出に関する事等
	保育指導係	保育園及び地域型保育事業等の指導監督、認可外保育施設の指導監督、保育実務の助言、指導、研修、実習等
保育課	保育支援係	保育園在園管理、保育所統計、保育料徴収事務、一時保育に関する事、延長保育に関する事、病児・病後児保育に関する事、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成に関する事等
	運営支援係	保育園給食運営管理、区立保育園会計年度任用職員採用、私立保育園・地域型保育事業・認証保育所の運営、年末保育・休日保育に関する事、居宅訪問型保育事業の助成に関する事等
	障害児保育担当	区内認可保育園及び地域型保育事業等施設の障害児巡回指導、保育カウンセリングの実施における連絡調整と現場巡回、入園内定前の障害児面接、障害児入所協議会開催、保育園受け入れに向けての連絡調整、障害児交流保育の連絡調整等
子ども家庭支援センター	子ども家庭サービス係	子ども家庭支援センターの運営、子育て支援サービスの提供(派遣型一時保育、乳幼児ショートステイ、港区実施事業における一時保育、子育てコーディネーター事業、産前産後家事・育児支援事業等)、子育て支援施設の全体調整(子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと保育サポート)、みなと子育てサポートハウス及びみなと子育て応援プラザの管理、子ども・子育て情報提供(子育てハンドブック、出産・子育て応援メール配信)、母子生活支援施設の管理運営等
	相談支援係	子ども・子育てに係る相談及び調査等に関する事、支援対象児童等の相談及び支援等に関する事、みなと相談ねっこの運営、養育支援訪問、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業等
	地域連携担当	要保護児童対策地域協議会の運営並びに関係機関との連携及び調整に関する事、子ども・子育て支援に係る地域活動の支援に関する事
	家庭相談担当 (配偶者暴力相談支援センター)	母子・父子福祉相談、女性福祉相談、DV相談、家庭相談、母子等緊急一時保護、母子生活支援施設入所、ホームヘルプサービス等ひとり親家庭支援事業、母子及び父子福祉資金貸付、離婚前後の親支援事業、DV被害者支援推進事業等

子ども家庭支援部関係施設・ 港区児童相談所一覧

※敷地面積は併設施設を含む
 ※施設名の（ ）は愛称
 ※R C 造：鉄筋コンクリート
 S R C造：鉄骨鉄筋コンクリート
 S 造：鉄骨
 ※区有施設のほか、民有施設・事業実施場所を含む

保育園

(区立)〔21園(分園含む)〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備 考
芝	芝保育園	芝5-18-1-101 TEL (3455)4669	昭和 47.7.1	昭和 48.3	3,333.26㎡	S R C造14階建 1,123.49㎡	みなと子育て応援 プラザPokke併設 (都営住宅内設置)
	芝公園保育園	芝公園2-7-3 TEL (3438)0435	昭和 54.4.1	平成 26.3	1,470.69㎡	S造3階建 2,287.01㎡	
	神明保育園 〔指定管理者〕株式会社 日本保育サービス 〔指定期間〕H29.4.1～ R9.3.31(10年間)	浜松町1-6-7 TEL (5733)6822	平成 24.9.1	平成 24.7	—	S R C造地下1階 地上8階建 2,496.72㎡	いきいきプラザ・ 子ども中高生プラ ザ併設
麻布	飯倉保育園	東麻布1-21-2 TEL (3583)1786	昭和 39.4.1	平成 19.2	570.74㎡	S造一部S R C造 地下1階地上5階建 1,182.00㎡	学童クラブ併設
	本村保育園	南麻布4-6-7 TEL (3444)2385	昭和 52.4.1	平成 26.5	—	R C造一部S造4階建 1,196.33㎡	いきいきプラザ・ 子ども中高生プラ ザ併設
	南麻布保育園	南麻布4-2-29-101 TEL (3442)8068	昭和 42.12.1	昭和 42.11	1,278.49㎡	R C造4階建 722.45㎡	都営住宅内設置
	西麻布保育園	西麻布2-13-3 TEL (3409)4924	昭和 46.10.1	平成 26.9	—	S R C造一部R C造、S造 地下1階地上7階建 2,161.14㎡	いきいきプラザ・ 子育てひろば・災 害対策住宅等併設
	麻布保育園	六本木5-16-46 TEL (5545)7135	昭和 26.11.6	平成 26.10	1,969.41㎡	R C造3階建 1,856.40㎡	
	東麻布保育園 〔指定管理者〕 特定非営利活動法人 ワークスコープ 〔指定期間〕H29.4.1～ R9.3.31(10年間)	東麻布2-1-1 TEL (3584)3811	平成 29.4.1	昭和 42.3	—	R C造一部S造4階建 1,383.55㎡	東麻布二丁目複合 施設内
	元麻布保育園 〔指定管理者〕 社会福祉法人 春和会 〔指定期間〕R2.1.1～ R11.3.31(9年3か月間)	元麻布2-14-12 TEL (5422)7338	令和 2.1.1	令和 元.11	2,952.79㎡	R C造一部S造2階建 3,087.72㎡	
赤坂	赤坂保育園	赤坂5-5-26-101 TEL (3583)2156	昭和 53.10.1	昭和 54.4	3,357.67㎡	S R C造地下1階 地上9階建 792.56㎡	都営住宅内設置
	南青山保育園	南青山1-3-15 TEL (3401)1650	昭和 46.2.1	平成 19.3	6,784.48㎡ (青山一丁目 スクエア全体)	R C造地下2階 地上14階建 1,100.00㎡	都営住宅内設置
	青山保育園	北青山3-4-1-101 TEL (3401)1723	昭和 37.12.1	令和 元.10	8,817.98㎡	R C造一部S造 地上20階建 1,178.22㎡	令和2年3月1日 移転 都営住宅内設置
高輪	高輪保育園	高輪3-18-15 TEL (3449)1641	昭和 48.9.1	平成 22.12	1,348.03㎡	R C造一部S造 地下1階地上3階建 1,384.30㎡	児童館・いきいき プラザ併設
	伊皿子坂保育園	三田4-19-30 TEL (3444)7601	平成 25.9.1	平成 25.7	1,118.04㎡	R C造3階建 1,664.82㎡	志田町保育園 (平成25年8月31 日まで)から移転
	白金保育園	白金3-10-12 TEL (3441)5076	昭和 36.4.1	平成 4.5	1,133.84㎡	R C造地下1階 地上3階建 1,320.35㎡	いきいきプラザ・ みなと保育サポ ート併設

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦港南	こうなん保育園	港南4-2-3-101 TEL (3450)3800	平成 14.4.1	平成 13.10	2,040.33㎡	RC造一部SRC造6階建 1,185.33㎡	都営住宅内設置
	台場保育園	台場1-5-1 TEL (5500)2360	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造 地下1階地上13階建 1,237.10㎡	台場分室内
	たかはま保育園 〔指定管理者〕株式会社 日本保育サービス 〔指定期間〕H30.4.1～ R10.3.31(10年間)	港南4-3-7 TEL (5781)0255	平成 24.12.1	平成 24.10	—	RC造一部S造地上3階建 2,414.82㎡	港南子ども中高生 プラザ内
	しばうら保育園 〔指定管理者〕ShoPro- Taihei共同事業グループ 〔指定期間〕H27.10.1～ R7.3.31(9年6か月 間)	芝浦3-1-16 TEL (5232)1130	平成 27.10.1	平成 27.8	3,036.32㎡	RC造一部S造地上6階建 5,944.99㎡	子育てひろばあっ ぴい芝浦併設
	しばうら保育園 分園 〔指定管理者〕 ShoPro-Taihei 共同事業 グループ 〔指定期間〕H29.4.1～ R7.3.31(8年間)	芝浦1-16-1 TEL (6453)6346	平成 29.4.1	平成 29.2	—	S造一部SRC造、RC造 地下1階地上8階建 446.11㎡	芝浦港南地区総合 支所内

認定こども園

(区立)〔1園〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド こども園 〔指定管理者〕 公益財団法人東京YMCA 〔指定期間〕 H29.4.1～R9.3.31(10年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7337	平成 19.4.1	平成 19.3	1,800.00㎡	SRC造地下1階 地上4階建 1,832.90㎡	児童高齢者交流プラザ 併設

保育園

(私立)〔60園(分園含む)〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	アスク芝公園保育園	芝2-12-16 TEL (5439)9398	平成 28.4.1	平成 28.3	338.68㎡	RC造5階建 (1～4階部分) 653.71㎡
	太陽の子三田保育園	三田1-2-18 TTD PLAZAビル 2階 TEL (5439)6390	平成 26.4.1	平成 4.11	1,449.74㎡	SRC造地下1階地上9階建 (地上2階部分) 533.07㎡
	あい保育園赤羽橋	三田1-3-31 Forecast三田 2階 TEL (6453)9325	平成 25.8.1	平成 21.9	491.40㎡	S造5階建 (2階部分) 387.07㎡
	こころ新橋保育園	新橋6-4-3 ル・グラシエ ルビル7号館 2階 TEL (6432)0941	平成 29.4.1	平成 5.7	2,989.89㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上2階部分) 380.22㎡
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	虎ノ門3-19-13 虎ノ門スピリットビル 3階 TEL (5473)7668	平成 26.12.1	昭和 56.5	742.32㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 470.44㎡
	小鳩ナーサリー スクール浜離宮	浜松町1-3-1 TEL (6432)0123	平成 31.4.1	平成 30.10	5,162.36㎡	RC造一部S造及びSRC造地下 1階地上37階建 (地上2階部分) 195.84㎡
	ニチイキッズ芝公園 保育園	芝2-1-27 穴水ビル2階 TEL (5765)5075	令和 元.8.1	平成 18.3	916.73㎡	RC造地上3階建 (地上2階部分) 267.54㎡
	にじいろ保育園竹芝	海岸1-13-15 TEL (6381)5195	令和 2.10.1	令和 2.5	3,434.49㎡	RC造一部S造地上18階建 (地上1階部分) 355.3872㎡
	にじいろ保育園新橋	新橋6-11-13 TEL (6432)0540	令和 4.4.1	令和 3.12	952.24㎡	RC造一部S造地上27階建 (1～4階部分) 576.38㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
麻布	まなびの森保育園麻布	南麻布1-8-11 (東町小学校内) TEL (3455)3066	平成 23.10.1	昭和 48.3	5,758.00㎡	RC造4階建 (1階部分) 386.94㎡
	あい保育園南麻布	南麻布2-11-10 OJビル 3階 TEL (6453)7970	平成 26.12.1	平成 5.12	1,293.03㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上3階部分) 741.36㎡
	太陽の子南麻布保育園	南麻布4-11-30 南麻布渋谷ビル 2階 TEL (5488)8070	平成 26.4.1	平成 5.6	1,700.07㎡	SRC造地下1階地上7階建 (地上2階部分) 513.51㎡
	あい保育園元麻布	元麻布3-2-19 MOMON六本木ビル 2階 TEL (6447)1871	平成 25.12.1	昭和 62.6	341.21㎡	SRC造6階建 (1・2階部分) 356.07㎡
	まちの保育園六本木	六本木1-9-10 アークヒルズ 仙石山森タワー TEL (6441)2478	平成 24.12.1	平成 24.7	15,367.75㎡	RC造一部S造地下4階 地上48階建(地上1階部分) 246.70㎡
	まちの保育園六本木分園	虎ノ門 5-5-1 アークヒルズ 仙石山テラス 103 TEL (6450)1726	平成 26.4.1	平成 24.7	15,367.75㎡	RC造一部S造地下4階 地上48階建(地上1階部分) 200.17㎡
	コスモス西麻布保育園	西麻布2-2-2 NK青山ホームズ 1階B TEL (6427)3733	平成 30.4.1	平成 11.11	2,838.54㎡	SRC造7階建 (1階部分) 279㎡
	AIAI NURSERY麻布十番	東麻布2-32-7 麻布アコービル 2階 TEL (5545)5461	平成 29.12.1	平成 4.5	474.62㎡	SRC造地下1階地上3階建 (2階部分) 408.98㎡
	ふたばクラブ 東麻布保育園	東麻布1-5-6 TEL (5797) 8728	平成 31.4.1	平成 31.1	184.26㎡	S造地上3階建 383.29㎡
	まなびの森保育園 麻布十番	南麻布1-14-1 TEL (6436) 7887	令和 2.4.1	令和 2.3	306.62㎡	S造地上3階建 686.12㎡
	麻布十番ちとせ保育園	麻布十番1-3-2 TEL (3586) 1058	令和 2.4.1	令和 2.1	354.34㎡	木造地上2階建 411.41㎡
	sakura保育園六本木	六本木4-5-11 TEL (6434) 5011	令和 3.4.1	令和 2.12	209.19㎡	RC造地上4階建 529.35㎡
赤坂	リトルパルズ保育園 六本木	六本木6-5-27 TEL (050) 1741-0790	令和 3.4.1	令和 3.3	528.61㎡	RC造地上3階建 585.96㎡
	赤坂ちとせ保育園	赤坂4-7-15 陽栄光和ビル 1階 TEL (6459) 1012	平成 27.4.1	平成 13.10	583.15㎡	R造5階建 (1階部分) 257.12㎡
	太陽の子赤坂保育園	赤坂8-12-16 NOZY AKASAKA 1階、2階、3階 TEL (6434) 9431	平成 28.4.1	平成 28.2	274.83㎡	RC造6階建 (1～3階部分) 464.54㎡
	あい保育園青山一丁目	南青山1-3-1パークアクシス 青山一丁目タワー 2階 TEL (6459)2860	平成 26.4.1	平成 19.1	3,744.54㎡	RC造地下2階地上46階建 (地上2階部分) 404.53㎡
	太陽の子南青山保育園	南青山4-1-6 セブン南青山ビル 1・2階 TEL (5413)5512	平成 26.4.1	平成 4.1	493.38㎡	SRC造地下1階地上7階建 (地上1・2階部分) 445.40㎡
	小学館アカデミー 南青山保育園	南青山4-15-8 南青山246ビル TEL (5770)1512	平成 24.4.1	平成 4.5	361.10㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1・2階部分) 356.87㎡
	赤坂山王保育園	赤坂4-1-26 TEL (5114) 5605	令和 2.4.1	令和 2.2	6,714.68㎡	S造一部RC造及びSRC造 地下1階地上11階建 (1～3階部分) 2,096.35㎡
	赤坂クレア保育園	赤坂4-9-3 TEL (6812) 9268	令和 2.4.1	令和 2.2	247.80㎡	RC造地上5階建 620.07㎡
高輪	おはよう保育園 ののあおやま	北青山3-4-3 TEL (6447) 0195	令和 2.7.1	令和 2.5	7,895.01㎡	RC造一部S造 地下1階地上25階建 (1・2階部分) 227.26㎡
	太陽の子 三田五丁目保育園	三田5-4-3 三田プラザビル 3階 TEL (5439) 6775	平成 27.4.1	平成 3.4	512.28㎡	RC造6階建 (3階部分) 401.38㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
高輪	みなと保育園	高輪1-6-9 TEL (3443)3406	昭和 52.4.1	昭和 52.3	306.01㎡	RC造2階建 441.64㎡
	愛星保育園	高輪1-27-40 TEL (3441)5410	昭和 32.11.1	平成 15.1	478.08㎡	RC造3階建 598.14㎡
	ゆらりん高輪保育園	高輪1-5-38 HUG高輪 1階、2階 TEL (5422)6170	平成 28.4.1	平成 28.2	1,092.63㎡	RC造3階建 (1・2階部分) 598.69㎡
	高輪夢保育園	高輪3-25-33 長田ビル 3階 TEL (5791)9680	平成 26.4.1	昭和 58.10	477.77㎡	SRC造一部RC造及び S造8階建(3階部分) 337.79㎡
	ゆらりん白金保育園	白金1-26-10 白金K-FLAT1・2階の一部 TEL (6409)6310	平成 26.2.1	平成 16.1	467.85㎡	RC造6階建 (1・2階部分) 356.75㎡
	みつばち保育園	白金4-7-2 TEL (3444)8767	昭和 54.12.27	昭和 61.7	173.90㎡	RC造地下1階地上3階建 (地下1階、地上1階部分) 223.60㎡
	ニチイキッズ 白金台保育園	白金台2-26-10 グリーンオーク高輪台 2階 TEL (5791)2161	平成 26.4.1	平成 22.2	569.45㎡	S造地下1階地上11階建 (地上2階部分) 447.97㎡
	高輪さつき保育園	高輪1-16-15 自動車部品会館 2階 TEL (3473)2320	平成 30.7.1	昭和 44.10	882.11㎡	RC造地上8階建 (地上2階部分) 410.4㎡
	えほんのもり 白金台保育園	白金台2-11-3 TEL (6450)3546	平成 31.4.1	平成 31.2	194.05㎡	RC造地上7階建 (地上1、2階部分) 249.54㎡
	さくらさくみらい高輪	高輪2-6-21 TEL (5860)2339	平成 31.4.1	平成 31.1	397.86㎡	S造地上4階建 (地上1、2、3階部分) 532.88㎡
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪	白金3-2-3 ポート白金 1階 TEL (5860)2251	平成 31.4.1	平成 8.8	474.17㎡	SRC造地上7階建 (地上1階部分) 226.88㎡
	うれしい保育園 白金高輪	三田5-17-2 TEL (5795)2310	令和 2.4.1	令和 2.1	243.21㎡	S造地上3階建 425.77㎡
	ほっぺるランド 高輪二丁目	高輪2-16-8 TEL (5422)9781	令和 2.4.1	令和 2.2	225.88㎡	S造地上4階建 513.39㎡
芝浦港南	あい保育園白金台	白金台3-13-18 TEL (6277)4494	令和 3.4.1	令和 3.2	855.41㎡	RC造一部S造地上3階建 915.93㎡
	太陽の子 シーバンス保育園	芝浦1-2-2 シーバンス ア・モール 3階 TEL (5439)4014	平成 27.4.1	平成 3.1	26,468.49㎡	S造一部SRC造、RC造地下2 階地上24階建(地上3階部分) 791.35㎡
	太陽の子 芝浦一丁目保育園	芝浦1-9-7 芝浦おもだかビル 2・3階 TEL (5439)5251	平成 26.9.1	昭和 63.3	599.56㎡	SRC造7階建 (2・3階部分) 606.20㎡
	アンジェリカ田町 保育園	芝浦1-6-41 グローバルフロントタワー 1階 TEL (6435)2157	平成 28.4.1	平成 27.9	10,590.01㎡	RC造34階建 (1階部分) 385.89㎡
	にじのいるか保育園 芝浦	芝浦2-3-31 第二高取ビル 2階 TEL (6435)3804	平成 25.8.1	昭和 61.4	684.61㎡	RC造6階建 (2階部分) 449.26㎡
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	芝浦3-20-2 山楽ビル 2・3階 TEL (5439)6206	平成 26.4.1	昭和 54.12	327.92㎡	RC造一部SRC造7階建 (2・3階部分) 416.72㎡
	アスク芝浦4丁目 保育園	芝浦4-12-28 TEL (6435)2855	平成 23.4.1	昭和 63.2	820.76㎡	SRC造地下1階地上8階建 (地上1階部分) 354.36㎡
	ゆらりん港南保育園	港南1-6-27 芝浦クリスタル品川港南 2階 TEL (6712)1188	平成 23.10.1	平成 23.2	3,711.61㎡	S造一部SRC造地下2階 地上18階建(地上2階部分) 405.80㎡
	グローバルキッズ 港南保育園	港南4-1-8 リバージュ品川 2階 TEL (3450)6130	平成 27.4.1	平成 5.11	5,800.51㎡	SRC造地下1階地上14階建 (地上2階部分) 678.48㎡

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝浦港南	ベネッセ港南保育園	港南4-6-7 TEL (5783)5871	平成 19.4.1	平成 19.3	7,013.45㎡	R C造地下2階地上41階建 (地上2階部分) 399.81㎡
	ふたばクラブ 港南保育園	港南2-16-6 Canon Sタワー TEL (6712)9428	平成 30.4.1	平成 11.11	4,066.64㎡	S R C造地下4階地上29階建 (地下1階部分) 122.77㎡
	ゆらりんはあと保育園	港南1-8-23 Shinagawa HEART 2階 TEL (6260)0873	平成 31.4.1	平成 31.1	3,969.84㎡	S造R C造、S R C造地上26階 地下2階建 (地上2階部分) 376.50㎡
	ゆらりん港南緑水 保育園	港南4-7-37 (港南緑水公園内) TEL (5781)2781	平成 31.4.1	平成 30.12	1,663.8㎡	S造地上2階建 879.25㎡
	デイジー保育園芝浦	芝浦4-17-3 芝浦NAビル3階 TEL (6275)1903	令和 元.6.1	平成 4.10	661.12㎡	S造一部R C造地下1階地上7 階建 (地上3階部分) 392.00㎡
	にじいろ保育園 海岸三丁目	海岸3-16-6 TEL (6722)6865	令和 2.4.1	令和 2.1	981.71㎡	木造地上2階建 861.48㎡
	太陽の子 芝浦二丁目保育園	芝浦2-9-1 プランズタワー芝浦2階 TEL (6435)4635	令和 4.4.1	令和 3.9	4,456.49㎡	R C造地上32階地下1階建 (地上1、2階部分) 461.17㎡

小規模保育事業所
〔11か所〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	認可年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積
芝	正光寺保育園赤羽橋園	三田1-3-44 TEL (6453)8620	平成 30.4.1	平成 20.2	699.41㎡	R C造10階建(1・2階) 112.40㎡
	こころナーサリー新橋	新橋5-35-10 新橋アネックス 1階 TEL (6435)8377	平成 30.4.1	昭和 50.11	735.68㎡	R C造5階建(1階部分) 184.79㎡
	ふらわあきつず保育園 新橋	新橋3-3-13 TsaoHibiya 1階 TEL (6550)8800	平成 30.4.1	平成 29.11	612.57㎡	S R C造地下1階地上12階建 (1階部分) 73.48㎡
麻布	デイジー保育園 麻布十番	麻布十番3-10-12 シティ麻布 2階 TEL (6809)6353	平成 29.4.1	昭和 61.3	525.86㎡	S R C造8階建(2階部分) 99.01㎡
	デイジー保育園 麻布十番フォレスト	麻布十番3-10-12 シティ麻布 3階 TEL (5439)9241	平成 29.12.1	昭和 61.3	525.86㎡	S R C造8階建(3階部分) 99.32㎡
	ここいく保育園西麻布	西麻布4-10-1 TEL (6419)7333	平成 30.4.1	昭和 63.3	169.21㎡	R C造地上5階地下1階建 (1階部分) 125.51㎡
赤坂	sakura保育園	赤坂2-12-17 TEL (6426)5097	平成 29.12.1	平成 29.7	130.88㎡	S造7階地下1階建 (1階部分) 93.22㎡
高輪	ふらわあきつず保育園 三田	三田5-5-7 ミタ5ゲートタワー 1階 TEL (6809)5303	平成 29.4.1	平成 15.3	153.89㎡	R C造8階建(1階部分) 92.78㎡
	ちゃいんど・はっぴっ び!!白金保育園	白金3-2-9 1階 TEL 080(5875)9716	平成 30.4.1	平成 15.3	755.95㎡	R C造9階建(1階部分) 56.80㎡
芝浦港南	港南あおぞら保育園	港南3-8-1 森永乳業港南ビル 1階 TEL (6712)1988	平成 28.7.1	平成 元.5	3,185.08㎡	S R C造12階建(1階部分) 235.47㎡
	にじのそら保育園芝浦	芝浦1-14-6 BSビル 1階 TEL (6722)0425	平成 29.12.1	平成 5.3	330.59㎡	S R C造6階建(1階部分) 176.61㎡

港区保育室

〔12か所〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	敷地面積	延床面積	備考
芝	新橋保育室	新橋6-12-4 新橋桜川ビル1～4階 TEL (6435)2088	平成 30.9.1	605.73㎡	1,277.45㎡	
	芝公園二丁目保育室	芝公園2-12-10 TEL (3436)6611	平成 30.4.1	578.74㎡	735.72㎡	
麻布	南麻布三丁目保育室	南麻布3-5-15 TEL (3443)5711	平成 27.4.1	1,107.28㎡	709.10㎡	
赤坂	青南保育室	南青山4-19-18 TEL (5770)3933	平成 22.4.1	1,179.37㎡	997.92㎡	
	第二青南保育室	南青山4-19-5 TEL (5770)5366	平成 27.8.1	922.22㎡	994.68㎡	
高輪	志田町保育室	白金1-11-16 TEL (6277)2582	平成 26.4.1	1,749.80㎡	920.16㎡	
	桂坂保育室	高輪3-19-36 TEL (5475)6646	平成 23.5.1	3,160.27㎡	2,201.27㎡	
	白金三丁目保育室	白金3-7-13 TEL (6455)7171	平成 30.11.1	376.52㎡	409.20㎡	
	三光保育室	白金3-18-2 TEL (5860)2116	平成 30.12.1	1,148.27㎡	1,147.09㎡	
芝浦 港南	たまち保育室	芝浦3-4-1 グランパークプラザ棟 2階 TEL (5484)6088	平成 22.6.1	—	819.88㎡	
	五色橋保育室	海岸3-5-13 五色橋ビル 1階 TEL (6435)3201	平成 29.9.1	—	663㎡	
	芝浦橋保育室	芝浦4-6-8 田町ファーストビル 2階 TEL (6865)1004	平成 25.12.1	—	1,501.45㎡	

病児・病後児保育室

〔6か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
愛育クリニック附属 あいいく病児保育室	南麻布5-6-8 TEL (5420)6419	平成 17.4.1	75.85㎡	
とようら小児科附属 ひまわり保育室	芝浦3-11-5 第三協栄ビル 2階 TEL (5442)8872	平成 17.9.1	95.81㎡	
芝浦こどもクリニック 附属芝浦病児保育室	芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズクリ ニックモール ドクターズポート芝浦アイランド 1階 TEL (5730)0117	平成 21.1.5	104.60㎡	
チャイルドケア ばんびいに病児保育室	白金台3-16-8 クレール白金台2階 TEL (5424)6003	平成 29.12.1	65.88㎡	
赤坂山王病児保育室	赤坂4-1-26 3階 TEL (6230)3761	平成 30.4.1	107.96㎡	
南青山病後児保育室	南青山1-3-15 青山一丁目スクエア内S棟 1階 TEL (3408)0466	平成 19.6.1	76.97㎡	南青山保育園併設

児童館・学童クラブ

〔12か所〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
麻布	飯倉学童クラブ	東麻布1-21-2 TEL (3583)6355	平成 19.4.1	平成 19.2	—	S造一部SRC造地下1階 地上5階建 738.65㎡	保育園内
	東麻布学童クラブ	東麻布2-1-1 TEL (3568)1042	平成 25.4.1	昭和 42.3	—	RC造一部S造4階建 396.68㎡	東麻布二丁目 複合施設内
	南麻布学童クラブ	南麻布2-11-10 TEL (6809)5291	平成 27.4.1	平成 5.10	—	SRC造地下1階地上8階建 588.66㎡	OJビル内
高輪	豊岡児童館	三田5-7-7 TEL (3453)1592	昭和 55.9.20	昭和 55.7	615.36㎡	RC造地下1階地上4階建 585.91㎡	いきいきプラ ザ併設
	高輪児童館	高輪3-18-15 TEL (3449)1642	昭和 48.8.20	平成 22.12	—	RC造一部S造地下1階 地上3階建 930.52㎡	保育園内
	白金台児童館	白金台4-8-5 TEL (3444)1899	平成 2.2.20	平成 2.2	1,323.08㎡	SRC造地下2階地上4階建 981.72㎡	いきいきプラ ザ併設
	桂坂学童クラブ	高輪2-12-24 TEL (6455)7973	平成 27.4.1	平成 3.10	—	RC造地下1階地上5階建 996.62㎡	高輪桂坂ビル 内
	三光学童クラブ	白金3-18-2 TEL (3441)5273	平成 27.4.1	平成 2.2	—	RC造地下1階地上5階建 771.50㎡	旧三光小学校 内
	白金台学童クラブ (ゆかしの杜学童 クラブ)	白金台4-6-2 TEL (6450)4014	平成 30.4.1	昭和 13.10	—	SRC造地下1階地上6階 搭屋4階建 326.62㎡	ゆかしの杜内
芝浦 港南	台場児童館	台場1-5-1 TEL (5500)2363	平成 8.4.1	平成 8.2	—	SRC造一部RC造地下1階 地上13階建 752.39㎡	台場分室内
	芝浦学童クラブ	芝浦4-12-28 TEL (5439)5680	平成 26.4.1	昭和 63.1	—	SRC造地下1階地上8階建 1,475.27㎡	芝浦中島ビル 内
	五色橋学童クラブ	海岸3-5-13 TEL (6435)2745	平成 29.9.1	昭和 61.4	—	SRC造地上8階建 1,093.19㎡	五色橋ビル内

子ども中高生プラザ

(区立)〔6館〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・ 延床面積	備考
芝	神明子ども中高生プラザ 〔指定管理者〕 株式会社日本保育サービス 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	浜松町1-6-7 TEL (5733)5199	平成 24.9.1	平成 24.7	—	SRC造地下1階 地上8階建 1,325.16㎡	いきいきプラザ・ 保育園併設
麻布	麻布子ども中高生プラザ 〔指定管理者〕 公益財団法人児童育成協会 〔指定期間〕R2.4.1～R7.3.31 (5年間)	南麻布4-6-7 TEL (5447)0611	平成 26.9.1	平成 26.5	—	RC造一部S造 地上4階建 1,637.03㎡	ありすいきいき プラザ内
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ (プラザ赤坂なんで～も) 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京聖労院 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	赤坂6-6-14 TEL (5561)7830	平成 15.4.1	平成 15.2	—	RC造地下1階 地上4階建 1,769.05㎡	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂 内
	赤坂子ども中高生プラザ 青山館(カリッパ) 〔指定管理者〕 社会福祉法人東京聖労院 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	北青山3-4-1 -201 TEL (5786)6567	令和 2.4.1	令和 元.10	—	RC造一部S造 地上20階建 861.49㎡	保育園内 (都営住宅内設置)
高輪	高輪子ども中高生プラザ (TAP) 〔指定管理者〕 一般財団法人本所賀川記念館 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31(5年間)	高輪1-4-35 TEL (3443)1555	平成 23.12.1	平成 23.10	2,704.82㎡	S造一部RC造 地上4階建 3,297.12㎡	高輪図書館分室 併設
芝浦 港南	港南子ども中高生プラザ (プラリバ) 〔指定管理者〕 本所賀川記念館・太平ビルサービス共同 事業体 〔指定期間〕H30.4.1～R5.3.31(5年間)	港南4-3-7 TEL (3450)9576	平成 18.4.1	平成 24.10	4,788.28㎡	RC造一部S造 地上3階建 3,985.43㎡	たかはま保育園 併設

児童高齢者交流プラザ

(区立)〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ (あいぷら) 〔指定管理者〕公益財団法人東京YMCA 〔指定期間〕R4.4.1～R9.3.31 (5年間)	芝浦4-20-1 TEL (5443)7338	平成 19.4.1	平成 19.3	—	SRC造地下1階 地上4階建 1,928.30㎡	こども園内

放課GO→クラブ

〔17か所〕

(令和4年4月1日現在)

地区	施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積※	備考
芝	放課GO→クラブおなりもん	芝公園3-2-4 TEL (3431)2767	平成 20.6.9	108.72㎡	御成門小学校内
	放課GO→クラブしば	芝2-21-3 TEL (3456)5082	平成 18.4.1	305.36㎡	芝小学校内
	放課GO→クラブあかばね	三田1-4-52 TEL (5443)0331	平成 29.4.1	112.00㎡	赤羽小学校内
麻布	放課GO→クラブあざぶ	麻布台1-5-15 TEL (3583)5883	平成 25.4.1	120.00㎡	麻布小学校内
	放課GO→クラブなんざん	元麻布3-8-15 TEL (3470)9699	平成 18.4.1	216.00㎡	南山小学校内
	放課GO→クラブほんむら	南麻布3-9-33 TEL (3473)4781	平成 20.10.1	128.00㎡	本村小学校内
	放課GO→クラブこうがい	西麻布3-11-16 TEL (3404)3301	平成 21.4.1	190.00㎡	筈小学校内
	放課GO→クラブひがしまち	南麻布1-8-11 TEL (3451)7728	平成 23.4.1	107.37㎡	東町小学校内
赤坂	放課GO→クラブあかさか	赤坂8-13-29 TEL (3404)6931	平成 29.4.1	194.00㎡	赤坂小学校内
	放課GO→クラブあおやま	南青山2-21-2 TEL (5474)2760	平成 27.4.1	183.00㎡	青山小学校内
	放課GO→クラブせいなん	南青山4-19-7 TEL (3404)8610	平成 27.11.1	355.99㎡	青山生涯学習館併設
高輪	放課GO→クラブしろかね	白金台1-4-26 TEL (3440)4321	平成 28.4.1	160.00㎡	白金小学校内
	放課GO→クラブしろかねのおか	白金4-1-12 TEL (3441)8395	平成 27.4.1	239.08㎡	白金の丘小学校内
	放課GO→クラブたかなわだい	高輪2-8-24 TEL (5449)6911	令和 2.7.1	120.40㎡	高輪台小学校内
芝浦 港南	放課GO→クラブしばうら	芝浦4-8-18 TEL (5476)6877	平成 23.4.1	118.70㎡	芝浦小学校内
	放課GO→クラブしばはま	芝浦1-16-31 TEL (5427)4188	令和 4.4.1	404.19㎡	芝浜小学校内
	放課GO→クラブこうなん	港南4-3-28 TEL (6718)4230	平成 30.4.1	250.93㎡	港南小学校敷地内

※延床面積は、放課GO→クラブとして使用している部分を指す。

子どもふれあいルーム

〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
子どもふれあいルーム	西麻布2-13-3 TEL (5467)7176	平成 26.11.1	356.77㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子育てひろばあっぱい西麻 布部分を含む

港区児童相談所

〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
港区児童相談所 (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク))	南青山5-7-11 TEL (5962)6500	令和 3.4.1	令和 3.2	3,211.06㎡	R C造4階建 3,503.67㎡	子ども家庭支援 センター、母子 生活支援施設メ ゾン・ド・あじさ い併設

子ども家庭支援センター

(区立)〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備考
子ども家庭支援センター (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク))	南青山5-7-11 TEL (5962)7201	平成 17.10.31	令和 3.2	—	R C造4階建 680.51㎡	港区児童相談所 内

子育てひろば

〔11か所〕

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備考
みなと子育てサポートハウス 「あい・ぽーと」	南青山2-25-1 TEL (5786)3250	平成 15.9.16	750.00㎡	
みなと子育て応援プラザ Pokke	芝5-18-1-102 TEL (6435)0411	平成 20.10.30	821.64㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぱい台場	台場1-7-1 アクアシティお台場4階 TEL (5520)9061	平成 20.8.20	86.18㎡	アクアシティお台場内
子育てひろば あっぱい麻布	六本木5-12-24 TEL (5114)9900	平成 20.12.16※	309.50㎡	麻布図書館内
子育てひろば あっぱい港南	港南2-3-13 品川フロン トビルキッズ館 3階 TEL (6712)0688	平成 23.1.4	131.54㎡	品川フロントビルキッズ館内
子育てひろば あっぱい港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8862	平成 25.4.1	90.00㎡	都営住宅内
子育てひろば あっぱい新橋	新橋6-4-2 TEL (5425)7525	平成 26.4.1	553.66㎡	きらきらプラザ新橋内
子育てひろば あっぱい西麻布	西麻布2-13-3 TEL (5467)7175	平成 26.11.1	356.77㎡	西麻布いきいきプラザ内 面積に子どもふれあいルーム部分 を含む
子育てひろば あっぱい芝浦	芝浦3-1-16 TEL (5730)3252	平成 27.10.1	652.54㎡	しばうら保育園内
子育てひろば あっぱい赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3900	平成 30.3.26	370.00㎡	面積にみなと保育サポート赤坂部 分を含む
子育てひろば あっぱい白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4249	平成 30.4.1	430.08㎡	面積にみなと保育サポート白金台 部分を含む

※現施設での開設は平成26年7月1日です。

みなと保育サポート

〔5か所〕

(令和4年4月1日現在)

施 設 名	所在地・電話	開設年月日	延床面積	備 考
みなと保育サポート白金	白金3-10-12 TEL (5423)4909	平成 24.4.1	127.68㎡	白金保育園内
みなと保育サポート 港南四丁目	港南4-2-4 TEL (5796)8861	平成 25.4.22	66.80㎡	都営住宅内
みなと保育サポート東麻布	東麻布2-1-1 TEL (5544)8461	平成 26.4.1	61.32㎡	東麻布二丁目複合施設内
みなと保育サポート赤坂	赤坂9-4-2 パークコート 赤坂檜町ザタワー 2階 TEL (3475)3902	平成 30.3.26	370.00㎡	面積に子育てひろばあっぱい赤坂部分を含む
みなと保育サポート白金台	白金台4-6-2 ゆかしの杜 1階 TEL (6450)4298	平成 30.4.1	430.08㎡	面積に子育てひろばあっぱい白金台部分を含む

母子生活支援施設

(区 立) 〔1か所〕

(令和4年4月1日現在)

施 設 名	所在地	開設年月日	竣工年月	敷地面積	建物構造・延床面積	備 考
母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい (港区子ども家庭総合支援 センター(ミナトイク)) [指定管理者] 社会福祉法人特別区社会福祉事業団 [指定期間]R3.4.1~R13.3.31(10年間)	南青山5-7-12	令和 3.4.1	令和 3.2	—	R C造4階建 1,153.72㎡	港区児童相談所 内

令和４年度民生費当初予算の前年度比較

(単位：千円)

		令和４年度	令和３年度	増減	伸び率（％）
民生費		57,881,465	57,107,828	773,637	1.35
	社会福祉費	16,394,394	15,240,790	1,153,604	7.57
	社会福祉総務費	2,420,426	2,311,672	108,754	4.70
	老人福祉費	1,644,101	1,645,881	△ 1,780	△ 0.11
	障害者福祉費	5,925,083	5,665,992	259,091	4.57
	応急救助費	991	931	60	6.44
	社会福祉施設費	4,977,376	4,902,800	74,576	1.52
	社会福祉施設建設費	1,426,417	713,514	712,903	99.91
	児童福祉費	36,554,642	36,501,064	53,578	0.15
	児童福祉総務費	13,956,518	14,087,074	△ 130,556	△ 0.93
	児童福祉事業費	11,162,473	11,737,439	△ 574,966	△ 4.90
	家庭福祉費	325,982	596,313	△ 270,331	△ 45.33
	児童福祉施設費	11,109,669	10,080,238	1,029,431	10.21
	生活保護費	4,857,274	5,281,463	△ 424,189	△ 8.03
	国民年金費	75,155	84,511	△ 9,356	△ 11.07

※ 各欄の金額は、他部配当金額も含みます。

※ 生活保護費、国民年金費は、目別の表記を省略しています。

民生費事業別決算（令和３年度・令和２年度）

（単位：円）

款	項	目	中事業	小事業	令和３年度決算額	令和２年度決算額
民生費					60,068,655,615	55,648,422,443
	社会福祉費				15,474,280,815	14,116,389,571
		社会福祉総務費			2,345,519,662	2,191,321,029
		職員人件費			1,467,016,000	1,472,517,031
		全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援			-	1,420,818
		家庭相談センター事業			-	1,420,818
		子どもの未来を応援する施策の推進			66,919,624	67,838,365
		港区ならではの地域包括ケアの推進			126,021,694	-
		地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進			-	512,202,758
		港区の地域福祉を支える活動の支援			518,248,482	-
		港区の地域福祉を支える活動の支援（繰越明許費繰越事業）			39,688,000	-
		地域包括ケアシステムの構築から実現に向けた取組の促進			-	100,350,033
		成年後見制度の理解と利用の促進			45,662,581	-
		低所得者の生活の支援及び自立施策の充実			4,201,987	5,382,152
		心豊かに充実した生活の支援			-	7,398,484
		心豊かで健康な生活への支援			20,619,323	-
		地域で安心して暮らせる基盤の整備			-	1,966,066
		日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実			1,944,558	-
		安心して住み続けられる住まいの確保・支援			-	1,014,782
		誰もが安心して暮らせる地域づくり			38,561,210	-
		地域における自立生活を支える仕組みづくり			-	1,975,800
		障害者の生活を支えるサービスの充実			1,752,200	-
		快適で安心できる生活環境の確保			14,884,003	19,254,740
		老人福祉費			1,447,596,246	1,445,752,028
		障害者福祉費			5,644,948,634	5,283,153,902
		応急救助費			490,000	240,000
		社会福祉施設費			4,763,645,723	4,889,965,634
		社会福祉施設建設費			1,272,080,550	305,956,978
児童福祉費		児童福祉総務費			13,751,618,296	13,367,582,361
		職員人件費			3,814,232,457	3,653,164,320
		一般職員			3,814,232,457	3,653,164,320
		子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進			299,790,073	660,734,159
		放課ＧＯ→クラブ※			-	601,926,306
		緊急児童居場所づくり事業			-	5,227,393
		子ども家庭課運営			870,642	3,765,856
		国庫支出金等過年度分償還金			231,122,544	-
		子育て王国基金利子積立金			2,500,041	2,493,000
		子ども・子育て支援事業計画推進			878,733	225,896
		子ども会活動助成			96,396	5,700
		みなとキャンプ村			0	0
		青少年問題協議会			520,964	531,750
		地区委員会活動支援			7,796,670	6,732,243
		成人の日記念のつどい			7,113,988	5,888,487
		子ども１１０番			1,130,585	1,347,305
		学童クラブ児童見守りシステム			26,619,042	31,930,223
		緊急メール配信事業			660,000	660,000
		都心から地方創生！出会い応援プロジェクト			-	0
		新型コロナウイルス感染症対策子どもの居所提供事業			20,480,468	-
		子どもの権利擁護を重視した環境づくり			520,156,523	121,685,586
		子ども家庭支援センター運営			20,683,339	18,692,448
		要保護児童・要支援児童等対策			9,892,158	71,834,056
		養育支援訪問			425,930	937,241
		相談ねっと事業			5,928,945	10,565,170
		子ども家庭支援センター移転			-	19,656,671
		児童福祉審議会			1,589,377	-
		児童福祉施設等整備費補助			127,370,000	-
		児童福祉施設措置費等支弁			298,364,831	-
		家庭養育の推進			55,901,943	-
		乳児院等への指導、監督等			0	-
		子どもの権利擁護を重視した環境づくり（繰越明許費繰越事業）			6,600,000	-
		要保護児童・要支援児童等対策			6,600,000	-
		全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援			-	1,065,974,368
		支援が必要な子どもと家庭を確実に支える			1,261,054,823	-
		児童手当等事務			48,939,386	49,170,132
		子ども医療費助成			1,190,733,640	997,123,916
		子育てコーディネーター事業			15,610,000	16,705,920
		子育て情報収集・提供事業			4,206,497	1,207,800
		出産・子育て応援メール配信事業			1,565,300	1,766,600
		保育園待機児童解消の推進			-	1,334,395,360
		保育園待機児童ゼロの継続			2,677,834,398	-
		保育課運営			98,541	3,354,157
		保育政策課運営			445,735	-
		保育施設誘致促進事業			318,925,283	750,039,647
		保育施設都有地賃借			8,091,164	8,091,164
		保育所入所事務※			9,984,613	14,888,619
		みなと保育サポート事業※			189,747,270	197,340,002
		空きクラスを活用した１歳児定員拡大事業			-	43,861,111
		港区保育室保育料給付			312,167,610	316,820,660
		認証保育所保育料助成			282,961,209	-
		認可外保育施設保育料助成			697,785,744	-
		認証保育所運営助成			857,627,229	-

保育園における保育の質の向上		4,190,037,971	3,791,250,540
私立保育園区費助成		665,595,488	637,176,502
私立保育園特別助成		587,530,000	550,432,000
私立認可保育所等安全対策		1,393,980	1,448,062
私立認可保育所等ICT化推進事業		2,665,328	26,209,960
保育従事職員資格取得支援事業		201,495	129,679
保育士等キャリアアップ補助事業		464,656,000	484,932,000
私立認可保育所等保育サービス推進事業		145,049,000	145,316,000
認証保育所保育力強化事業		17,294,000	14,800,000
保育士等宿舍借り上げ支援事業		1,044,623,000	987,681,243
私立認可保育所保育体制強化事業		11,797,000	9,105,852
保育施設建物賃借料補助事業		950,782,000	848,010,162
保育力向上支援事業		3,721,937	3,887,800
医療的ケア児・障害児保育支援		22,918,700	21,413,500
病児・病後児保育		220,560,878	-
訪問型病児・病後児保育利用料助成		1,472,250	-
保育施設への指導・監督等		8,121,300	-
私立認可保育所等新型コロナウイルス感染症対策		36,766,115	60,707,780
就学前児童に対する総合的な子育て支援検討事業		4,889,500	-
多様な都心型保育サービスの充実		-	1,943,713,166
病児・病後児保育		-	201,011,340
訪問型病児・病後児保育利用料助成		-	1,682,593
認証保育所保育料助成		-	280,873,392
認証保育所運営助成		-	859,237,010
認可外保育施設保育料助成		-	579,091,868
認証保育所等登園自粛に伴う保育料助成		-	21,816,963
子育て支援サービスの充実		981,912,051	796,664,862
子育てひろば開設準備		-	3,880,580
子育てひろば等事業		-	500,147,005
子育てひろば事業※		560,631,261	-
みなと子育てサポートハウス事業		118,662,220	40,343,060
みなと子育て応援プラザ事業		78,235,191	75,420,815
育児サポート事業（育児サポート子むすび）		12,871,550	12,907,600
派遣型一時保育		22,188,803	21,233,350
産前産後家事・育児支援事業		33,401,488	25,328,485
乳幼児ショートステイ事業		92,656,824	74,108,087
産後要支援母子ショートステイ事業		34,100	262,570
子育て支援員研修		14,656,989	15,461,952
一時保育		18,071,800	18,092,600
区事業一時保育		30,501,825	9,004,704
保育園地域開放（5地区）		-	474,054
児童福祉事業費		13,202,369,173	11,500,063,722
全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援		-	4,819,209,563
支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		6,425,662,328	-
児童手当		3,130,520,000	3,216,365,000
児童扶養手当		429,969,550	434,951,800
児童育成手当		295,114,350	296,971,000
出産費用の助成		552,123,172	498,652,545
母子生活支援施設入所事業		23,533,291	16,527,206
入院助産		0	1,624,064
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金		-	1,960,000
ひとり親世帯臨時特別給付金		-	173,755,513
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）		78,270,460	-
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）		177,454,280	-
子育て世帯への臨時特別給付金（令和2年度分）		-	178,402,435
子育て世帯への臨時特別給付金（令和3年度分）		1,738,677,225	-
保育園待機児童解消の推進		-	664,409,570
保育園待機児童ゼロの継続		571,184,750	-
地域型保育事業		571,184,750	664,409,570
保育園における保育の質の向上		6,205,522,095	6,016,444,589
区内私立保育園委託		6,159,904,707	5,983,515,307
保育所広域入所事務		45,617,388	32,929,282
家庭福祉費		547,566,790	264,931,866
全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援		-	257,687,231
支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		130,283,498	-
ひとり親家庭等医療費助成		55,630,011	50,855,261
家庭相談事業		4,527,427	-
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業		60,047,085	31,554,863
ひとり親家庭自立支援給付金事業		5,668,287	2,715,000
ひとり親家庭等支援エンジョイ・ディナー事業		-	171,219,607
母子等緊急一時保護事業		1,520,666	1,500
DV被害者支援推進事業		1,256,500	1,341,000
生理用品緊急配付事業		1,633,522	-
子どもの未来を応援する施策の推進		417,283,292	7,244,635
親子ふれあい助成事業		-	6,438,435
子どもの孤食解消と保護者支援推進事業		1,321,250	573,000
離婚前後の親支援事業		669,900	233,200
エンジョイ・セレクト事業		415,292,142	-
児童福祉施設費		9,883,746,929	9,021,222,852
子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		2,407,449,818	1,860,028,613
児童館維持管理（2地区）		20,526,127	15,730,940
児童館（4館）事業※		12,690,161	10,807,003
神明子ども中高生プラザ管理運営		119,971,517	109,402,617
麻布子ども中高生プラザ管理運営		122,654,786	119,084,123
赤坂子ども中高生プラザ管理運営		204,670,353	195,376,077
高輪子ども中高生プラザ管理運営		154,579,524	156,690,910
港南子ども中高生プラザ管理運営		291,763,286	288,573,438
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ管理運営		146,517,907	132,933,493
学童クラブ※		716,040,077	831,430,012
放課GO→クラブ※		609,106,390	-
新型コロナウイルス感染症対策二酸化炭素濃度測定器等設置		8,929,690	-

子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進（繰越明許費繰越事業）		1,227,600	-
学童クラブ		1,227,600	-
子どもの権利擁護を重視した環境づくり		202,222,357	210,248,573
（仮称）港区子ども家庭総合支援センター開設準備		-	210,248,573
子ども家庭総合支援センター維持管理		84,019,112	-
児童相談所運営		50,513,742	-
一時保護所運営		67,689,503	-
全ての子どもが健全に成長できる家庭環境づくりの支援		-	15,433,859
母子生活支援施設開設準備		-	15,433,859
支援が必要な子どもと家庭を確実に支える		85,670,246	-
母子生活支援施設管理運営		85,670,246	-
保育園待機児童解消の推進		-	6,208,085,247
保育園待機児童ゼロの継続		6,308,427,636	-
就学前児童向け外遊び場整備事業		15,035,625	-
区立保育園維持管理（5地区）		485,910,746	461,901,500
台場保育園仮設園舎等賃借		129,866,000	-
神明保育園管理運営		298,342,426	285,417,303
東麻布保育園管理運営		353,791,596	346,312,371
元麻布保育園管理運営		368,981,126	321,000,480
しばうら保育園管理運営		562,090,620	541,249,646
たかはま保育園管理運営		294,443,465	269,222,106
芝浦アイランドこども園管理運営		312,224,460	316,667,700
港区保育室事業（5地区）		3,487,741,572	3,666,314,141
保育園における保育の質の向上		878,530,024	727,426,560
区立保育園等事業※		749,754,013	727,426,560
保育業務支援システム導入※		128,776,011	-
子育て支援サービスの充実		219,248	-
保育園地域開放（5地区）		219,248	-
児童福祉施設建設費		-	1,980,438,280
子どもの権利擁護を重視した環境づくり		-	1,879,741,900
（仮称）港区子ども家庭総合支援センター整備		-	1,879,741,900
保育園待機児童解消の推進		-	100,696,380
旧神応小学校改修		-	100,696,380
生活保護費		7,137,360,755	5,319,623,421
国民年金費		71,712,857	78,170,370

注1 各欄の金額は、他部執行金額も含みます。

注2 社会福祉総務費については、家庭相談センター事業を除き、小事業別の表記を省略しています。

注3 令和3年度より、「家庭相談センター事業」は廃止となり、「家庭相談事業」に移管されました。

注4 老人福祉費、障害者福祉費、応急救助費、社会福祉施設費、社会福祉施設建設費については、中事業別の表記を省略しています。

注5 生活保護費、国民年金費については、目別の表記を省略しています。

注6 ※は子ども家庭支援部と各地区総合支所の合算です。（みなと保育サポート事業については令和3年度決算額のみ合算しています。）

子ども家庭課

児童施設災害時等緊急メール配信サービス	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時等における通信手段を複数確保し、児童・保護者の安否確認や緊急連絡体制の強化を図ります。

事業内容

(1) 概 要

災害時や緊急時に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または各施設から安否情報や緊急情報を配信します。

(2) 対 象

以下の施設を利用する園児・児童の保護者

- ・ 区立保育園 ・ 認定こども園 ・ 私立保育園
- ・ 港区保育室 ・ 認証保育所 ・ 小規模保育事業所
- ・ 児童館 ・ 子ども中高生プラザ ・ 児童高齢者交流プラザ
- ・ 放課GO→クラブ ・ 学童クラブ ・ 子育てひろば
- ・ 一時預かり事業 ・ 病児・病後児保育室 等

(3) 主な配信内容

不審者情報、熱中症情報、インフルエンザ情報、新型コロナウイルス感染症情報

開始時期

平成24年5月21日（システム稼働開始日）

実績表

（単位：件）

年度	29	30	元	2	3
登録アドレス数	7,851	8,533	9,491	10,265	9,853
メール配信数	100	90	52	55	64

※登録アドレス数は、3月31日にアドレスを一斉削除する前の件数です。

※メール配信数は、子ども家庭課からメール配信した件数です。

子ども・子育て会議	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した区長の付属機関です。

事 業 内 容

港区子ども・子育て支援事業計画や特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときに、区長に意見を述べます。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申を行います。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

港区子ども・子育て会議条例

開 始 時 期

平成25年9月（第1回開催）

実 績 表

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
開催回数（回）	6	5	5	1	4
委員数（人）	18	17	16	18	16

※委員数は、各年度第1回目の人数を掲載しています。

令和3年度の会議開催概要

	開催日	時間	会場	議題
第1回	3.6.18 (金)	18:30 ～ 20:00	港区役所9階 911～913 会議室	1 港区子ども・子育て会議 答申（案）について
第2回	3.7.27 (火)	18:30 ～ 19:30	港区役所9階 911～913 会議室	1 港区子ども・子育て支援事業計画の令和2年度における進捗状況について 2 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援にかかる対応について 3 教育・保育施設の新規開設に係る意見聴取について 4 「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」策定に係る基本的考え方について
第3回	3.10.29 (金)	18:30 ～ 19:30	港区役所9階 911～913 会議室	1 （仮称）児童相談所設置市としての港区の総合的な子育て支援のあり方の検討に当たっての区民アンケート調査について その他 1 令和元年度の区立保育園運営経費について
第4回	4.2.2 (水)	18:30 ～ 19:30	港区役所9階 911～913 会議室	1 小・中学生のインターネット及びオンラインゲームに関する実態調査の実施について その他 1 高輪二丁目民有地を活用した就学前児童向けの外遊び場の整備について 2 令和2年度の区立保育園運営経費について 3 令和2年度の区立幼稚園運営経費について 4 令和4年度の保育園及び幼稚園の申込状況について

児童福祉審議会	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

港区児童福祉審議会は、児童福祉法第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づき、所掌事項について調査審議等をするために設置した区長の付属機関です。児童福祉審議会のもとに3つの部会（保育部会、里親・子どもの権利擁護部会及び児童虐待死亡事例等検証部会）を設置しています。

事業内容

審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行います。

- (1) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- (2) 児童福祉法第6条の4第3号に規定する里親の認定に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項、第21条第1項及び第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

根拠法令等

児童福祉法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区児童福祉審議会条例

港区児童福祉審議会条例施行規則

港区児童福祉審議会部会設置要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表 (単位：回)

会議種別 \ 年度		3
児童福祉審議会		1
部会	保育部会	4
	里親・子どもの権利擁護部会	8
	児童虐待死亡事例等検証部会	2
合計		15

児童福祉施設等整備費補助	所管課	— 子ども家庭課				
目 的 港区児童福祉施設等整備費補助要綱に基づき、社会福祉法人等が児童福祉施設等を整備するに当たり、区が、その整備に要する費用を補助することにより、児童福祉施設等の整備を促進し、もって入所児（者）の処遇の向上を図ることを目的とします。 事 業 内 容 補助対象事業 児童福祉法第35条第4項及び第34条の3第1項の規定に基づき、社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の創設、増築、改築、大規模修繕（耐震化整備事業を含む。）、拡張のための工事等であって、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 児童福祉施設の設備及び運営は、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合するものであること。 (2) 事業の計画及び方法が港区児童福祉施設等整備費補助要綱第1条に定める目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待できるものであること。 (3) 事業の実施に要する費用について財源措置が確実なものであること。 根拠法令等 港区児童福祉施設等整備費補助要綱 補助金名等 次世代育成支援対策施設整備交付金 児童相談所設置区における児童福祉施設等整備費補助金 開 始 時 期 令和3年4月1日 実 績 表 <table><tr><td>年度</td><td>3</td></tr><tr><td>交付件数（件）</td><td>1</td></tr></table>			年度	3	交付件数（件）	1
年度	3					
交付件数（件）	1					

乳児院等の指導検査	所管課	—
		子ども家庭課
目 的 指導検査を通して、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。 事 業 内 容 対象施設 児童福祉法に基づく児童福祉施設（保育所及び障害児入所施設を除く。）及び児童自立生活援助事業を運営する自立援助ホーム 根拠法令等 児童福祉法 港区児童福祉施設等指導検査実施要綱 開 始 時 期 令和3年4月1日		

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

児童館等の児童施設は、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることで、児童の健全育成を図ります。

事業内容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除く）。

利用時間等

施設種別	施設数	開館時間	休館日	学童クラブ
児童館・飯倉学童クラブ	5	月～金曜：午前10時～午後6時 土曜：午前9時～午後5時	日曜、祝日 12月29日～1月3日	有
子ども中高生プラザ	6	月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※小学生の利用時間は午後6時まで	祝日 12月29日～1月3日	有
児童高齢者交流プラザ	1	月～日曜：午前9時30分～午後8時 祝日、12月29日・30日： 午前9時30分～午後6時15分 ※小学生の利用時間は午後6時まで	12月31日～1月3日	有
子どもふれあいルーム	1	月～日曜・祝日：午前9時～午後6時	12月29日～1月3日	無

根拠法令等

児童福祉法

港区立児童館条例

港区立子ども中高生プラザ条例

港区立児童高齢者交流プラザ条例

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

港区子どもふれあいルーム事業実施要綱

開始時期

児童館：昭和41年4月1日

飯倉学童クラブ：平成19年4月1日

子ども中高生プラザ：平成15年4月1日

児童高齢者交流プラザ：平成19年4月1日

子どもふれあいルーム：平成26年11月1日

実績表

令和3年度

児童館等利用状況

(単位：人)

地区・施設名		幼 児		小学生		中学生		高校生		大 人		合 計	
		年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
芝	神明子ども 中高生 プラザ	5,019	418	12,331	1,028	1,598	133	1,220	102	5,852	488	26,020	2,168
麻布	飯倉学童 クラブ	2,792	233	15,367	1,281	206	17	0	0	2,689	224	21,054	1,755
	麻布子ども 中高生 プラザ	19,265	1,605	29,500	2,458	10,474	873	5,819	485	19,903	1,659	84,961	7,080
	子ども ふれあい ルーム	2,464	205	1,076	90					2,458	205	5,998	500
赤坂	赤坂子ども 中高生 プラザ	4,554	380	22,982	1,915	1,572	131	1,236	103	9,231	769	39,575	3,298
	赤坂子ども 中高生 プラザ 青山館	4,547	379	20,735	1,728	1,015	85	839	70	6,050	504	33,186	2,766
高輪	豊 岡 児童館	1,332	111	18,583	1,549	494	41	65	5	1,200	100	21,674	1,806
	高 輪 児童館	1,427	119	12,738	1,062	30	3	10	1	1,873	156	16,078	1,340
	白金台 児童館	4,013	334	16,053	1,338	462	39	41	3	4,192	349	24,761	2,063
	高輪子ども 中高生 プラザ	21,029	1,752	35,013	2,918	6,540	545	4,438	370	30,533	2,544	97,553	8,129
芝浦 港南	台 場 児童館	610	51	21,795	1,816	1,545	129	704	59	725	60	25,379	2,115
	港南子ども 中高生 プラザ	9,928	827	61,487	5,124	3,794	316	1,565	130	9,822	819	86,596	7,216
	芝浦アイランド 児童高齢者 交流プラザ	12,510	1,043	28,096	2,341	971	81	716	60	16,163	1,347	58,456	4,871

※学童クラブ出席者を含みます。

※大人の中に団体利用者を含みます。

※各子ども中高生プラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日利用分を含みます。

※月平均については、個々の区分の年間の数値を12か月で割っています。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の利用が年間8,337人ありました。

※赤坂子ども中高生プラザ青山館は、令和2年4月1日に開設しました。

利用状況

(単位：人)

区分 年度	一般利用者数	学童クラブ 延出席数	合 計	月平均
29	646,845	198,429	845,274	70,440
30	625,404	193,465	818,869	68,239
元	539,335	184,509	723,844	60,320
2	228,527	133,383	361,910	30,159
3	363,552	177,739	541,291	45,108

※一般利用者に団体利用者を含みます。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者8,337人は含みません。

職員数

令和4年4月1日現在(単位：人)

地区・施設名		種別	職 員 数			
			館 長	指導員	会計年度 任用職員 (非常勤)	計
芝	神明子ども中高生プラザ		1	16	12	29
麻 布	飯倉学童クラブ		1	5	9	15
	麻布子ども中高生プラザ		1	17	9	27
	子どもふれあいルーム		1	6	2	9
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ		1	14	16	31
	赤坂子ども中高生プラザ青山館		1	10	15	26
高 輪	豊岡児童館		1	7	5	13
	高輪児童館		1	6	4	11
	白金台児童館		1	8	3	12
	高輪子ども中高生プラザ		1	17	17	35
芝浦港南	台場児童館		1	9	11	21
	港南子ども中高生プラザ		1	34	6	41
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ※1		1	19	5	25
合 計			13	168	114	295

※1 高齢者担当兼務(指導員2、非常勤1)を含む。

児童館週末施設開放	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放し、児童の健全な育成を図ります。

事業内容

施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日の午前9時から午後5時までです。
※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）にあたる日曜日は除きます。

根拠法令等

港区立児童館週末施設開放運営要綱
港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開始時期

平成8年4月1日

実績表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分			年度		29		30		元		2	3
麻 布	飯 倉 学 童 クラブ	個 人	52日	1,821人	51日	2,233人	44日	1,900人	—	—		
		団 体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	—	—		
赤 坂	青 山 児童館	個 人	50日	1,628人	51日	1,755人	43日	1,441人				
		団 体	0件	0人	0件	0人	0件	0人				
高 輪	豊 岡 児童館	個 人	52日	942人	51日	1,057人	44日	1,196人	—	—		
		団 体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	—	—		
	高 輪 児童館	個 人	52日	1,725人	51日	2,393人	44日	1,937人	—	—		
		団 体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	—	—		
	白金台 児童館	個 人	52日	5,891人	51日	5,653人	45日	4,614人	—	—		
		団 体	0件	0人	0件	0人	20件	537人	—	—		
芝浦港南	台 場 児童館	個 人	52日	772人	51日	832人	45日	549人	—	—		
		団 体	1件	18人	0件	0人	0件	0人	—	—		
計		個 人	310日 12,779人		306日 13,923人		265日 11,637人		—	—		
		団 体	1件 18人		0件 0人		20件 537人		—	—		

※青山児童館は令和2年3月31日をもって廃止となりました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月8日から施設開放を中止しています。
(令和4年4月1日現在)

学童クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課

目 的

保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内在住又は区内小学校に在籍する１年生から６年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

・月～金曜日：放課後から午後７時まで

※学校休業日は、午前８時から午後７時まで

・土曜日：午前８時から午後５時まで

※学校がある日は、放課後から午後５時まで

(4) 育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり

おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根拠法令等

児童福祉法

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和41年４月１日

定員及び入会児童数

令和４年４月１日現在（単位：人）

地区・クラブ名		種 別	定 員	入会児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ		110	93
	飯倉学童クラブ		66	67
麻 布	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ		80	83
	東麻布学童クラブ		64	64
	南麻布学童クラブ		120	119
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ		120	118
	赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ		80	80
高 輪	豊岡児童館学童クラブ		76	76
	高輪児童館学童クラブ		55	62
	白金台児童館学童クラブ		66	67
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ		77	78
	桂坂学童クラブ		200	208
	三光学童クラブ		160	186
	白金台学童クラブ（ゆかしの杜学童クラブ）		60	62
芝浦港南	台場児童館学童クラブ		105	97
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ		320	320
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ		132	130
	芝浦学童クラブ		270	236
	五色橋学童クラブ		160	97
合 計			2,321	2,243

放課GO→クラブ	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課
目 的 児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は当該放課GO→クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童 (2) 在籍期間 入会後から当該年度の年度末まで (3) 利用時間 ① 放課GO→ ・月～金曜日：放課後から午後5時まで ※学校休業日は、午前9時から午後5時まで ② 放課GO→学童クラブ ・月～金曜日：放課後から午後7時まで ※学校休業日は、午前8時から午後7時まで ・土曜日：午前8時から午後5時まで ※学校がある日は、放課後から午後5時まで (4) 学童クラブ育成料 月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。 根拠法令等 港区学童クラブ条例 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 港区放課GO→クラブ実施要綱 補助金名等 子ども・子育て支援交付金 東京都放課後子供教室推進事業費補助金 開 始 時 期 平成21年4月1日		

実績表

地区	放課ＧＯ→クラブ名	参加者数（延べ人数）				
		29	30	元	2	3
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	11,570	11,142	11,337	5,354	6,062
	放課ＧＯ→クラブしば	19,136	20,904	23,090	14,757	18,491
	放課ＧＯ→クラブあかばね	13,473	11,779	12,386	3,935	4,814
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	9,499	10,810	11,814	4,194	6,195
	放課ＧＯ→クラブなんざん	10,540	11,409	12,233	4,695	7,279
	放課ＧＯ→クラブほんむら	7,134	6,614	6,426	3,276	6,716
	放課ＧＯ→クラブこうがい	20,905	19,507	18,234	9,219	14,443
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	13,172	12,344	12,276	3,259	4,397
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	12,004	12,559	12,898	3,703	5,271
	放課ＧＯ→クラブあおやま	12,337	13,249	9,778	3,159	4,093
	放課ＧＯ→クラブせいなん	20,613	21,813	21,145	10,960	15,610
高輪	放課ＧＯ→クラブしろかね	13,039	12,414	14,792	6,087	6,278
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	21,811	22,044	19,605	11,415	13,640
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい				4,958	6,372
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	15,932	13,944	12,819	4,000	5,176
	放課ＧＯ→クラブこうなん		9,086	10,054	4,359	6,157
合 計		201,165	209,618	208,887	97,330	130,994

※放課ＧＯ→のうち学童クラブ事業を付加したものを、放課ＧＯ→クラブとして、各地区の総合支所管内で実施しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課ＧＯ→を令和２年３月２日から令和４年３月３１日まで休止しました。放課ＧＯ→休止期間中の参加者数（延べ人数）は、学童クラブ事業参加者数のみを計上しています。

※休止した放課ＧＯ→の代替として、緊急児童居場所づくり事業を令和２年３月９日から令和４年３月３１日まで実施しました。

※放課ＧＯ→は令和４年４月１日から再開しています。

※放課ＧＯ→クラブたかなわだいは、令和２年７月１日に開設しました。

定員及び入会児童数

令和４年４月１日現在（単位：人）

地区	放課ＧＯ→クラブ名	学童クラブ定員	学童クラブ入会児童数
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	35	35
	放課ＧＯ→クラブしば	150	150
	放課ＧＯ→クラブあかばね	30	30
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	36	36
	放課ＧＯ→クラブなんざん	70	69
	放課ＧＯ→クラブほんむら	52	51
	放課ＧＯ→クラブこうがい	100	103
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	25	25
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	30	30
	放課ＧＯ→クラブあおやま	40	34
	放課ＧＯ→クラブせいなん	120	124
高輪	放課ＧＯ→クラブしろかね	40	40
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	80	79
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい	40	40
芝浦港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	30	30
	放課ＧＯ→クラブしばはま	160	130
	放課ＧＯ→クラブこうなん	40	40
合 計		1,078	1,046

※放課ＧＯ→クラブしばはまは、令和４年４月１日に開設しました。

学童クラブ児童見守りシステム	所管課	各総合支所管理課																		
		子ども家庭課																		
目 的 各学童クラブに児童の入退室を管理するための機器を設置し、保護者が児童の入退室した日時を把握することにより、児童の放課後等の安全・安心の確保を図ります。 事 業 内 容 当該システムの利用申込みをした学童クラブ児童に、ＩＣタグを貸与します。児童が学童クラブに入退室すると、その保護者の携帯電話等に電子メールで児童の入退室を知らせます。 根拠法令等 港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱 補助金名等 東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金 開 始 時 期 平成28年 7 月 実 績 表 <table><tr><td colspan="6">各年度 4 月 25 日 現在（単位：人）</td></tr><tr><td>年 度</td><td>30</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>利用者数</td><td>2, 949</td><td>2, 863</td><td>3, 026</td><td>3, 065</td><td>3, 499</td></tr></table>			各年度 4 月 25 日 現在（単位：人）						年 度	30	元	2	3	4	利用者数	2, 949	2, 863	3, 026	3, 065	3, 499
各年度 4 月 25 日 現在（単位：人）																				
年 度	30	元	2	3	4															
利用者数	2, 949	2, 863	3, 026	3, 065	3, 499															

成人の日記念のつどい「二十歳（はたち）のつどい」（成人式）			所管課	— 子ども家庭課		
目 的						
「おとな」としての自覚と責任感を持った若者の育成を図るため、成人という節目のときを迎えた若者を祝い励ますことを目的に、「二十歳（はたち）のつどい」（成人式）を実施します。						
事業内容						
第一部は式典、第二部は懇談と実行委員会（公募新成人、青少年委員等）が企画・運営する催し物を実施します。実行委員会形式は、昭和52年度から実施しています。						
令和4年4月1日から民法上の成年年齢は18歳となりましたが、区では、令和4年度以降も成人の日記念のつどいの対象年齢を20歳としています。						
開始時期						
昭和28年1月						
実績表						
年 度		29	30	元	2	3
開 催 日		30.1.8（月・祝）	31.1.14(月・祝)	2.1.13(月・祝)	3.1.11（月・祝）	4.1.10（月・祝）
時 間		12：00～14：00	12：00～14：00	12：00～14：00	12：30～13：00	①12：00～13：00 ②14：00～15：00
会 場		東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル	東京プリンスホテル
対 象 者		H9.4.2～ H10.4.1生	H10.4.2～ H11.4.1生	H11.4.2～ H12.4.1生	H12.4.2～ H13.4.1生	H13.4.2～ H14.4.1生
対象者数 (1月1日現在)		1,486人 (外国人129人を含む)	1,581人 (外国人113人を含む)	1,549人 (外国人117人を含む)	1,442人 (外国人91人を含む)	1,467人 (外国人76人を含む)
参加者数		757人 (転出者128人を含む)	772人 (転出者126人を含む)	800人 (転出者146人を含む)	—	652人 (転出者96人を含む)
参 加 率		50.9%	48.8%	51.6%	—	44.4%
メッセージ グッズ		オリジナル マグカップ	オリジナル 万年筆	オリジナル カードケース	オリジナル 名刺入れ	オリジナル ステンレスストロー
テ ー マ		Chooser ～ 駆け抜けろ、 人生 ～	平成最後の成人式 ～新しい章の 始まり～	新歩（しんぽ）	夢現（むげん）	変化（へんか）
内 容	第1部	式辞：区長	式辞：区長	式辞：区長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、会場開催は中止しました。代替として、動画配信サイトを通じ、ライブ配信を実施しました。また、新成人に向けたお祝い動画を作成し、一定期間動画配信サイトで放送しました。	式辞：区長 祝辞：議長 新成人代表挨拶 実行委員会企画： 抽選会他
		祝辞：議長	祝辞：議長	祝辞：議長		
		新成人代表挨拶	新成人代表挨拶	新成人代表挨拶		
	第2部	会食・懇談	会食・懇談	会食・懇談	1 ライブ配信内容 (1)式辞：区長 (2)祝辞：議長 (3)新成人代表挨拶 2 お祝い動画 (1)小・中学校の恩師からのビデオメッセージ (2)スペシャルゲストからのビデオメッセージ	行政のお知らせ スライド・動画(20件) 写真撮影スポット （東京タワー、増上寺、区立芝公園） 家族向けライブ配信 着付け直しコーナー
		実行委員会企画： 億万長者ゲーム他	実行委員会企画： 宝くじ他	実行委員会企画： マジックショー他		
	そ の 他	行政のお知らせ スライド（8件）	行政のお知らせ スライド・動画(14件)	行政のお知らせ スライド・動画(15件)		新型コロナウイルス感染症の対策として 同じ内容を2回に分けて実施
		「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー	「めいすい君」と 記念撮影コーナー		
		ありがとうポスト44枚	ありがとうポスト87枚	ありがとうポスト52枚		
		着付け直しコーナー	着付け直しコーナー	着付け直しコーナー		
		秋川雅史氏 お祝いの歌	—	本庁舎9階にて、 会場の様子を放映		

子ども110番事業	所管課	—			
		子ども家庭課			

目 的

子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察や保護者に通報して子どもの安全を図ります。

事業内容

区立小学校PTAと区が地域の個人・事業所に加入をお願いし、加入者には目印となる協力者シールを道路等から見える位置に貼っていただきます。

また、区立小学校通学区域ごとの協力者マップを作成し、各区立小学校等に配布します。

区は協力者見舞金制度を設け、協力者が協力したことにより人的・物的被害を受けた場合に、区が加入する補償保険の約款に基づいて、見舞金を支給します。

根拠法令等

港区「子ども110番協力者」見舞金支給要綱

開始時期

平成16年2月 協力者マップの作成・配布
平成17年7月 見舞金支給制度の創設

実績表

(1) 年度別協力者数 令和4年3月31日現在（単位：件）

年 度	29	30	元	2	3
協 力 者 数	1,246	1,303	1,311	1,278	1,238

(2) 小学校区別協力者数 令和4年3月31日現在（単位：件）

小学校区	個人・事業所	区有施設	計	小学校区	個人・事業所	区有施設	計
御 成 門	152	17	169	麻 布	80	7	87
芝	51	2	53	南 山	63	2	65
赤 羽	51	4	55	本 村	19	6	25
芝 浦	59	12	71	筈	62	3	65
御 田	69	9	78	東 町	45	3	48
高 輪 台	50	11	61	赤 坂	91	9	100
白 金	32	5	37	青 山	47	11	58
白金の丘学園 白 金 の 丘	98	10	108	青 南	54	6	60
港 南	44	13	57	お台場学園 港 陽	35	6	41
				合 計	1,102	136	1,238

遊び場対策本部運営	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

青少年の健全な育成のための子どもの遊び場に関する総合施策の推進を図ります。

事 業 内 容

区内にある遊び場及び遊び場の対象となる遊休地の活用について決定します。

遊び場の対象となる遊休地は、原則として土地面積が概ね100㎡以上、活用できる期間が1年以上のものです。

遊 び 場 一 覧

令和4年4月1日現在

名 称	所 在 地	面 積	開 設 年 月 日
久国神社境内遊び場	六本木二丁目1番	341㎡	昭和 42. 2. 1
氷川神社境内遊び場	赤坂六丁目10番	284㎡	昭和 44. 4. 1
白金台三丁目遊び場	白金台三丁目12番先	1,416㎡	昭和 45. 9. 20
夕風橋際遊び場	芝浦四丁目20番	1,361㎡	昭和 46. 3. 31
承教寺前遊び場	高輪二丁目4番先	40㎡	昭和 46. 8. 19
日東坂下遊び場	白金台五丁目11番先	236㎡	昭和 48. 1. 5
白金台緑の遊び場	白金台三丁目7番	878㎡	昭和 50. 1. 31
高輪台遊び場	高輪三丁目9番	527㎡	昭和 50. 4. 1
港南三丁目遊び場	港南三丁目2番	3,002㎡	昭和 50. 9. 6
永坂上遊び場	六本木五丁目18番先	98㎡	昭和 51. 4. 1

根拠法令等

港区遊び場対策本部設置要綱

開 始 時 期

昭和41年10月

実 績 表

年度	幹事会議	本部会議	議題
29	—	—	—
30	11.19（月）	12.12（水）	浜松町二丁目遊び場の廃止について
元	—	—	—
2	—	—	—
3	—	—	—

みなとキャンプ村			所管課	各総合支所協働推進課		
				子ども家庭課		
目 的						
青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験をとおして、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設することにより、青少年の健全育成を図ります。						
事業内容						
港区青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。						
区が夏休みの一定期間（２泊３日の２ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師の依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。						
募集やプログラムは、各青少年対策地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。						
開始時期						
昭和52年 8 月						
実績表						
年 度		29	30	元	2	3
担 当 者 会 議		4.19(水)	4.17(火)	4.16(火)	－	－
リ ー ダ ー 会 議		7.5(水)	7.5(木)	7.4(木)	－	－
日程・地区委員会	第 1 ロ ー テ ー シ ョ ン	8.9～11 (土～月)	8.11～13 (土～月)	8.10～12 (土～月)	－	－
		高 松地区 港 南地区 白 金地区 青 山地区 お台場地区	御成門地区 港 南地区 白 金地区 六本木地区 青 山地区	六本木地区 高 陵地区 青 山地区 港 南地区 お台場地区	－	－
	第 2 ロ ー テ ー シ ョ ン	8.19～21 (土～月)	8.18～20 (土～月)	8.17～19 (土～月)	－	－
		御成門地区 三 田地区 六本木地区 高 陵地区 赤 坂地区	三 田地区 高 松地区 高 陵地区 赤 坂地区 お台場地区	御成門地区 三 田地区 高 松地区 白 金地区 赤 坂地区	－	－
キ ャ ン プ 場		山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	山梨県小菅村 平山キャンプ場	－	－
参加者(人)	青少年	337 (小1～中3)	330 (小1～中3)	343 (小1～中3)	－	－
	育 成	204	221	214	－	－
	合 計	541	551	557	－	－
反 省 会 議		9.5 (火)	8.30 (木)	9.5 (木)	－	－

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度は中止しました。

青少年問題協議会	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を適切に実施するため、青少年問題の調査、審議及び関係行政機関相互の連絡調整を図ります。

事 業 内 容

青少年問題に対処するため、昭和28年に国が法律を制定して都道府県に設置を義務付け、市町村には設置を求めた区長の付属機関です。

青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。

根拠法令等

地方青少年問題協議会法

港区青少年問題協議会条例

開 始 時 期

昭和40年3月

関係発行物

港区青少年健全育成活動方針（毎年度発行）

実 績 表

年 度			29	30	元	2	3
幹事会	開 催 日		29.12.22 (金)	30.12.19 (水)	元.12.19 (木)	－	4.1.11 (火)
	幹 事 数 (人)		19	19	19	11	23
	出 席 者 数 (人)		17	11	17	－	21
協議会	開 催 日		30.2.6 (火)	31.1.30 (水)	2.1.29 (水)	－	4.1.27 (木)
	委 員 数 (人)		31	31	31	31	31
	出席者数 (人)	委 員	31	31	30	－	26
		幹 事	15	18	18	－	20
		計 (区長を含む)	47	50	49	－	46
港区青少年健全育成活動方針 発行部数 (部)			14,600	13,500	12,500	13,000	13,500

※港区青少年健全育成活動方針は、毎年度末に翌年度版を作成しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、幹事会及び協議会は書面開催。

青少年対策地区委員会活動支援	所管課	各総合支所協働推進課
		子ども家庭課

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

事業内容

- (1) 「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- (2) 地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部子ども家庭課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根拠法令等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

開始時期

昭和34年11月 青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月 青少年問題協議会から独立

昭和57年6月 青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関係発行物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

実績表

(1) 青少年人口と事業参加者数

（単位：人（事業参加者数は延））

地区 委員会	29.1.1 現在29 歳以下	29年度 事業 参加者	30.1.1 現在29 歳以下	30年度 事業 参加者	31.1.1 現在29 歳以下	元年度 事業 参加者	2.1.1 現在29 歳以下	2年度 事業 参加者	3.1.1 現在29 歳以下	3年度 事業 参加者
御成門	4,211	1,868	4,234	1,996	4,269	1,635	4,464	34	4,537	540
三 田	9,046	3,890	9,441	3,887	9,742	4,710	9,895	1,223	9,981	414
高 松	7,827	2,277	8,143	2,093	8,328	2,032	8,293	163	8,320	73
港 南	13,667	2,238	14,010	1,762	14,164	1,691	14,553	393	14,575	461
白 金	4,998	1,253	5,035	1,207	5,181	1,037	5,192	1,977	5,091	1,890
六本木	9,570	295	9,921	355	10,183	816	10,217	115	10,090	182
高 陵	6,208	1,195	6,402	990	6,685	1,729	6,754	157	6,739	186
赤 坂	5,204	2,140	5,343	2,336	5,469	1,865	5,726	354	5,639	248
青 山	3,832	1,535	3,881	1,095	4,010	689	4,024	326	4,070	99
お台場	1,674	3,440	1,694	4,280	1,698	4,000	1,678	2,205	1,627	2,760
計	66,237	20,131	68,104	20,001	69,729	20,204	70,796	6,947	70,669	6,853

(2) 組織活動補助金額

(単位：円)

年 度		29	30	元	2	3
御成門	一 般 分	613,600	612,200	611,200	204,738	177,630
	レベルアップ分	171,719	161,420	157,540	0	0
	計	785,319	773,620	768,740	204,738	177,630
三田	一 般 分	686,600	688,600	689,700	790,000	791,000
	レベルアップ分	200,000	200,000	24,466	0	0
	計	886,600	888,600	714,166	790,000	791,000
高松	一 般 分	668,200	552,832	669,400	68,416	49,465
	レベルアップ分	200,000	200,000	0	0	0
	計	868,200	752,832	669,400	68,416	49,465
港南	一 般 分	756,300	755,700	386,395	338,059	856,000
	レベルアップ分	100,000	200,000	0	0	0
	計	856,300	955,700	386,395	338,059	856,000
白金	一 般 分	625,400	623,900	624,300	362,398	686,692
	レベルアップ分	200,000	200,000	0	0	200,000
	計	825,400	823,900	624,300	362,398	886,692
六本木	一 般 分	694,500	695,700	199,386	581,584	628,393
	レベルアップ分	200,000	200,000	0	0	0
	計	894,500	895,700	199,386	581,584	628,393
高陵	一 般 分	643,700	644,000	645,900	745,000	745,000
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	843,700	844,000	845,900	945,000	945,000
赤坂	一 般 分	476,331	628,400	628,400	731,000	730,000
	レベルアップ分	200,000	200,000	197,300	200,000	200,000
	計	676,331	828,400	825,700	931,000	930,000
青山	一 般 分	607,800	607,000	607,500	550,313	708,000
	レベルアップ分	200,000	200,000	85,516	200,000	200,000
	計	807,800	807,000	693,016	750,313	908,000
お台場	一 般 分	575,300	574,900	574,500	674,000	673,000
	レベルアップ分	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	計	775,300	774,900	774,500	874,000	873,000
計	一 般 分	6,347,731	6,383,232	5,636,681	5,045,508	6,045,180
	レベルアップ分	1,871,719	1,961,420	864,822	800,000	1,000,000
	計	8,219,450	8,344,652	6,501,503	5,845,508	7,045,180

※「－」は補助金の申請なし、「0」は補助金交付後に全額返還があったことを示します。

(3) 会 議

年 度		29		30		元		2	3
会長会 (年2回)	開催日	5.30 (火)	10.13 (金)	6.5 (火)	10.25 (木)	5.24 (金)	11.1 (金)	7.16(木)	11.30(火)
担当者会など (年1回)	開催日	4.10(月)		4.11(水)		4.10(水)		4.16(木)	4.8(木)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、担当者会は書面会議としました。

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会長会を1回中止しました。

子ども会活動助成	所管課	—
		子ども家庭課

目 的

少年期に仲間や地域の大人とのふれあいをとおして社会性・自立性・協調性・創造性等を養うことを目的に活動している子ども会を支援することにより、青少年の健全育成を図ります。

事業内容

港区子ども会連合会に加盟する子ども会に、指導者謝礼を助成します。

総会及び年3回程度の代表者会議に参加し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。

開始時期

昭和54年

実績表

(1) 加盟団体数及び事業参加者数

(単位：人(延))

年 度		29	30	元	2	3
港区子ども会連合会加盟団体数		5団体	5団体	5団体	3団体	3団体
事業参加者数	マルス・クラブ	405	253	487	20	30
	ディズニー少年団	16	27	46	—	134
	スーパートマト子ども会	96	112	89	—	—
	スマイルクラブ	261	140	95		
	Rainbow kids club	489	398	40		
	合計	1,267	930	757	20	164

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、多くの活動が中止になりました。

(2) 子ども会連合会統一事業実施状況

(単位：人)

年 度		29	30	元	2	3
事 業 名		子ども会まつり	子ども会まつり	子ども会まつり	—	子ども会まつり
日 時		11.11(土) 14時～16時	7.21(土) 13時30分～15時	6.22(土) 13時30分～15時	—	11.14(日) 14時～15時30分
会 場		神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階	神明いきいき プラザ6階	—	神明いきいき プラザ6階
内 容		パン釣り、的あて、大型パズル、ちぎり絵作り、バルーンアート、消火器訓練など	パン釣り、大型パズル、宝釣り、エコバッグ作り、バルーンアート、消火器訓練など	パン釣り、宝釣り、大型パズル、エコバッグ描画、輪投げ、消火器操作実演など	—	パン釣り、的あて、エコバッグ作り、クイズ、絵画展示、消火器操作訓練など
参加者数	子ども	43	43	50	—	54
	大人	38	34	31	—	23
	計	81	77	81	—	77
	子ども	49	77	124	—	62
	大人	38	33	88	—	81
	計	87	110	212	—	143
	合計	168	187	293	—	220

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は、子ども会連合会統一事業を中止しました。

青少年関係団体指導者等賠償責任保険
(ボランティア保険)

所管課

子ども家庭課

目 的

区で活動する青少年関係団体（PTA・地区委員会・子ども会・町会・少年スポーツ団体など）の指導者等を対象に、区が保険料を全額負担し、団体の青少年健全育成活動中に損害賠償責任を負ったり自身が死傷した場合に備えた賠償責任保険と傷害保険の補償を行うことにより、安全・安心な青少年健全育成活動を支援します。

事業内容

加入の申請受付・認定、事故報告書の受付・提出等を行います。

保 険 内 容

賠償責任 保険	対 象 と な る 事 故	指導者が、活動の参加者や第三者の身体・物に損害を与え、法律上の 損害賠償責任を負った場合	
	保 険 金 額	(1) 対人賠償 (2) 財物賠償 (3) 保管物賠償 免責金額：0円	最高1事故2億円 最高1事故2億円 最高1事故300万円
傷害保険	対 象 と な る 事 故	指導者及び参加者が、青少年育成活動中に急激かつ偶然な外来の事故 で、けがをした場合、又は死亡した場合	
	保 険 金 額	(1) 死亡保険金 (2) 後遺障害保険金 (3) 入院保険金 (4) 通院保険金 支払い対象期間：(3)は事故日から180日、(4)は90日を限度	500万円 20万円～500万円 1日3,000円 1日2,000円

※他の賠償責任保険に加入されている場合は他の保険を優先し、不足分を本保険で適用します。

根拠法令等

港区青少年関係団体指導者等賠償責任保険取扱要綱

開始時期

昭和60年4月1日

実績表

(単位：件)

年 度	29	30	元	2	3
青少年関係団体加入数	88	88	81	76	73
保 険 該 当 事 故 数 (事故発生日基準)	1	5	0	0	1

ひきこもり対策	所管課	—				
		生活福祉調整課 (子ども家庭課)				
ひきこもり対策は、令和2年4月から対象を子ども・若者に限定せず生活福祉調整課で行っています。						
目 的						
近年、社会参加や対人交流を避けて自宅を中心とした生活を送る、「社会的ひきこもり」が子ども・若者に増加しているといわれ、重要な課題となっています。ひきこもりになる要因や状況も様々なことから、必要な支援も一人ひとり異なることが推測されます。						
平成21年7月に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援施策を推進することを目的に制定された「子ども・若者育成支援推進法」(平成22年4月1日施行)に基づき、区は、適切な支援施策を積極的に推進します。						
事 業 内 容						
港区子ども・若者支援地域協議会を設置し、専門家の助言を得ながら地域及び関係部署が連携して支援を実施していきます。						
根拠法令等						
子ども・若者育成支援推進法						
港区子ども・若者支援地域協議会設置要綱						
開 始 時 期						
平成22年2月						
実 績 表						
(1) 協議会						
(単位：人)						
年 度	29	30	元	2	3	
港区子ども・若者支援地域協議会	開 催 日	30.3.23(金)	31.2.6(水)	—	—	—
	委 員 数	18	18	—	—	—
	出席者数	15	16	—	—	—
(2) 講演会						
年 度	29	30	元	2	3	
第1回	開催日	29.8.30(水)	30.8.29(水)	元.7.25(木)	—	3.9.16(木)
	会 場	みなと保健所	みなと保健所	みなと保健所	—	みなと保健所
	内 容	思春期講演会	思春期講演会	思春期講演会	—	思春期講演会
	参加者	64人	36人	47人	—	28人
第2回	開催日	30.3.20(火)	31.3.18(月)	2.3.16(月)	—	—
	会 場	港区役所	港区役所	高輪区民センター	—	—
	内 容	子ども・若者講演会	子ども・若者講演会	子ども・若者講演会	—	—
	参加者	28人	28人	中止	—	—

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月から令和3年3月まで中止としました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月から令和3年3月まで中止としました。

子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	所管課	—	
		子ども家庭課	

目 的
子ども食堂を運営する個人や団体に対して活動の支援等を行い、子どもの孤食解消及び保護者の支援を促進します。

事 業 内 容
(1) 「港区子ども食堂推進事業補助金」の交付
① 対 象
民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事及び交流の場を提供する取組
② 補助金額
ア 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い金額
(ア) 対象経費の実支出額－寄付金その他の収入額並びに国からの交付金及び補助金の受入額
(イ) 実施月数×2万円(令和3年度は実施月数×3万円)
イ アに加え、配色又は宅食を実施するときは、年間12万円を上限として加算(令和3年度は年間60万円を上限として加算)
(2) 「港区子ども食堂ネットワーク」の設立
① 対 象
子ども食堂の運営者、子どもの食に関わる活動をしている人、運営や支援を検討している人等
② 活動内容
子ども食堂運営者・支援者(検討中の人を含む)の連携、情報共有
子ども食堂の情報発信、理解促進 等

根拠法令等
港区子ども食堂推進事業補助金交付要綱

開 始 時 期
平成31年4月 港区子ども食堂推進事業補助開始
令和2年2月 港区子ども食堂ネットワーク発足

実 績 表
(1) 申請件数及び補助金額

年 度	元	2	3
申請件数(件)	3	3	3
補助金額(千円)	100	573	1,321

(2) 港区子ども食堂ネットワーク会員数(令和4年3月31日現在)

年 度	元	2	3
会員数	35	45	52

児童手当・特例給付	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

児童を養育している人に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

(2) 手 当 額 (児童1人当たりの月額)

令和4年4月現在

区分	所得制限内の 場合	所得制限を 超える場合
0～3歳未満まで(一律)	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了までの第1子及び第2子	10,000円	
3歳～小学校修了までの第3子以降	15,000円	
中学生(一律)	10,000円	

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	6,220	6,600	6,980	7,360	380

根拠法令等

児童手当法

補助金名等

児童手当交付金、児童手当等都負担金

開 始 時 期

平成24年4月1日

実 績 表

年度 区分	29	30	元	2	3
受給者数(人)	22,310	22,809	22,861	22,771	22,577
受給対象児童数(人)	32,753	33,596	33,934	33,883	33,627
支給額(千円)	3,100,355	3,171,430	3,196,765	3,216,365	3,130,520

※受給者数、受給対象児童数には施設等受給資格者も含まれます。

児童扶養手当	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

事業内容

(1) 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいなか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から10月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	380
	一部支給	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

※平成30年8月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

(2) 手 当 額 (月額)

令和4年4月現在

児童数	1人の場合	2人の場合	1人増す毎に加算
全 部 支 給 (円)	43,070	10,170加算	6,100
一 部 支 給 (円)	43,060～10,160	10,160～5,090加算	6,090～3,050

※所得に応じて10円刻みで変動

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

根拠法令等

児童扶養手当法

補助金名等

児童扶養手当給付費国庫負担金

開 始 時 期

昭和37年1月1日

実績表

手当支給状況

年度		29	30	元	2	3
区分						
受給者 (人)	全部支給	549	589	579	549	551
	一部支給	474	357	358	356	333
	計	1,023	946	937	905	884
手当月額(円) 児童1人の場合	全部支給	42,290	42,500	42,910	43,160	43,160
	一部支給	42,280～ 9,980	42,490～ 10,030	42,900～ 10,120	43,150～ 10,180	43,150～ 10,180

※手当月額は各年度3月31日現在の金額です。

支払総額の推移

年度	29	30	元	2	3
区分					
全部支給 (円)	312,688,450	299,323,570	374,731,240	311,598,740	303,741,020
一部支給 (円)	171,022,480	156,432,020	180,586,480	123,353,060	126,228,530
計 (円)	483,710,930	455,755,590	555,317,720	434,951,800	429,969,550

特別児童扶養手当	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいないか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度
- ③ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手 当 額（月額）（令和4年4月現在）

1級 児童1人につき 52,400円

2級 児童1人につき 34,900円

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

補助金名等

特別児童扶養当事務取扱交付金（受給者数等に基づく算定額を国が負担）

開 始 時 期

昭和37年9月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度		29	30	元	2	3
区 分	受 給 者(人)	124	124	122	123	118
	手 当 月 額(円)					
児童1人の場合	重度	51,450	51,700	52,200	52,500	52,500
	中度	34,270	34,430	34,770	34,970	34,970

※手当は東京都が支給するため、区の実績はありません。

児童育成手当（育成手当）	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額（月額）

児童1人につき13,500円（令和4年4月現在）

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開 始 時 期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度 区 分	29	30	元	2	3
受 給 者 数(人)	1,427(21)	1,381(24)	1,335(20)	1,318(20)	1,278(24)
受給対象児童数(人)	1,891(21)	1,854(28)	1,795(22)	1,769(22)	1,717(26)
手 当 月 額(円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
支 給 額(円)	303,179,000	295,434,000	289,723,500	281,083,500	278,560,350

※平成29年度から育成手当と障害手当の併給者数をカッコ書きしています。

児童育成手当（障害手当）	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象 者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2級程度
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手 当 額（月額）

児童1人につき15,500円（令和4年4月現在）

根拠法令等

港区児童育成手当条例

開 始 時 期

昭和47年1月1日

実 績 表

支 給 状 況

年 度 区 分	29	30	元	2	3
受 給 者 数(人)	92(21)	94(24)	86(20)	84(20)	88(24)
受給対象児童数(人)	95(21)	96(28)	89(22)	90(22)	93(26)
手 当 月 額(円)	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
支 給 額(円)	17,794,000	17,561,500	17,732,000	15,887,500	16,554,000

※平成29年度から受給者数に育成手当と障害手当の併給者数も加算しています。

※平成29年度から受給者数と受給対象児童数に育成手当と障害手当の併給者数をカッコ書きしています。

子ども医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

子どもの医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次の要件に該当する子どもの保護者

- ① 保護者・子どもが港区に住所を有すること
- ② 日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

根拠法令等

港区子ども医療費助成条例

開 始 時 期

平成5年1月1日

実 績 表

(1) 乳幼児

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
医療証受給者数(人)	18,562	19,054	18,968	18,306	17,570
医療費助成件数(件)	302,623	315,579	319,749	233,008	268,480
医療費助成額(円)	582,344,962	607,021,906	620,810,294	483,311,863	590,968,890

(2) 児 童

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
医療証受給者数(人)	15,728	16,566	17,423	17,905	18,652
医療費助成件数(件)	196,913	212,839	224,327	184,732	214,625
医療費助成額(円)	471,256,565	514,806,151	551,122,853	486,144,250	568,264,084

ひとり親家庭等医療費助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

事業内容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで〈ただし、児童に障害がある場合は20歳未満まで〉）で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所得限度額表

扶養親族等の数 (人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費（入院時の食事療養費を除く。）を助成します。

- ① 住民税非課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分を助成します。
- ② 住民税課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分から一部負担金相当額を控除した額を助成します。

根拠法令等

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

開始時期

平成2年4月1日

実績表

年 度		29	30	元	2	3
区 分	医療証受給世帯数（世帯）	985	894	860	833	844
	一般世帯	406	352	358	339	313
	非課税世帯	579	542	502	494	531
医 療 費 助 成 額（円）		59,391,017	54,726,948	55,043,324	49,570,399	54,298,776

出産費用助成	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境整備を図ります。

事業内容

(1) 助成の対象者

出産した子どもの保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ① 子どもを出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- ② 生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること。
ただし、外国籍の対象者が、日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から、申請者の住所に子どもの住民登録があり申請日において同居していること
- ③ 母が日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等73万円を限度としてその額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。多胎の場合、73万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき40万円を加算した額が限度額となります。

（令和2年4月から限度額を、60万円から73万円に拡大しました。）

根拠法令等

港区出産費用助成事業実施要綱

開始時期

平成18年4月1日

実績表

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
決定者数（人）	2,389	2,320	2,252	2,359	2,249
受給者数（人）	2,357	2,274	2,229	2,318	2,209
支払助成額（円）	338,823,576	326,599,277	321,667,996	496,854,880	552,123,172

※決定者数と受給者数が異なっているのは出産費用が出産育児一時金等を下回るなどの理由により、支給実績がないためです。

コミュニティバス乗車券の発行	所管課	各総合支所区民課
		子ども家庭課

目 的

妊産婦等に対し乗車券を発行し、乗車運賃を助成することにより社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者、妊産婦に港区コミュニティバスの乗車券を無料で発行します。

平成29年度から、対象を3歳未満の子どもがいる、区が定める所得基準内（※）の世帯に拡大しました。

令和2年4月から、妊産婦の二親等以内の家族最大5人まで利用できるように、また多胎児産婦は子の数に応じた枚数を発行するよう事業を拡大しました。

※所得基準表

扶養親族等人数	所 得 基 準
0 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1 人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開 始 時 期

平成16年10月

実 績 表

発 行 の 状 況

(単位：枚)

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
児童扶養手当受給者等	836	775	720	745	697
妊 産 婦	5,871	5,681	5,555	5,201	4,839
3 歳 未 満 児	872	577	511	376	354

都営交通の無料乗車券の交付	所管課	各総合支所区民課												
		子ども家庭課												
目 的 児童扶養手当受給世帯に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。 事 業 内 容 児童扶養手当受給世帯に、都営のバス・地下鉄・電車等の無料乗車券を交付します。 有 効 期 間 1 年間 根拠法令等 東京都都営交通無料乗車券発行規程 開 始 時 期 昭和42年10月 実 績 表 交 付 の 状 況 (単位：枚) <table><tr><td> 年 度 区 分 </td><td>29</td><td>30</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>無料乗車券交付枚数</td><td>885</td><td>773</td><td>762</td><td>745</td><td>716</td></tr></table>			年 度 区 分	29	30	元	2	3	無料乗車券交付枚数	885	773	762	745	716
年 度 区 分	29	30	元	2	3									
無料乗車券交付枚数	885	773	762	745	716									

目 的

保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、児童を一時的に養育することが困難になった場合、当該児童を区が指定する宿泊施設の客室で短期的に養育することで、保護者等が治療に専念できるようにし、当該児童の感染防止も図ります。

事業内容

(1) 概 要

みなと保健所の要請があり、かつ、保護者等の申し込みがあった場合に、対象となる児童を区が借上げた宿泊施設の客室に受入れ、保護者等が戻るまでの間、当該児童の居所を提供します。低年齢の児童を受け入れた場合は安全に見守りができるよう、専門の保育事業者が客室に24時間常駐します。

(2) 対 象 者

次に掲げる要件を満たし、かつ、当該保護者等のほかに当該児童を養育する者がいない児童

- ①保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染していること。
- ②PCR検査等によって陰性であることが確認されていること。
- ③みなと保健所から推薦を受けていること。
- ④0歳6か月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

根拠法令等

港区新型コロナウイルスに感染した親の入院に伴う子の居所提供事業実施要綱

補助金名等

養育困難児童の受入体制整備事業補助金

開 始 時 期

令和2年4月30日

実 績 表

区 分 \ 年 度	2	3
利用世帯数（件）	8	10
利用人数（人）	11	13

ひとり親家庭等支援エンジョイ・ディナー事業	所管課	—												
		子ども家庭課												
※本事業は、令和2年度末で廃止となりました。 令和3年4月からエンジョイ・セレクト事業として実施しています。														
目 的														
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的な影響が大きい低所得のひとり親家庭等に対し、親子が団らんして栄養バランスの取れた食事の機会を提供することにより、家計と家事の負担を軽減し、家庭の生活再建を図ります。														
事 業 内 容														
(1) 対 象 者														
次のいずれかに該当するもの														
①区内に住所を有し、児童扶養手当を受給する保護者及び当該保護者の子ども（0歳から18歳までの子どもに限る。）														
②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が1か月でも次の表の基準月額表以下になっているひとり親家庭等														
<table><tr><td>子どもの人数（人）</td><td>世帯の収入基準月額（円）</td></tr><tr><td>1</td><td>220,000</td></tr><tr><td>2</td><td>248,000</td></tr><tr><td>3</td><td>277,000</td></tr><tr><td>4</td><td>305,000</td></tr><tr><td>5</td><td>334,000</td></tr></table>			子どもの人数（人）	世帯の収入基準月額（円）	1	220,000	2	248,000	3	277,000	4	305,000	5	334,000
子どもの人数（人）	世帯の収入基準月額（円）													
1	220,000													
2	248,000													
3	277,000													
4	305,000													
5	334,000													
(2) 提供内容														
平日（月～金、祝日除く）の夕食を支援するため、弁当を提供します。														
(3) 配布場所等														
区立児童館等 午後5時から午後7時まで														
子ども中高生プラザ等 午後5時から午後8時まで														
※障害などで配布場所まで取りに来ることが困難な場合は自宅配送します。														
根拠法令等														
港区エンジョイ・ディナー事業実施要綱														
補助金名等														
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金														
開 始 時 期														
令和2年6月19日														
実 績 表														
<table><tr><td>年 度</td><td>2</td></tr><tr><td>区 分</td><td></td></tr><tr><td>延べ配布個数（個）</td><td>130,915</td></tr></table>			年 度	2	区 分		延べ配布個数（個）	130,915						
年 度	2													
区 分														
延べ配布個数（個）	130,915													

目 的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、食料品や日用品を提供することにより、家計の負担を軽減し家庭の生活再建を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次のいずれかに該当するもの

①港区から児童手当を受給している児童扶養手当の所得基準未満の両親世帯

扶養親族等人数（人）	所得基準額（円）
0	1,920,000
1	2,300,000
2	2,680,000
3	3,060,000
4	3,440,000

②港区から児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

③新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が児童扶養手当受給基準程度まで下がったひとり親の家計急変世帯

子どもの人数（人）	世帯の収入基準月額（円）
1	220,000
2	248,000
3	277,000
4	305,000
5	334,000

(2) 提供方法

毎月1回対象者に食料品等が選べるカタログを送付し、カタログから注文された食料品等を自宅に配送します。

根拠法令等

港区エンジョイ・セレクト事業実施要綱

開始時期

令和3年4月1日

実績表

年度	3
区分	
延べ配送世帯数（件）	38,576

港区子育て世帯等臨時特別支援事業	所管課	—						
		子ども家庭課						
目 的 新型コロナウイルス感染症に対する臨時の対策として、子育て世帯等に特別給付金の支給を行うことにより、子育て世帯等の生活を支援します。 事 業 内 容 (1) 対 象 者 次の全ての要件に該当する人 ① 平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童を養育している人 ② 令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人 (2) 支給金額 児童1人につき10万円 根拠法令等 令和3年度港区子育て世帯等臨時特別支援事業支給事務実施要綱 補助金名等 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 開 始 時 期 令和3年12月3日 実 績 表 <table><tr><td>支給世帯数（世帯）</td><td>支給対象児童数（人）</td><td>支給金額（円）</td></tr><tr><td>11,401</td><td>17,291</td><td>1,729,050,000</td></tr></table>			支給世帯数（世帯）	支給対象児童数（人）	支給金額（円）	11,401	17,291	1,729,050,000
支給世帯数（世帯）	支給対象児童数（人）	支給金額（円）						
11,401	17,291	1,729,050,000						

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活
支援特別給付金（ひとり親世帯分）

所管課

子ども家庭課

目 的

新型コロナウイルス感染症に対する臨時の対策として、ひとり親世帯等に特別給付金の支給を行うことにより、ひとり親世帯等の生活を支援します。

事業内容

(1) 対象者

次のいずれかの要件に該当する人

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当を受給している人
- ② 公的年金等を受給していることで令和3年4月の児童扶養手当が全部支給停止の人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し収入が児童扶養手当支給対象世帯と同じ水準になった人

(2) 支給金額

児童1人につき5万円

根拠法令等

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
支給事業実施要綱

補助金名等

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

開始時期

令和3年5月14日

実績表

区分	支給世帯数（世帯）	支給金額（円）
児童扶養手当令和3年4月分受給者	861	59,900,000
公的年金受給者	29	1,850,000
家計急変者	89	5,850,000
合計	979	67,600,000

港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	所管課	— 子ども家庭課						
目 的 新型コロナウイルス感染症に対する臨時の対策として、子育て世帯に特別給付金の支給を行うことにより、子育て世帯の生活を支援します。 事業内容 (1) 対 象 者 養育要件アからウのいずれかに該当し、所得要件アまたはイのいずれかに該当する人 ① 養育要件 ア 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している人 イ 令和3年5月から令和4年3月の間で児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定または額の改定の認定を受けた人（他の市区町村から転入したものを除く） ウ 令和3年3月31日において平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を養育している人 ② 所得要件 ア 令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である人 イ 新型コロナウイルス感染症の影響をうけて家計が急変し、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である者と同じ水準になった人 (2) 支給金額 児童1人につき5万円 根拠法令等 港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱 補助金名等 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 開始時期 令和3年7月1日 実績表 <table border="1" data-bbox="212 1753 1011 1861"> <tr> <th>支給世帯数（世帯）</th><th>支給対象児童数（人）</th><th>支給金額（円）</th></tr> <tr> <td>2,088</td><td>3,318</td><td>165,900,000</td></tr> </table>			支給世帯数（世帯）	支給対象児童数（人）	支給金額（円）	2,088	3,318	165,900,000
支給世帯数（世帯）	支給対象児童数（人）	支給金額（円）						
2,088	3,318	165,900,000						

緊急児童居場所づくり事業	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭課
※本事業は、令和３年度末で廃止となりました。		
目 的		
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止した、放課GO→事業の代替として実施する事業です。保護者の就労のため放課後等に家庭で保護を受けられない児童に対し、適切な学習、スポーツ、遊びを行える安全・安心な居場所を提供します。		
事業内容		
(1) 対 象		
港区立小学校に在籍している又は区内に在住している小学生で以下の条件を満たす児童		
①保護者の就労のため自宅で過ごすことが困難であること。		
②学童クラブの利用承認を受けていないこと。		
(2) 実施場所		
・港区立小学校に在籍している児童：在籍している港区立小学校		
・私立小学校等に在籍している区内在住の児童：居住地区にある子ども中高生プラザ等		
(3) 実施時間		
月曜日から金曜日までの放課後から午後５時まで（土・日・祝日は実施なし）		
※ただし、学校休業日（夏休み等）は午前８時30分から午後５時まで		
(4) 参加費用		
無料		
根拠法令等		
港区緊急児童居場所づくり事業実施要綱		
開始時期		
令和２年３月９日		

利用状況

(単位：人)

地区	実施場所	令和2年度	令和3年度
芝	神明子ども中高生プラザ	0	0
	御成門小学校	1,550	2,069
	芝小学校	1,158	849
	赤羽小学校	1,012	992
麻布	麻布子ども中高生プラザ	520	63
	麻布小学校	582	1,492
	筭小学校	1,099	817
	南山小学校	96	28
	本村小学校	3	0
	東町小学校	861	1,218
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	4	0
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	0	0
	赤坂小学校	749	1,497
	青山小学校	154	186
	青南小学校	127	151
高輪	高輪子ども中高生プラザ	0	90
	白金小学校	1,855	2,669
	白金の丘学園白金の丘小学校	1,205	984
	高輪台小学校	293	348
	御田小学校	2,023	4,109
芝浦港南	台場児童館	21	0
	港南子ども中高生プラザ	2	0
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	0	0
	芝浦小学校	270	264
	港南小学校	282	5
	お台場学園港陽小学校	1,997	2,465
合 計		15,863	20,296

保育政策課

マッチング事業	所管課	—
		保育政策課

目 的

物件の確保が困難な運営事業者と物件の所有者を区が仲介することで、保育施設整備に係るミスマッチングの解消を図ります。

事業内容

区が民間事業者等から保育施設整備に適した物件（土地・建物）を公募し、実際に保育施設整備が可能かどうか法令チェックを行った上で、保育施設に適した物件を探している運営事業者に紹介します。

開始時期

平成29年4月

実績表

(1) マッチング実績

(単位：件)

年度 区分	29	30	元	2	3
運営事業者登録数	26	40	52	63	67
マッチング件数	2	1	1	0	0

(2) マッチング事業による開設（予定）保育施設

年度 区分	29		30	元	2	3
物件種別	建 物	建 物	土 地	建 物	—	—
開 設 日	30.4.1	30.7.1	3.4.1	4.4.1	—	—
施設種別	小規模保育事業所	私立認可保育園	私立認可保育園	私立認可保育園	—	—
施 設 名	ふらわあきつづ 保育園新橋	高輪さつき保育園	リトルパルズ 保育園六本木	太陽の子 芝浦二丁目保育園	—	—
所 在 地	新橋三丁目3番13号 Tsao Hibiya 1階	高輪一丁目16番15号 自動車部品会館2階	六本木六丁目5番 27号	芝浦二丁目9番1号 グランスター芝浦2階	—	—
定 員 (最終定員)	13人 (13人)	27人 (60人)	33人 (78人)	50人 (50人)	—	—

※定員は開設日時点の定員、最終定員は進級に伴う拡大後の定員です。

保育所等の指導検査	所管課	—			
		保育政策課			

目 的
指導検査を通して、保育所等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。

事業内容
 (1) 対象施設
認可保育園、小規模保育事業所
 (2) 指導検査等の類型
 ① 立入調査
児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営、保育及び会計について立入調査するとともに、必要な助言及び指導を行います。
 ② 集団指導
必要に応じて、運営に関する基準、給付費等の請求方法、制度改正、過去の指導事例の内容などについて、講習等の方法により行います。

根拠法令等
 児童福祉法
 子ども・子育て支援法
 港区保育所等指導検査実施要綱

開始時期
平成27年10月

実績表

(単位：件)

年 度	29	30	元	2	3
立入調査件数	8	17	18	16	67
集団指導件数	1	2	1	0	0

※同一施設に対し複数回指導を行った場合も1件としています。
 ※令和3年4月に区が児童相談所設置市となり、保育所等に対する指導監督権限が移管されたことにより、令和3年度からは区が年に1回以上立入調査を実施することになりました。よって、東京都が指導検査を実施しない施設に対して区が年に1回以上実地検査を行う訪問指導は、令和2年度をもって終了しました。
 ※令和2年度及び令和3年度の集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、資料配布のみとしています。

認可外保育施設の指導検査

所管課

—
保育政策課

目 的

指導検査を通して、認可外保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象施設

認可外保育施設

(2) 指導検査の種類

① 立入調査

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、運営及び保育について立入調査するとともに、必要な助言及び指導を行います。

② 集団指導

必要に応じて、運営に関する基準、制度改正の内容、過去の指導事例の内容などについて、講習等の方法により行います。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱

開始時期

令和3年4月

実績表

(単位：件)

年 度	3
立入調査件数	16
集団指導件数	0

※令和3年度の集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、資料配布のみとしています。

保 育 課

保育園	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定（２号認定・３号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

事業内容

(1) 定 員

区立保育園21か所※（芝浦アイランドこども園を除く。）、私立保育園60か所※定員6,379人（令和４年４月１日現在）

※本園、分園をそれぞれ１か所としています。

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料（給食費）は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村住民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村住民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての３歳児から５歳児までの保育料を無料としています。さらに令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

補助金名等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開 始 時 期

昭和26年11月

実 績 表

申 込 等 の 状 況

（単位：件）

年 度 区 分	29	30	元	2	3
申 込 件 数	2,217	2,514	2,532	1,986	1,657
内 定 件 数	1,313	1,324	1,498	1,365	1,142
退 所 件 数	609	685	783	934	1,075

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（２号認定・３号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度４月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

令和4年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園 児 定 員						職 員 数					嘱託 医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	園長	保育士	看護師	給食 調理	計	
芝	芝	18	26	30	30	60	164	1	25	1	-	27	2
	芝 公 園	14	22	24	30	60	150	1	23	1	-	25	2
	神 明	21	25	29	30	60	165	1	33	1	8	43	2
麻布	麻 布	15	20	25	27	60	147	1	21	1	-	23	2
	飯 倉	12	18	21	26	56	133	1	21	1	-	23	2
	南 麻 布	12	18	18	18	36	102	1	19	1	-	21	2
	西 麻 布	13	20	24	24	48	129	1	20	1	-	22	2
	本 村	12	19	20	20	40	111	1	21	1	-	23	2
	東 麻 布	17	25	28	30	64	164	1	21	2	8	32	2
	元 麻 布	22	28	31	31	62	174	1	41	8	7	57	2
赤坂	赤 坂	9	15	15	20	40	99	1	17	1	-	19	2
	南 青 山	18	20	22	26	52	138	1	24	1	-	26	2
	青 山	14	22	22	24	48	130	1	20	1	-	22	2
高輪	白 金	9	15	16	20	42	102	1	18	1	-	20	2
	伊 皿 子 坂	15	22	24	30	60	151	1	24	1	-	26	2
	高 輪	14	22	24	28	60	148	1	23	1	-	25	2
芝浦 港南	台 場	14	22	23	24	48	131	1	22	1	-	24	2
	こ う な ん	15	25	26	27	56	149	1	26	1	-	28	2
	た か は ま	18	22	26	30	60	156	1	34	1	5	41	2
	し ば う ら	25	33	36	36	92	222	1	42	2	7	52	2
	しばうら分園	6	10	10	10		36	本園職員 が兼務	11	1	2	14	2
合 計		313	449	494	541	1,104	2,901	20	506	30	37	593	42

※職員数（給食調理）が「-」となっている施設は、給食調理を業務委託しています。

※しばうら保育園分園は、4歳児クラスから本園に移行します。

※元麻布保育園は、上記定員のほか医療的ケア児・障害児クラス（定員20人）があります。

園児定員及び職員数の状況（私立）

令和4年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園児定員						職員数								嘱託 医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	園長	保育士	保育 補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 (事務)	計		
芝	アスク芝公園保育園	6	10	11	11	22	60	1	15(3)	4(4)	1	4(2)	0	25(9)	2(2)	
	太陽の子三田保育園	9	12	12	12	24	69	1	16(1)	0	1	3	0	21(1)	2(2)	
	あい 保育園 赤羽橋	6	12	12	10	20	60	1	10	0	1	3(1)	0	15(1)	2(2)	
	こころ新橋保育園	5	5	11	11	22	54	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)	
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	6	10	10	10	20	56	1	10	0	1	3	0	15	2(2)	
	小鳩ナーサリー スクール浜離宮	6	7	7	7	14	41	1	13(1)	1(1)	1(1)	2	1(1)	19(4)	2(2)	
	ニチイキッズ 芝公園保育園	6	7	8	8	16	45	1	7(1)	0	2	2	1(1)	13(2)	2(2)	
	にじいろ保育園竹芝	3	5	6	6	12	32	1	7(1)	0	1	3	0	12(1)	2(2)	
	にじいろ保育園新橋	3	10	11			24	1	8(1)	0	1	3	0	13(1)	2(2)	
麻布	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	22	60	1	9(1)	0	1(1)	5(1)	0	16(3)	2(2)	
	あい 保育園 南麻布	9	15	18	18	38	98	1	16	0	1	4	0	22	2(2)	
	太陽の子南麻布保育園	9	12	12	12	24	69	1	13	0	1	3	0	18	2(2)	
	あい 保育園 元麻布	6	12	12	10	20	60	1	11(2)	0	1	3	0	16(2)	2(2)	
	まちの保育園六本木	11	13	14			38	1	15(7)	3(3)	1	3(1)	1	24(11)	2(2)	
	まちの保育園 六本木分園				14	18	32	本園職員 が兼務	7(2)	本園職員 が兼務	本園職員 が兼務	2	1	10(2)	本園職員 が兼務	
	コスモス西麻布保育園	3	8	9	10	20	50	1	12	1	2	2	0	18	3(3)	
	AIAI NURSERY 麻布十番	6	12	13	13	26	70	1	15(4)	0	2	4	0	22(4)	2(2)	
	ふたばクラブ 東麻布保育園	9	10	10	10	20	59	1	16(3)	1(1)	2	4(1)	0	24(5)	2(2)	
	まなびの森保育園 麻布十番	6	11	11	11	11	50	1	10(3)	0	1	4(1)	0	16(4)	2(2)	
	麻布十番ちとせ保育園	6	10	11	11	11	49	1	8	0	1	2	1(1)	13(1)	2(2)	
	sakura保育園六本木	6	10	12	12		40	1	10	0	1	3	0	15	2(2)	
	リトルパルズ保育園 六本木	9	12	12	15		48	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)	
赤坂	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	0	1	3	1(1)	17(1)	2(2)	
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	24	60	1	12(1)	1	1	4(1)	0	19(2)	2(2)	
	あい保育園青山一丁目	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)	
	太陽の子青山保育園	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)	
	小学館アカデミー 南青山保育園	6	6	6	6	15	39	1	8	0	1	3	1	14	2(2)	
	赤坂山王保育園	15	20	20	22	22	99	1	23(2)	0	1	5(1)	1	31(3)	2(2)	
	赤坂クレア保育園	6	10	12	12	12	52	1	12(1)	0	0	3(1)	0	16(2)	2(2)	
	おはよう保育園 のあやま	3	4	4	4	8	23	1	7(1)	0	1	3(2)	0	12(3)	2(2)	
高輪	太陽の子 三田五丁目保育園	8	8	10	10	24	60	1	12(3)	0	1	3	0	17(3)	2(2)	
	みなと保育園	6	9	12	12	24	63	1	16(5)	1(1)	1(1)	4(1)	2(2)	25(10)	2(2)	
	愛星保育園	5	10	15	15	20	65	1	16(3)	4(3)	1	4(1)	1	27(7)	2(2)	
	ゆらりん高輪保育園	9	15	18	19	40	101	1	16	9(6)	2	4	1	33(6)	2(2)	
	高輪夢保育園	6	8	11	11	22	58	1	11(4)	1(1)	1	4	0	18(5)	2(2)	
	ゆらりん白金保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	3(1)	1	2	0	18(1)	2(2)	
	みつばち保育園	6	11	13			30	1	13(2)	3(3)	1	4(1)	0	22(6)	2(2)	
	ニチイキッズ 白金台保育園	10	12	12	12	24	70	1	11(2)	1(1)	2	3	1(1)	19(4)	2(2)	
	高輪さつき保育園	6	10	11	11	22	60	1	13(1)	0	1	4(2)	0	19(3)	2(2)	
	えほんのもり白金台 保育園	3	5	6	7	14	35	1	8(1)	3(2)	1	2	0	15(3)	2(2)	
	さくらさくみらい高輪	6	12	12	18	36	84	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)	
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪		8	9	11	22	50	1	7	0	0	4(1)	0	12(1)	2(2)	
	うれしい保育園 白金高輪	6	10	11	11	11	49	1	13(2)	0	1(1)	2	0	17(3)	2(2)	
	ほっぺるランド 高輪二丁目	6	10	11	11	11	49	1	9	0	1	2	1	14	2(2)	
	あい保育園白金台	8	12	12	13		45	1	10(1)	0	1	3	0	15(1)	2(2)	

地区	区分 施設名	園児定員						職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理 栄養士	用務 〔事務〕	計	
芝浦港南	太陽の子 シーパンス保育園	9	20	20	20	31	100	1	18(2)	0	1	4	0	24(2)	2(2)
	太陽の子 太芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	24	66	1	11	1(1)	1	3	0	17(1)	2(2)
	アンジェリカ田町 保育園	6	10	11	11	22	60	1	14(2)	1(1)	1	4	0	21(3)	2(2)
	にじのいるか保育園 芝浦	6	10	11	11	22	60	1	13(1)	1(1)	1	3	0	19(2)	2(2)
	太陽の子 太芝浦三丁目保育園	6	8	8	10	20	52	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
	アスク芝浦4丁目 保育園	9	10	10	10	21	60	1	12	0	1	4(2)	0	18(2)	2(2)
	ゆらりん港南保育園	9	12	12	12	15	60	1	16(3)	2	1	3	1	24(3)	2(2)
	グローバルキッズ 港南保育園	9	18	18	18	36	99	1	13	0	1	3	1(1)	19(1)	2(2)
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	20	60	1	17(1)	3(3)	1	4(1)	1(1)	27(6)	2(2)
	ふたばクラブ 港南保育園	4	5	5	5	10	29	1	10(3)	0	3(1)	3(1)	0	17(5)	2(2)
	ゆらりんはあと保育園	5	7	8	10	20	50	1	12(1)	6(5)	1	4(1)	1	25(7)	2(2)
	ゆらりん港南緑水 保育園	9	15	18	19	40	101	1	16(1)	3(3)	2	4(1)	1	27(5)	2(2)
	デイジー保育園芝浦	6	9	9	10	20	54	1	14(4)	1	1	3	0	20(4)	2(2)
	にじいろ保育園 海岸三丁目	9	20	24	24	24	101	1	15(1)	0	1	4	0	21(1)	2(2)
	太陽の子 太芝浦二丁目保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	0	1	4	0	17	2(2)
合 計		386	619	677	666	1,130	3,478	59	727(83)	54(41)	66(5)	196(24)	19(9)	1,121 (162)	119 (119)

※（ ）内は非常勤職員で内数。

※保育士数には、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第10項に定めるみなし保育士を含みます。

※コスモス西麻布保育園、おはよう保育園ののおおやま、愛星保育園及びえほんのもり白金台保育園は、給食調理を業務委託しています。

※職員数には、産前産後休暇、育児休業取得中の職員は含みません。

※合計人数は、新規開設園の職員数を含みます。

※まちの保育園六本木分園の職員数は、本園との兼務を含みません。

階 層 別 保 育 園 在 籍 人 員

各年度4月1日現在（単位：人）

年度 区分		30			元			2			3			4			
		公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	
定 員		2,933	2,224	5,157	2,945	2,565	5,510	3,172	2,992	6,164	3,164	3,344	6,508	3,072	3,478	6,550	
在籍人員	合 計		2,841	2,060	4,901	2,854	2,273	5,127	2,962	2,506	5,468	2,891	2,628	5,519	2,705	2,654	5,359
	階層別内訳	第 1	6	6	12	7	7	14	4	5	9	6	3	9	5	6	11
		第 2	119	114	233	113	119	232	81	102	183	80	113	193	104	127	231
		第 3	109	73	182	104	80	184	104	74	178	76	87	163	76	98	174
		第 4	133	113	246	126	126	252	127	132	259	127	127	254	125	103	228
		第 5	277	192	469	270	192	462	270	210	480	230	221	451	241	252	493
		第 6	603	400	1,003	595	463	1,058	584	460	1,044	552	465	1,017	486	455	941
		第 7	365	256	621	375	261	636	401	321	722	362	327	689	337	307	644
		第 8	1,229	906	2,135	1,264	1,025	2,289	1,391	1,202	2,593	1,458	1,285	2,743	1,331	1,306	2,637
	年齢別内訳	3 歳未満児	1,237	1,076	2,313	1,231	1,190	2,421	1,295	1,321	2,616	1,245	1,369	2,614	1,144	1,376	2,520
		3 歳以上児	1,604	984	2,588	1,623	1,083	2,706	1,667	1,185	2,852	1,646	1,259	2,905	1,561	1,278	2,839
	管外委託		15	18	33	9	12	21	8	12	20	3	14	17	5	15	20

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度4月1日現在（単位：人）

年 度			30	元	2	3	4
保 護 者 の 状 況 (入所理由)	居宅外労働	常 勤 (外 勤)	3,730	3,688	4,721	5,011	4,892
		そ の 他	933	1,187	418	100	100
	居宅内労働	自 営	26	75	131	131	95
		内 職	0	0	0	0	0
	出 産 ・ 疾 病 ・ 障 害 ・ 看 護		82	66	84	92	102
	そ の 他		130	101	105	165	170
	計			4,901	5,117	5,459	5,499

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

認定こども園	所管課	芝浦港南支所管理課・各総合支所区民課
		保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

事業内容

(1) 定 員（令和4年4月1日現在）

区立認定こども園1か所（芝浦アイランドこども園）

定員191人

1号認定（教育標準時間認定） 20人

2・3号認定（保育認定） 171人

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児の保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区立認定こども園条例 他

開 始 時 期

平成28年4月1日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

令和4年4月1日現在（単位：人）

地区	施設名・認定区分	区分	園 児 定 員							職 員 数					嘱託医
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理	計	
芝浦港南	芝浦アイランドこども園	1号					10	10	20	1 (1)	27 (21)	1	6	35 (22)	2
		2号・3号	15	18	22	32	42	42	171						

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

港区保育室事業	所管課	各総合支所管理課・区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

事 業 内 容

(1) 対 象

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3) 保育時間

午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。

(4) 保 育 料 (給 食 費)

在園中に要する保育料（給食費）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根拠法令等

港区保育室事業実施要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

開 始 時 期

平成19年10月

実 績 表

(単位：件)

区 分	年 度	29	30	元	2	3
申 込 件 数		479	1,113	888	599	398
入 所 件 数		313	381	327	200	134
退 所 件 数		292	353	256	253	250

※申込件数及び入所件数は、各年度4月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況

令和4年4月1日現在 (単位：人)

地区	施設名	園 児 定 員						職 員 数						嘱託医	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕		計
芝	芝公園二丁目保育室		15	18	20	30	83	1	14	1(1)	1	3	0	20(1)	2(2)
	新橋保育室	6	14	15	15	30	80	1	18(1)	5(3)	1	3	2	30(4)	2(2)
麻布	南麻布三丁目保育室				15	30	45	1	8(1)	0	0	3	1(1)	13(2)	2(2)
赤坂	青南保育室	3	10	18	25	50	106	1	20(2)	0	1	5	2(1)	29(3)	2(2)
	第二青南保育室	3	10	12	20	52	97	1	14(1)	1(1)	1	3	1	21(2)	2(2)
高輪	桂坂保育室	9	20	24	30	85	168	1	32(2)	2(1)	2	12(2)	6(1)	55(6)	2(2)
	志田町保育室	6	15	24	25	60	130	1	18(3)	5(5)	2	6	2(1)	34(9)	2(2)
	白金三丁目保育室	3	6	6	10	20	45	1	12(1)	0	1	3	2(2)	19(3)	2(2)
	三光保育室	6	20	24	25	45	120	1	20(2)	0	2	6	2(2)	31(4)	2(2)
芝浦港南	たまち保育室	12	25	30	30	60	157	1	27(2)	2(2)	2	5	1	38(4)	2(2)
	芝浦橋保育室	9	40	40	40	70	199	1	31(4)	3(3)	1	5	3(2)	44(9)	2(2)
	五色橋保育室	6	10	15	15	25	71	1	17	6(6)	1	3(1)	0	28(7)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

小規模保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

0歳児から2歳児までの児童で、就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

事業内容

(1) 定 員（令和4年4月1日現在）

小規模保育事業所11か所、定員178人

(2) 保 育 料

在園中に要する費用（保育料）は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量を基に決定します。また、令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料は無料としています。

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

開始時期

平成28年7月

園児定員及び職員数の状況

令和4年4月1日現在（単位：人）

地 区	区分 施設名	園児定員				職 員 数							嘱 託 医
		0 歳	1 歳	2 歳	計	園 長	保 育 士	保 育 補 助	看 護 師	・ 給 食 調 理 士	用 務 〔 事 務 〕	計	
芝	正光寺保育園赤羽橋園	2	5	5	12	1	5(1)	0	0	1	0	7(1)	2(2)
	こころナーサリー新橋	6	6	6	18	1	7(1)	0	1	2(1)	0	11(2)	2(2)
	ふらわあきつづ保育園新橋	3	5	5	13	1	6(2)	0	1(1)	1	0	9(3)	2(2)
麻布	デイズ保育園麻布十番	6	6	6	18	1	8(2)	0	1	4(3)	0	14(5)	2(2)
	デイズ保育園麻布十番フォレスト	6	6	6	18	1	7(2)	0	1	2(1)	0	11(3)	2(2)
	ここいく保育園西麻布	3	8	8	19	1	9(4)	0	1	2(1)	0	13(5)	2(2)
赤坂	s a k u r a 保 育 園	3	5	5	13	1	6(1)	0	1(1)	1	0	9(2)	2(2)
高輪	ふらわあきつづ保育園三田	3	8	8	19	1	7(2)	0	0	2	0	10(2)	2(2)
	ちゃいんど・はっぴび!!白金保育園	2	4	4	10	1	6(2)	0	1	1	0	9(2)	2(2)
芝浦 港南	港南あおぞら保育園	6	6	7	19	1	7(1)	0	1	2	0	11(1)	2(2)
	にじのそら保育園芝浦	3	8	8	19	1	8(3)	0	0	2	0	11(3)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

居宅訪問型保育事業	所管課	各総合支所区民課
		保育課

目 的

保育を必要とする児童を、保育者が保護者に代わって、児童の居宅において1対1で保育を行います。

事 業 内 容

(1) 対 象

① 医療的ケア等が必要な児童

保育の必要性があり、医療的ケア等が必要で障害、疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳児から5歳児までの児童(0歳児は要相談)

対応できる医療的ケア：たんの吸引・経管栄養(経口栄養、経鼻栄養、胃ろう、腸ろう)

② 待機児童

保育の必要性があり、保護者が仕事や病気などにより、保育ができない0歳児から2歳児までの児童

(2) 保育時間

① 医療的ケア等が必要な児童

午前8時から午後6時までの間のうち最長8時間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

② 待機児童

午前7時15分から午後6時15分まで(日曜日、祝日及び年末年始は休み)

※保護者が在宅している場合は保育を行いません。(在宅勤務を除く)

(3) 保 育 料

認可保育園と同じ(世帯の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定)

ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業の延長保育料は1時間につき1,000円

根拠法令等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

開 始 時 期

平成27年12月1日(医療的ケア等が必要な児童向け)

平成29年4月1日(待機児童向け)

実 績 表

利用児童数

(単位：人)

年 度	29	30	元	2	3
対象					
医療的ケア等が必要な児童	6	8	7	6	3
待機児童	37	43	35	39	33

一時保育	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

保護者の事情により、一時的に保育を必要とする児童の保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

- ① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合
- ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
- ③ 保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合（緊急一時保育）

(3) 保育期間

緊急の場合は原則として1か月以内、緊急以外は原則月8回以内

(4) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5) 保 育 料

1日最大3,000円（延長保育を利用した場合、延長1時間につき400円）。食事代・おやつ代は、保育園により異なる。※扶助制度・免除制度あり

(6) 実施施設

令和4年4月1日現在（単位：人）

施 設 名	保 育 時 間	定員※ ²
飯倉保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南麻布保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南青山保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
神明保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	24
たかはま保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	12
芝浦アイランドこども園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	20
元麻布保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	10
愛星保育園	午前7時から午後8時15分まで（土曜日は午後6時まで）	10
ベネッセ港南保育園	午前7時から午後6時まで（緊急一時保育は、午後10時まで）	10

※¹ 緊急一時保育の保育時間は午前7時15分から午後6時15分まで

※² 緊急一時保育の定員は、原則として各園1人（表中の定員に含まない）

根拠法令等

港区立認定こども園条例

港区保育の実施に関する条例

港区一時保育事業実施要綱

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和52年10月

実 績 表

（単位：人）

年 度	29	30	元	2	3
延 人 数	7,299	7,713	6,727	4,849	4,717

※緊急一時保育実施施設の緊急一時保育延人数を含みます。

緊急一時保育	所管課	各総合支所管理課			
		保育課			

目 的
出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象
港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件
保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3) 定 員
原則として各園1人（ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。）

(4) 保育期間
1回の申込で1か月以内

(5) 保育実施日
日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6) 保育時間
午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。

(7) 保 育 料
1日3,000円（5時間以内1,500円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は1時間につき400円
※免除制度あり

(8) 実施施設（緊急一時保育のみ実施する施設）
各区立保育園（飯倉保育園・南麻布保育園・南青山保育園・神明保育園・たかはま保育園・元麻布保育園・しばうら保育園分園を除く。）

根拠法令等
港区保育の実施に関する条例
港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期
平成15年4月1日

実 績 表

(単位：人)

年 度	29	30	元	2	3
延 人 数	259	187	175	80	142

年末保育	所管課	—
		保育課

目 的

年末に、保護者が就労等の理由により児童を保育することが困難な場合、港区立保育園において一時的に保育します。

事 業 内 容

(1) 対 象

集団保育が可能な生後4か月以上の児童で、次のいずれかに該当する児童

- ① 区内認可保育園・区内認定こども園（1号認定児童を除く）・港区保育室に在園、小規模保育事業・待機児童向け居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用
- ② 区内在住で区外認可保育園・区外認定こども園（1号認定児童を除く）・地域型保育事業を利用
- ③ 区内在住で保育の必要性の認定を受け、認証保育所を月ぎめで利用

(2) 利用要件

- ① 保護者が、居宅外で労働するとき
- ② 保護者が、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をするとき
- ③ その他区長が必要と認める要件

(3) 実施施設及び定員

実施施設は各年毎に定めるものとし、1施設あたり30名程度

(4) 保育実施日

12月29日及び30日

(5) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間

根拠法令等

港区保育の実施に関する条例

港区休日保育及び年末保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期

平成15年12月

実 績 表

年 度	29		30		元		2		3	
施 設 数	7		7		7		7		8	
実 施 日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日	12月29日	12月30日
延 人 数 (人)	199	70	82	38	55	109	179	119	146	100

保育コンシェルジュ	所管課	—
		保育課

目 的

子どもの保護者及び妊婦がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

事 業 内 容

(1) 支援内容

保育コンシェルジュが次のとおり保育サービスに係る情報の収集及び提供、相談対応、利用の支援等を行います。

- ① 各保育施設の情報の集約及び保護者への情報提供
- ② 妊娠期から子育て期までの保育に関する相談対応及び助言指導
- ③ 保護者と保育施設を結びつける入園マッチング

(2) 対 象 者

- ① 区内に居住し、就学前の児童を有する保護者
- ② 区内に居住する妊婦
- ③ 区内に居住する者で、保育に関する相談又は情報提供を必要とするもの
- ④ その他区長が特に必要と認めるもの

根拠法令等

港区保育コンシェルジュ事業実施要綱

開 始 時 期

平成29年4月1日

実 績 表

(単位：件)

年度	29	30	元	2	3
内容					
子どもの預け先に関する相談（主に窓口）	360	575	756	412	608
待機児童家庭へのフォロー（電話）	326	223	105	191	289

病児・病後児保育	所管課	—
		保育課

目 的

乳幼児が病気の回復期等にあるため、集団保育の困難な期間、港区病児・病後児保育室において当該乳幼児を一時保育することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、乳幼児の健全な育成に寄与することを図ります。

事 業 内 容

(1) 病児保育の対象とする乳幼児

生後6か月から就学前までの乳幼児で、子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、次のいずれかに在籍していること

- ・区内在住の場合は、ア 認可保育園 イ 認定こども園 ウ 地域型保育事業 エ 港区保育室 オ 認証保育所 カ みなと保育サポート（定期利用） キ 各都道府県又は区市町村に届出のある認可外保育施設
- ・区外在住の場合は、アからオまでに該当する区内保育施設に入所していること

(2) 利用対象者

上記に該当する乳幼児の保護者が次に掲げる場合のいずれかに該当し、また、他に保育を行う人がいないとき

- ・勤務の都合で出勤せざるを得ない場合
- ・傷病や出産のため通院し、又は入院する場合
- ・家族を看護し、若しくは介護し、又は冠婚葬祭に出席する場合
- ・事故や災害にあった場合

(3) 保育実施日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29から1/3まで）を除く毎日

(4) 保育時間

午前8時30分から午後5時30分まで

(5) 保 育 料

1日 区内在住者2,000円 区外在住者3,000円

※減免制度あり

根拠法令等

港区病児保育実施要綱

港区病後児保育実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成17年4月1日（病児）

平成19年6月1日（病後児）

実 績 表

利用延人数 (単位：人)

施設名	年 度	29	30	元	2	3
愛育クリニック附属あいいく病児保育室（定員4人）		645	728	629	126	317
とようら小児科附属ひまわり保育室（定員6人）		1,382	1,341	1,235	524	1,056
芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室（定員4人）		847	832	784	339	628
チャイルドケアばんびいに病児保育室（定員6人）		250	948	1,153	678	1,160
赤坂山王病児保育室（定員4人）			463	326	95	247
南青山病後児保育室（定員4人）		267	197	209	10	140

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度の病児・病後児保育室の利用を一部制限しました。

訪問型病児・病後児保育利用料助成	所管課	—
		保育課

目 的

児童が病気により保育園や小学校に登園・登校させることが困難な時期に、訪問型病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者が負担した利用料の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

- ①生後57日目から小学校6年生までの児童及び保護者が、港区に住民登録をし、居住している。
- ②子ども・子育て支援法における保育の必要性の認定（2号認定又は3号認定）を受け、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所、各都道府県若しくは区市町村に届出のある認可外保育施設、みなと保育サポート（定期利用）に在籍、又は学童クラブに在籍している。

(2) 助成内容

- ①住民税課税世帯の場合、訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間5万円まで助成します。（助成率50％）
- ②生活保護世帯又は住民税非課税世帯の場合、訪問型病児・病後児保育サービス利用料に対して、児童一人当たり年間10万円まで助成します。（助成率100％）

根拠法令等

港区訪問型病児・病後児保育利用料助成金交付要綱

開 始 時 期

平成28年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
延 人 数 (人)	110	111	120	87	102
交付金額 (円)	2,005,964	1,844,934	2,177,848	1,682,593	1,472,250

保育園であそぼう	所管課	各総合支所管理課
		保育課

目 的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

事業内容

- (1) 親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
- (2) 参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
- (3) 保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。

例 各年齢の保育室・園庭等で保育園児と一緒に、親子で遊ぶ

遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談

職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導

給食の試食、栄養指導、園行事への参加

※各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

開始時期

平成9年9月

実績表

年 度		29	30	元	2	3
延べ実施回数（回）		260	267	227	156	168
地区別内訳	芝地区	39	39	35	22	20
	麻布地区	72	90	79	49	61
	赤坂地区	37	41	37	25	31
	高輪地区	54	49	30	26	26
	芝浦港南地区	58	48	46	34	30
延べ参加人数（人）		3,396	3,040	2,615	552	640
地区別内訳	芝地区	224	208	192	53	55
	麻布地区	929	807	875	240	327
	赤坂地区	314	360	259	36	123
	高輪地区	652	494	209	90	35
	芝浦港南地区	1,277	1,171	1,080	133	100

令和3年度実施状況

地区	施設名	時 間	回 数※1	定 員
芝	芝	10:00～11:00	月1～2回	3組※2
	芝公園	10:00～11:00	月1回	3組※2
	神 明	9:45～11:00	月1回	4組8人（0歳2組、1歳2組） （1組あたり大人1名、 子ども1名の計2名）
麻布	麻 布	10:00～11:00	月1回	2組※2
	飯 倉	11:00～11:40	飯倉学童クラブとの共催	12組※2
	南麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	西麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	本 村	10:00～10:45 11:00～11:45の 入れ替え制	麻布子ども中高生プラザ との共催 月1回	7組×2回※2
	東麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	元麻布	10:00～11:00又は 15:30～16:30	月1回	3組※2
赤坂	赤 坂	10:00～11:30	月1～2回	2組※2
	南青山	9:30～11:00	月1回	3組※2
	青 山	10:00～12:00	赤坂子ども中高生プラザ 青山館との共催 月1回	5組※2
高輪	白 金	10:00～11:30	月1～3回	5組※2
	伊皿子坂	10:00～11:30	月1回	3組※2
	高 輪	10:00～11:00	月1回	2組※2
芝浦 港南	台 場	10:00～10:40 10:50～11:30の 入れ替え制	月1回	3組×2回※2
	こうなん	10:00～11:30	月1回	3組※2
	芝浦アイランド こども園	10:00～11:00	月1回	3組※2
	たかはま	10:00～11:30	月1回	4組※2
	しばうら	10:00～11:00	月1回	5組※2

※1 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により未実施の月もあります。

※2 子どもは複数可

私立保育所振興等助成	所管課	—												
		保育課												
目 的 区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、賄費、行事費等の経費を補助することにより、児童の健康を促進し、保育事業の向上を図ります。 事 業 内 容 (1) 対 象 児童福祉法第35条第4項により設置経営する私立保育所、同法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業所及び同法第6条の3第12項の規定に基づく事業所内保育事業所 (2) 補助対象経費 賄費、園外保育費、保健衛生費、寝具補充費、振興費、嘱託医報酬、夏季代替職員費、延長保育人件費、緊急通報システム保守管理費 根拠法令等 港区私立保育所区費補助要綱 開 始 時 期 昭和45年4月1日 実 績 表 (単位：円) <table><tr><td>年 度</td><td>29</td><td>30</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>助 成 額</td><td>390,798,760</td><td>485,218,319</td><td>560,716,586</td><td>637,176,502</td><td>665,595,488</td></tr></table>			年 度	29	30	元	2	3	助 成 額	390,798,760	485,218,319	560,716,586	637,176,502	665,595,488
年 度	29	30	元	2	3									
助 成 額	390,798,760	485,218,319	560,716,586	637,176,502	665,595,488									

私立保育所特別助成	所管課	—			
		保育課			

目 的

区内の私立保育所及び小規模保育事業所に対し、児童福祉の増進に寄与することを目的として、児童定数未充足に伴う施設型給付費等の減収補助を行うことにより、保育所運営の安定を図ります。

事業内容

(1) 対 象

児童福祉法第35条第4項の規定により設置された私立保育所及び同法第6条の3第10項の規定により設置された小規模保育事業所において入所児童数が定数に満たず、かつ対象経費に減収が生じた開設後5年以下の保育所等に対して行います。

(2) 補助対象経費

① 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する施設型給付費及び同法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の標準時間における基本分単価のうち事務費相当分

② 施設型給付費及び地域型保育給付費のうち標準時間における基本加算部分における処遇改善加算

③ 港区保育扶助要綱に規定する一般保育所対策扶助

根拠法令等

港区私立保育所特別助成実施要綱

開始時期

昭和61年度

実績表

年 度 区 分	29	30	元	2	3
未充足延人数 (人)	3,239	2,616	2,727	4,712	5,569
助 成 額 (円)	167,451,000	169,950,000	253,032,000	550,432,000	587,530,000

平成30年度以降は開設後5年以下の保育所等を対象とする。

認証保育所補助	所管課	—
		保育課

目 的

東京都認証保育所に対し、区が指導、支援することにより、その事業を円滑に実施し、子育て支援の促進を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

東京都認証保育所に対し、その実施する事業を対象に運営費等の経費補助を行います。

(2) 補助対象経費

① 運営費

認証保育所の運営に要する経費及び職員の賃金改善に要する経費

② 開設準備経費

認証保育所A型を開設するために必要な改修経費

③ 修繕費

開設後10年が経過した認証保育所の施設・設備の修繕に要する経費

④ 施設賃借経費及び乳児保育看護師配置経費

施設の賃借に要する経費及び乳児保育のための看護師の配置に必要な経費

根拠法令等

東京都認証保育所運営費等補助要綱

港区認証保育所補助要綱

開 始 時 期

平成14年4月

実 績 表

(1) 運営費補助

年 度		29	30	元	2	3
区 分	A型	7,243	7,171	6,624	6,222	6,089
	B型	235	198	168	143	67
助 成 額 (円)		800,559,970	815,930,010	759,027,140	711,370,430	696,897,360

(2) 開設準備経費補助

年 度		29	30	元	2	3
区 分	対 象 施 設 (園)	1	0	0	0	0
	助 成 額 (円)	24,442,241	0	0	0	0

(3) 修繕費（平成30年度に新設）

年 度		30	元	2	3
区 分	対 象 施 設 (園)	0	1	0	4
	助 成 額 (円)	0	702,000	0	1,017,390

(4) 施設賃借経費・看護師配置経費補助

年 度		29	30	元	2	3
施 設 賃 借 経 費 補 助	対 象 施 設 (園)	19	19	19	18	18
	助 成 額 (円)	132,655,402	139,997,910	145,404,408	136,706,580	142,873,679
看 護 師 配 置 経 費 補 助	対 象 施 設 (園)	6	6	5	8	8
	助 成 額 (円)	6,840,000	8,400,000	7,200,000	11,160,000	10,680,000

(5) 保育従事職員等処遇改善事業（令和3年度に新設）

区 分	年 度
対 象 施 設 (園)	3
助 成 額 (円)	18
	6,158,800

区内認証保育所〔18園〕

(令和4年4月1日現在)

施 設 名	認証 類型	所 在 地	電 話	定員	対 象
ホームデイクア・六本木	B型	港区西麻布1-4-46 西麻布ムラタビル	(3401)2155	19	0歳～3歳未満
三田プチ・クレイシュ	A型	港区芝5-29-22 ライオンズマンション・ フェリス三田 1F	(5440)5950	33	0歳～未就学児
ニチイキッズさわやか 麻布十番保育園	A型	港区麻布十番1-10-3 モンテプラザ 2F	(3586)3887	30	0歳～未就学児
ゆらりん三田保育園	A型	港区三田2-7-13 TDS三田ビル1F	(5446)5888	20	0歳～満3歳の3月
アスクお台場保育園	A型	港区台場2-2-3	(3599)2829	30	0歳～未就学児
コンビプラザ白金台保育園	A型	港区白金台3-15-6 ラミアル白金台 2F	(5447)7600	29	0歳～未就学児
ナーサリールーム	A型	港区南麻布5-6-8	(3473)8317	35	0歳～3歳未満
ニチイキッズさわやか 白金高輪保育園	A型	港区白金1-25-25	(3441)6734	20	0歳～3歳
アンジェリカ保育園芝浦園	A型	港区芝浦4-22-2 エアテラス 2F	(5439)4340	40	0歳～未就学児
プチ・ナーサリー田町	A型	港区芝4-16-1 カテリーナ三田 1F	(3451)5670	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール高輪	A型	港区三田4-9-7 BPRレジデンス三田伊皿子坂 2F	(5419)2115	36	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール芝浦	A型	港区芝浦4-10-1 キャピタルマークタワー 2F	(5444)2120	34	0歳～未就学児
ニチイキッズさわやか 港南保育園	A型	港区港南4-2-5 シティタワー品川西棟 2・3F	(3471)9826	73	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール 白金台	A型	港区白金台4-8-16 ダリアコート白金台 1F 101号室	(5789)2166	30	0歳～未就学児
アンジェリカ保育園品川園	A型	港区港南2-3-13 品川フロントビルキッズ館 2F	(5781)9736	40	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール広尾	A型	港区南麻布5-1-11 Qiz広尾 3F	(5475)2185	66	0歳～未就学児
ゆらりん東麻布保育園	A型	港区東麻布1-26-2 SERAPH10 AZABU1・2F	(6426)5567	30	0歳～未就学児
ポピンズナーサリースクール赤坂	A型	港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 2F	(5545)5341	30	0歳～未就学児

認証保育所保育料助成	所管課	—
		保育課

目 的

認可保育園と比較して高額な認証保育所保育料の差額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、認証保育所と認可保育園との保育料負担の公平を図ります。

事業内容

認可保育園、認定こども園（１号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）の入所申込みをしている期間又は子育てのための施設等利用給付認定（２号、３号）を受けている期間に認証保育所に入所している児童に係る当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と認証保育所保育料との差額を減免した認証保育所に対し、当該減免した金額を補助します。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

港区認証保育所保育料補助金交付要綱 他

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金

東京都認可外保育施設利用支援事業補助金

開始時期

平成16年４月

実績表

年 度 区 分	29	30	元	2	3
対象児童延人数（人）	5,658	5,389	5,201	4,851	4,646
交 付 金 額（円）	261,459,120	237,689,960	242,307,010	279,178,316	282,611,150

平成16年度 低所得層を対象とし、事業開始。認可保育園保育料と認証保育所保育料の差額に、所得による支給割合により金額を決定する。

平成17年度 補助区分を変更する。生活保護受給世帯、前年分所得税非課税世帯及び前年分所得税課税額が210,000円未満である世帯については１か月40,000円、前年分所得税課税額が210,000円以上である世帯に対しては、１か月20,000円を交付する。０歳児から２歳児の保護者を対象とする。

平成18年度 対象年齢を変更する。認可保育園の入所待機期間中に認証保育所に入所している児童の保護者を対象とする。

平成20年度 保育料が20,000円以上40,000円未満の場合は、当該月の補助金の額は一律20,000円とする。保育料が20,000円未満の人は補助対象から除くものとする。

平成24年度 補助金を決定する際に用いる前年分の所得税課税額を、前年分の保育料算定所得税額（港区保育の実施に関する条例（昭和62年港区条例第７号）別表第１備考２に規定する前年分の保育料算定所得税額）とする。

平成27年度 補助の対象者を児童の認証保育所保育料と認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料との差額を減免した認証保育所を運営する事業者とする。

令和元年度 子育てのための施設等利用給付に区独自の助成を上乘せし、認可保育園等保育料と認証保育所保育料の差額を助成する。

なお、区民税課税世帯の０～２歳児については、現行の区独自の差額助成を継続する。

認可外保育施設保育料補助金	所管課	—
		保育課
目 的 認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、認可保育園等保育料との差額等を補助することにより、認可外保育施設と認可保育園等との保育料負担の公平を図ります。 事業内容 (1) 対 象 ① 0歳児から2歳児クラスの住民税課税世帯の児童 認可保育園、認定こども園（1号認定を除く）、地域型保育事業又は港区保育室（以下「認可保育園等」といいます。）の入所申込をしている期間に、各都道府県又は区市町村の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている認可外保育施設（以下「認可外保育施設（証明書交付有）」という。）に入所し、月極160時間以上の契約をしている児童に係る、当該認可保育園等に入所した場合に負担すべき保育料と、認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額との差額を補助します。 ② 0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童及び3歳児から5歳児クラスの児童 子育てのための施設等利用給付認定を受けている児童に対し、区市町村の確認を受けた認可外保育施設を利用した場合に、子ども・子育て支援法施行令に定められた給付基準額を上限とする子育てのための施設等利用給付費（以下「施設等利用給付費」という。）を給付します。 さらに、認可外保育施設（証明書交付有）と月極160時間以上の利用契約をしている児童に対し、認可外保育施設の保育料が子ども・子育て支援法施行令に定められた給付基準額を超えている金額について、認可外保育施設保育料又は補助基準額のいずれか低い金額を上乗せして補助します。 (2) 補助基準額 認可外保育施設（証明書交付有）と月極160時間以上の契約をしている場合 ① 0歳児～2歳児クラスの住民税課税世帯の児童 月額100,000円 ② 0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童 月額100,000円 (施設等利用給付費を含む) ③ 3歳児～5歳児クラスの児童 月額 97,000円 (施設等利用給付費を含む) (参考) 施設等利用給付費（子ども・子育て支援法による） ① 0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童 月額 42,000円 ② 3歳児～5歳児クラスの児童 月額 37,000円		

根拠法令等

子ども・子育て支援法
子ども・子育て支援法施行令
港区子ども・子育て支援法施行細則
港区認可外保育施設保育料補助金交付要綱

補助金名等

子育てのための施設等利用給付交付金
東京都認可外保育施設利用支援事業補助金

開始時期

平成28年4月1日 制度開始
令和元年10月1日 幼児教育・保育無償化により、子育てのための施設等利用給付費
への上乗せ補助へ変更

実績表

(1)認可外保育施設（証明書交付有）

区分 \ 年度		29	30	元	2	3
対象児童 人数（人）	無償化前	182	322	297	-	-
	無償化後	-	-	474	562	819
交付金額（円）	無償化前	79,769,860	160,864,270	91,356,200	-	-
	無償化後	-	-	182,478,530	458,977,040	606,955,217

※無償化後の交付金額には、施設等利用給付費を含みます。

(2)認可外保育施設（証明書交付無）

区分 \ 年度		29	30	元	2	3
対象児童 人数（人）	無償化前	-	-	-	-	-
	無償化後	-	-	129	198	191
交付金額（円）	無償化前	-	-	-	-	-
	無償化後	-	-	21,789,355	55,488,171	63,236,271

※無償化後の交付金額には、施設等利用給付費を含みます。

保育士等キャリアアップ補助	所管課	—
		保育課

目 的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ります。

事業内容

(1) 対 象

国、地方公共団体以外の者が設置し、及び港区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、②イ又は②ウの事業のうち、従業員枠は港区及び港区外（東京都の区域内に限る。）に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

- ① 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）
- ② 子ども・子育て支援法第43条の規定により、港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ③ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業に勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人等の役員である職員を除く。）の人件費のうち、賃金改善に要した費用

根拠法令等

港区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

補助金名等

保育士等キャリアアップ補助金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

（単位：円）

年度 区分	29	30	元	2	3
補助金額	366,632,948	414,284,000	450,861,000	473,941,000	464,656,000

保育サービス推進事業補助	所管課	—
		保育課

目 的

特別保育事業、地域子育て支援事業等を地域の実情に応じて推進するため、当該事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、港区の保育サービスの質の向上を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

区以外の者が設置する、港区内に所在する次のいずれかに該当する施設又は事業とします。ただし、②イ又は②ウの事業のうち従業員枠は、東京都内に所在し、港区に居住する児童が利用する事業を補助対象とします。

- ① 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている施設（ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱の交付対象施設は除く。）
- ② 子ども・子育て支援法第43条の規定により区市町村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(2) 補助対象経費

補助対象施設・事業所の運営費

根拠法令等

港区保育サービス推進事業補助金交付要綱

補助金名等

保育サービス推進事業補助金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位：円)

年度 区分	29	30	元	2	3
補助金額	106,748,000	107,789,000	131,462,000	138,144,000	145,049,000

保育力強化事業補助	所管課	—			
		保育課			
目 的					
事業者が行う区民の多様な保育ニーズに対応した取組に要する経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた保育サービスの向上を図ります。					
事 業 内 容					
(1) 対 象					
区内に設置する東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所					
(2) 補助対象経費					
補助対象施設の運営費					
根拠法令等					
港区保育力強化事業補助金交付要綱					
補助金名等					
保育力強化事業補助金					
開 始 時 期					
平成27年4月1日					
実 績 表					
(単位：円)					
年度 区分	29	30	元	2	3
補助金額	18,176,000	14,934,000	16,506,000	14,319,000	17,294,000

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	所管課	—
		保育課

目 的
 保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う港区内の保育施設等の設置者に対して、経費の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ります。

事業内容
 (1) 対 象
 ① 子ども・子育て支援法第31条の規定による港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する認可保育所（私立及び指定管理者が管理する保育所に限る。）
 ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する認定こども園
 ③ 子ども・子育て支援法第43条の規定による港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業
 ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 イ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 ④ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所
 ⑤ 港区みなと保育サポート事業実施要綱に規定するみなと保育サポート
 ⑥ 港区保育室事業実施要綱に規定する港区保育室
 (2) 補助対象経費
 港区内に存する保育施設等に勤務する常勤保育従事職員に必要な宿舍借り上げ費用（敷金を除く）。ただし、保育施設等の設置者が、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助対象経費とします。
 (3) 補助上限額
 ① 港区内宿舍 1戸あたり 月額98,000円
 ② 港区外宿舍 1戸あたり 月額71,750円

根拠法令等
 港区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

補助金名等
 保育対策総合支援事業費補助金
 東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金

開始時期
 平成27年4月1日

実績表 (単位：円)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
補助金額	258,949,000	528,492,000	802,525,000	979,795,000	1,044,623,000

保育体制強化事業補助	所管課	—			
		保育課			

目 的
地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用するための費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

事業内容
(1) 対 象
保育支援者を配置する港区内に所在する施設で、次のいずれかに該当する施設
① 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
② 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設のうち、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
③ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員6人以上のものに限る。）を行う施設のうち、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定による区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
④ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所
(2) 補助対象経費
平成26年4月1日以降、新たに補助対象施設に配置された保育士資格を有しない保育支援者にかかる人件費
(3) 補助上限額
① 保育所1か所当たり月額 145,000円
②～④ 保育所1か所当たり月額 45,000円

根拠法令等
港区保育体制強化事業補助金交付要綱

補助金名等
保育対策総合支援事業費補助金
保育体制強化事業費補助金

開始時期
平成27年4月1日

実績表

(単位：円)

年度 区分	29	30	元	2	3
補助金額	8,304,000	9,600,000	12,346,000	9,104,000	11,797,000

保育施設建物賃借料補助事業	所管課	—			
		保育課			
目 的					
賃貸物件を活用した保育所等を設置・運営する民間事業者に対し、建物賃借料の一部を補助することにより開設後の運営の安定化を支援します。					
事業内容					
(1) 対 象					
① 児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第35条第4項に規定する認可を受けて設置する法第39条第1項に規定する保育所					
② 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設					
(2) 補助対象経費					
補助対象施設の建物賃借料					
(3) 補助上限額					
① 平成29年3月31日以前に開設した開設後5年以内の補助対象施設 39,375,000円／年（小規模保育事業の場合、19,687,500円／年）					
② 平成29年3月31日以前に開設した開設後6年目以降の補助対象施設で建物賃借料が賃借料加算（公定価格）の額の3倍を超える補助対象施設 16,500,000円／年					
③ 平成29年4月1日以降に開設した開設後10年以内の補助対象施設 39,375,000円／年（小規模保育事業の場合、19,687,500円／年）					
④ 平成29年4月1日以降に開設した開設後11年目以降の補助対象施設で建物賃借料が賃借料加算（公定価格）の額の3倍を超える補助対象施設 16,500,000円／年					
根拠法令等					
港区認可保育所等建物賃借料補助金交付要綱					
補助金名等					
保育対策総合支援事業費補助金					
保育所等賃借料補助事業補助金					
開始時期					
平成23年4月1日					
実績表					
(単位：円)					
年度 区分	29	30	元	2	3
補助金額	423,404,000	521,263,000	641,700,000	844,348,000	950,782,000
平成29年度 既存施設の補助内容を拡充					

新型コロナウイルス感染症による 認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金	所管課	— 保育課												
目 的 新型コロナウイルス感染症により、認証保育所及び認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）に在籍する児童が、登園自粛要請期間において、保育施設等を登園自粛をした場合又は認証保育所が新型コロナウイルス感染症による臨時休園をした場合において、保護者の保育料を休園日数に応じて減免した認証保育所又は保護者に対し、当該減免した金額を補助することにより、保護者の負担を軽減し、もって認可保育園等と保育施設等との保育料負担の公平を図り、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止することを目的とします。 事 業 内 容 (1) 登園自粛に対する補助 保育施設等に在籍する児童が、新型コロナウイルス感染症による登園自粛要請期間において、保育施設等の登園自粛をした場合に、自粛日数に応じて算出した金額を保護者又は認証保育所に対して補助します。 (2) 臨時休園に対する補助 認証保育所が新型コロナウイルス感染症による臨時休園をした場合において、臨時休園の日数に応じ、認証保育所が保護者に減免した保育料日割額を認証保育所に対して補助します。 根拠法令等 港区新型コロナウイルス感染症による認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金交付要綱 補助金名等 新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金 開 始 時 期 令和2年4月1日 実 績 表 <table border="1"> <tr> <th>年 度</th><th>2</th><th>3</th></tr> <tr> <th>区 分</th><td></td><td></td></tr> <tr> <td>対象児童延人数（人）</td><td>877</td><td>173</td></tr> <tr> <td>補助金額（円）</td><td>21,407,247</td><td>2,736,552</td></tr> </table>			年 度	2	3	区 分			対象児童延人数（人）	877	173	補助金額（円）	21,407,247	2,736,552
年 度	2	3												
区 分														
対象児童延人数（人）	877	173												
補助金額（円）	21,407,247	2,736,552												

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等 購入費補助	所管課	— 保育課
目 的 私立認可保育所等に対し、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する物品等を購入するための経費の全部又は一部を補助することにより、園内における感染拡大防止の徹底を図り、もって、児童及び職員の安全を確保することを目的とします。 事業内容 (1) 対 象 港区内に所在する次のいずれかに該当する施設であって、国及び地方公共団体以外のものが設置した施設 ① 子ども・子育て支援法第31条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ② 子ども・子育て支援法第43条の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業を行う事業所 ア 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 イ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業 ③ 東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所 ④ 港区病児保育実施要綱第2条に規定する施設 ⑤ 子ども・子育て支援法第58条の2の規定により港区の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第59条の2に規定する届出が出された施設（③に規定する東京都認証保育所を除く。）、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に規定する事業を行う施設、又は認可外保育施設に対する指導監督要綱第3条に規定する指導監督基準の要件を満たす旨の証明書を東京都若しくは道府県等から交付された施設（③に規定する東京都認証保育所を除く。） (2) 補助対象経費 ① 法人の給与規定等に基づき支払われる新型コロナウイルス感染症に係る手当又は新型コロナウイルス感染症に係る一時金 ② 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入に係る経費 ③ ①②に加え、マスク、消毒液等の衛生用品及び感染防止のための備品の購入並びに補助対象施設の消毒に係る経費 根拠法令等 港区私立認可保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止物品等購入費補助要綱 補助金名等 保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金 開始時期 令和2年3月		

実 績 表

(単位：円)

年度 区分	元	2	3
補助金額	8,702,484	60,707,780	36,766,115

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子ども及び家庭に対する総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができる環境の形成を図ります。

事 業 内 容

- (1) 子ども及び家庭に係る総合相談に関すること
- (2) 子ども及び家庭の支援に係るサービスの提供及び調整に関すること
- (3) 子ども及び家庭の支援に係る情報の提供に関すること
- (4) 子ども及び家庭の支援に係る活動の推進に関すること
- (5) 子ども及び家庭並びにそれらを支援する者の相互交流に関すること
- (6) 子どもに対する虐待の防止等に関すること
- (7) 関係機関との連携及び調整に関すること
- (8) 子ども家庭支援センターの施設の利用に関すること

根拠法令等

港区立子ども家庭支援センター条例

港区立子ども家庭支援センター多目的室登録要綱

港区立子ども家庭支援センター多目的室運営要綱

港区要保護児童対策地域協議会設置要綱

補助金名等

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成17年10月31日

実 績 表

区 分 \ 年 度		29	30	元	2	3
親子ふれあい広場利用者数(人)		22,351	20,603	16,557	4,035	12,655
子 育 て 講 座 等	開催回数(回)	195	173	122	5	719
	参加者(人・組)	6,426	6,151	4,631	94	5,161
子ども家庭支援センター 専門相談	保健師(件)	625	542	442	352	278
	心理士(件)	836	1,241	1,129	1,303	1,437

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、親子ふれあい広場の利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで、子育て講座等を令和2年3月から10月まで休止しました。
 ※令和3年度から子育て講座等の参加者の単位を人から組に変更しました。

要保護児童対策地域協議会事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

港区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童に関する地域の様々な関係機関が連携することで、児童虐待の防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。

事 業 内 容

- (1) 要保護児童等の状況把握と、適切な保護・支援に係る関係機関の情報共有に関すること
- (2) 関係機関の対応力強化のための研究・研修等に関すること
- (3) 児童虐待防止推進の啓発に関すること
- (4) 居住実態不明児童の状況把握と調査・対応に関すること

根拠法令等

児童福祉法
児童虐待の防止等に関する法律
港区要保護児童対策地域協議会設置要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金
東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成18年7月3日（子ども虐待防止セーフティネットワーク事業から移行）

実 績 表

- (1) 相談内容別件数（当該年度新規受理分）（単位：件）

内容 \ 年度	29	30	元	2	3
児 童 虐 待 相 談	388	514	750	1,025	1,075
養護その他の相談	186	222	185	176	339
保 健 相 談	5	5	0	0	3
障 害 相 談	5	9	8	17	26
非 行 相 談	1	8	4	1	5
育 成 相 談	497	518	485	441	562
そ の 他	6	1	8	3	38
合 計	1,088	1,277	1,440	1,663	2,048

- (2) 実績表(1)の児童虐待相談の内訳（単位：件）

種類 \ 年度	29	30	元	2	3
身 体 的 虐 待	121(27)	165(32)	252(29)	245(36)	294(42)
ネ グ レ ク ト	148(93)	175(91)	188(91)	203(82)	173(62)
心 理 的 虐 待	119(21)	172(22)	305(22)	570(68)	608(38)
性 的 虐 待	0	2(2)	5(4)	7(3)	0
合 計	388	514	750	1,025	1,075

※()内は、児童虐待非該当件数。令和3年度の児童虐待非該当件数は令和4年4月末日時点のものです。

- (3) 港区児童虐待防止講演会・養育家庭体験発表会の参加者数（単位：人）

年 度	29	30	元	2
参 加 者 数	270	805	856	66

※令和2年度及び令和3年度の港区児童虐待防止講演会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しています。

※令和3年度から、養育家庭体験発表会は、港区児童相談所の担当業務となっています。

養育支援訪問事業	所管課	— 子ども家庭支援センター													
目 的 養育支援が必要と判断した世帯に対して、養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。 事業内容 (1) 食事の準備 (2) 住居の掃除及び整理整頓 (3) 衣類の洗濯 (4) 食材及び生活必需品の買い物 (5) 通院や健診等の付添い (6) 育児 (7) 育児、栄養及び発達に係る相談及び指導 (8) その他区長が特に必要と認めた支援 対 象 (1) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 (2) 養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭 (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 (4) 児童が不登校、引きこもり等の問題を抱えている家庭 (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭 (6) その他区長が必要と認めた家庭 利用者負担金額 <table border="1" data-bbox="212 1494 777 1729"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階層区分</th><th>利用者負担金額</th></tr> <tr> <th>1 時間</th></tr> <tr> <td>A</td><td>生活保護受給世帯</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>B</td><td>住民税非課税世帯</td><td>375円</td></tr> <tr> <td>C</td><td>上記以外の世帯</td><td>750円</td></tr> </table> 根拠法令等 児童福祉法 港区養育支援訪問事業運営要綱			階層区分		利用者負担金額	1 時間	A	生活保護受給世帯	0円	B	住民税非課税世帯	375円	C	上記以外の世帯	750円
階層区分		利用者負担金額													
		1 時間													
A	生活保護受給世帯	0円													
B	住民税非課税世帯	375円													
C	上記以外の世帯	750円													

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

※令和２年度から食事支援を強化

開始時期

平成20年４月１日

実績表

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
対象世帯数（世帯）	9	18	13	10	5
派遣回数（回）	57	295	258	167	103

産前産後家事・育児支援事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
目 的 家事、育児等について支援を必要とする妊娠中又は出産後の家庭に対して、一定の期間、「ホームヘルパー」または、産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、必要な家事及び育児支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。 また、産前産後の母子専門支援員（産後ドゥーラ）の養成講座の受講に係る費用の一部を補助することにより、区の母子保健に関する事業に従事する産後ドゥーラを確保し、家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを図ります。 事業内容 (1) 産前産後家事・育児支援事業 ① 対象及び訪問時間 (ア) 港区内に住所を有する妊娠中又は出産日から120日以内の妊産婦のいる家庭 妊娠中及び出産日から120日以内に合計96時間（内、産後ドゥーラは15時間）まで (イ) 多胎妊娠にあつては、港区内に住所を有する妊娠中又は出産日から1年以内の妊産婦のいる家庭 妊娠中及び出産日から1年以内に合計200時間（内、産後ドゥーラは30時間）まで 三つ子以上については、子ひとりにつき更に100時間ずつ加算した時間以内（内、産後ドゥーラは更に15時間ずつ加算した時間以内） (ウ) 出産予定日から1年以内の早産児又は低出生体重児のいる家庭 妊娠中及び出産予定日から1年以内に合計96時間（内、産後ドゥーラは15時間）まで (エ) 出産予定日から120日以内の流産又は死産した者のいる家庭 妊娠中及び出産予定日から120日以内に合計96時間（内、産後ドゥーラは15時間） ② 支援内容 (ア) 家事支援 家事の経験及び能力を有するホームヘルパーが居宅を訪問し、家事支援を行うサービス ・ 食事の準備 ・ 住居の清掃及び整理整頓 ・ 衣類の洗濯 ・ 食材及び生活必需品の買い物 ・ 健診の付添い		

(イ) 産後ドゥーラ

産前産後における母子に対する支援に関する専門家が居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うサービス

- ・産後における生活設計の相談
- ・授乳時の見守り
- ・沐浴の援助
- ・子育て相談
- ・②(ア)に掲げるサービス

③ 利用料金

(ア) 単胎家庭

ア 家事支援

階層区分		利用料金		
		2 時間	3 時間	4 時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	750円	1,125円	1,500円
C	上記以外の世帯	1,500円	2,250円	3,000円

イ 産後ドゥーラ

階層区分		利用料金		
		2 時間	3 時間	4 時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	1,000円	1,500円	2,000円
C	上記以外の世帯	2,000円	3,000円	4,000円

(イ)多胎家庭（家事支援・産後ドゥーラ）

階層区分		利用料金		
		2 時間	3 時間	4 時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
B	住民税非課税世帯	500円	750円	1,000円
C	上記以外の世帯	1,000円	1,500円	2,000円

(2) 母子専門支援員養成講座受講費助成事業

① 対象

次に掲げる要件を全て満たす人

(ア) 産後ドゥーラの認定を受けていること

(イ) 港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱第5条に規定する事業者に産後ドゥーラとして登録していること

(ウ) 助成金の交付決定をした日又は区の母子保健に関する事業に従事を開始した日のうちどちらか遅い日から1年以上、区が実施する母子保健事業に産後ドゥーラとして従事する意思があること

② 助成対象経費

産後ドゥーラ養成講座の受講料

③ 助成金額

助成対象者1人につき20万円

根拠法令等

港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱

港区母子専門支援員養成講座受講費助成要綱

補助金名等

母子保健衛生費国庫補助金

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

とうきょうママパパ応援事業補助金

開始時期

平成29年4月1日

※平成28年度まで養育支援訪問事業の中で妊娠出産時家庭ホームヘルプサービスとして実施

※母子専門支援員養成講座受講費助成事業は令和3年4月1日から開始

実績表

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
登録世帯数（世帯）	825	801	807	695	813
家事支援派遣回数（回）	5,099	3,894	4,181	3,600	3,701
産後ドゥーラ派遣回数（回）	402	573	651	424	867
母子専門支援員養成講座助成人数（人）					9

ショートステイ・トワイライトステイ事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

保護者が、疾病や出産、夜間の仕事等により児童を一時的に養育することが困難になった場合に、区が指定する児童福祉施設等で短期的に養育することにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) ショートステイ事業

① 内 容

保護者が、疾病、出産、出張やその他身体、精神、環境上の理由などにより、家庭において児童を養育することが一時的にできなくなった場合、6泊7日を上限として児童を預かる宿泊型の一時保育を行います。利用料は1日3,000円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

また、保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態などにより、虐待のおそれやリスクがみられる家庭については、最長14日間までの要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施します。

② 実施施設

施設名	利用対象年齢
麻布乳児院	生後7日から4歳未満
東京都済生会中央病院附属乳児院	生後5日から1歳未満
みなと子育て応援プラザPokke	生後10か月から中学3年生（15歳以下）

※要支援家庭を対象としたショートステイ事業は、みなと子育て応援プラザPokkeのみ実施。

(2) トワイライトステイ事業

① 内 容

保護者が、仕事その他の理由により、夜間に不在となり家庭において子どもを養育することができなくなった場合、その他の緊急の場合に預かります。利用時間は、午後5時から午後10時までで、利用料は1回あたり月～土曜2,000円、日曜・祝日は2,500円です（住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は無料）。

② 実施施設

施設名	利用対象年齢
みなと子育て応援プラザPokke	生後6か月から中学3年生（15歳以下）

根拠法令等

児童福祉法

港区乳幼児等ショートステイ事業実施要綱

港区トワイライトステイ事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成13年4月16日

実績表

(単位：日)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
ショートステイ事業 (麻布乳児院)	449	631	562	166	266
ショートステイ事業 (東京都済生会中央病院附属乳児院)					151
ショートステイ事業 (みなと子育て応援プラザ Pokke)	1,108	1,195	1,380	1,420	1,140
要支援家庭を対象とした ショートステイ事業		90	104	22	2
トワイライトステイ事業	1,295	1,146	1,032	488	677

※要支援家庭を対象としたショートステイ事業は、平成30年度から開始。

※ショートステイ事業（東京都済生会中央病院附属乳児院）は、令和3年から開始。

育児サポート事業（育児サポート子むすび）	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

協力会員と利用会員を組織化し、相互に援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援等のための環境整備を図ります。

事 業 内 容

住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支え、育児の支援が必要な人（利用会員）と育児の協力をする人（協力会員）をむすび、子育て支援を行います。

（１）対象児童

０歳から小学校６年生までの児童

（２）利用会員

区内在住・在勤の育児サポートを必要とする人

（３）協力会員

この事業に熱意のある１８歳以上（高校生不可）で育児支援活動に協力できる人

（４）サポート料

１時間８００円（交通費・児童の食事・おやつ代等の実費は利用会員負担）

※同時に複数の児童が利用する場合、２人目以降のサポート料を１時間４００円とします。

根拠法令等

児童福祉法

港区育児サポート事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成１３年１月４日

実 績 表

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
利用会員（人）	1,664	1,079	1,378	801	1,039
協力会員（人）	162	105	130	129	139
両方会員（人）	28	9	12	8	8
活動件数（件）	6,733	5,657	5,290	3,026	3,509
総活動時間（時間）	7,707	6,381	5,480	3,128	3,672

子育てひろば等事業（あっぱい）	所管課	各総合支所管理課
		子ども家庭支援センター

目 的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

事業内容

（1）対 象

① 子育てひろば

区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者

② 乳幼児一時預かり

生後4か月から小学校就学前までの児童

（乳幼児一時預かり事業は、あっぱい台場とあっぱい港南四丁目を除く各施設で実施。）

（2）利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぱい台場	午前11時～午後6時	
あっぱい麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぱい港南		
あっぱい港南四丁目		
あっぱい新橋		午前8時30分～午後6時30分
あっぱい西麻布		
あっぱい芝浦		
あっぱい赤坂		
あっぱい白金台		

（3）利用料

① 子育てひろば 無料

② 乳幼児一時預かり

月～土曜 500円/1時間 日曜・祝日 600円/1時間

※区内在住の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

根拠法令等

児童福祉法

港区子育てひろば事業実施要綱

港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成20年8月20日

実績表

(1) 子育てひろば利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	29	30	元	2	3
あっぱい台場（定員20組）	6,589	7,878	7,581	2,494	3,708
あっぱい麻布（定員35組）	22,523	20,936	19,060	2,759	5,567
あっぱい港南（定員10組）	4,341	3,762	3,496	1,108	1,419
あっぱい港南四丁目（定員20組）	9,990	10,822	13,826	4,726	7,022
あっぱい新橋（定員20組）	6,983	6,036	6,586	1,173	1,272
あっぱい西麻布（定員20組）	15,523	15,334	13,009	1,787	2,519
あっぱい芝浦（定員50組）	26,156	31,406	28,788	7,936	15,144
あっぱい赤坂（定員20組）	229	13,058	12,983	2,304	3,864
あっぱい白金台（定員20組）		9,957	9,803	3,621	5,713

※平成29年度のあっぱい赤坂は3月分のみ

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで休止しました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

(2) 乳幼児一時預かり利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	29	30	元	2	3
あっぱい麻布（定員15人）	5,279	5,300	5,194	3,225	3,251
あっぱい港南（定員14人）	2,464	2,234	2,398	2,076	2,663
あっぱい新橋（定員30人）	3,227	5,342	5,920	3,744	5,018
あっぱい西麻布（定員18人）	4,375	5,191	4,567	2,055	2,010
あっぱい芝浦（定員35人）	11,592	11,462	11,890	8,587	9,940
あっぱい赤坂（定員20人）	53	4,444	5,793	3,036	3,182
あっぱい白金台（定員20人）		2,242	2,468	1,984	2,398

※平成29年度のあっぱい赤坂は、3月分のみ

※令和3年4月から、子育てひろば等事業（あっぱい）は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

親子で自由に遊べるつどいの広場や、理由を問わずに子どもを預かる一時保育等の実施により、区民の子育て支援のニーズに対応するとともに、子育てを支援する人材を育成することで、地域における子育て交流拠点の充実に図ります。

事業内容

(1) 子育て支援事業

つどいの広場事業、一時保育事業、相談事業、各種講座開催事業、子育て関連情報提供・交流事業

※利用には会員登録が必要です。

(子ども1人あたりの年会費：区内在住者、在勤・在学者500円、区外在住者1,000円。)

※一時保育事業の利用料は、未就学児は1時間800円～、小学生は1時間500円～です。区内在住の小学校就学前の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

(2) 地域の交流拠点事業

子育て・家族支援者の人材育成事業、子育てネットワーク事業、三世代園芸交流事業

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育てサポートハウス事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成15年9月16日

実績表

(単位：人)

年度 区分	29	30	元	2	3
つどいの広場事業 「ひだまり」利用者	24,321	25,332	22,866	7,315	7,763
一時保育事業 「あおば」利用者	6,762	7,456	7,886	3,774	3,241

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、つどいの広場「ひだまり」の利用を令和2年3月28日から6月18日まで休止しました。令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

派遣型一時保育事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合に、児童の自宅等に保育者を派遣して保育を行うなど、子育て家庭における多様な保育ニーズに応えることで、保護者の仕事と子育ての両立の支援及び児童の健全な育成を図ります。

事業内容

利用者、保育者ともに登録による会員制とし、会員登録後、保育者（支援会員）を紹介します。支援会員は、港区子育て支援員研修事業において養成した子育て・家族支援者です。

(1) 子どもの対象年齢

区内在住で、原則として生後7日以降から小学校6年生までの児童

(2) 支援内容

保護者の傷病、社会参加やりフレッシュ等理由を問わず、支援会員が一時的な保育を行います。

なお、一時保育には以下の内容を含みます。

- ① 保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等の送迎
- ② 生後7日から28日までの乳児の保育（新生児保育）
- ③ 病気からの回復期にある児童の保育（病後児保育）

(3) 利用料金

1時間900円から

※きょうだいが同時に利用する場合、2人目以降の利用料を半額とします。

※小学校就学前の多胎児が同時に本事業を利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

※病後児保育、新生児保育について、生活保護受給世帯等は利用料金の全額、住民税非課税世帯は利用料金の1/2の助成を受けることができます（1か月10,000円を上限とします）。

根拠法令等

港区派遣型一時保育事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成18年4月1日

実績表

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
利用会員（人）	2,028	2,091	2,169	2,082	2,049
協力会員（人）	264	297	300	308	315
両方会員（人）	0	0	3	7	9
活動件数（件）	13,222	13,500	12,497	9,534	12,971

みなと子育て応援プラザ事業（Pokke）	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子育てに関する様々なニーズに応えるサービスを提供することにより、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

事業内容

(1) 子育てひろば事業

乳幼児親子が気軽に楽しめ、ゆったりと過ごすことができる場所の提供を行います。また、友だちづくりや情報の交換、各種講座への参加ができます。利用には会員登録が必要です。

対象は0歳から3歳の子どもと保護者で、利用時間は午前9時30分から午後4時30分（第2、4、5日曜日、原則第4火曜日、年末年始は休業日）、定員は25組です。利用料は無料です。

(2) 乳幼児一時預かり事業

保護者の社会参加や、リフレッシュなど、理由を問わず子どもを預かり保育をします。利用には会員登録が必要です。

対象は生後4か月から6歳（就学前）までで、利用時間は午前7時15分から午後8時15分（月1回（原則第4火曜日）、年末年始は休業日）、定員は20人です。利用料は、4時間以内は2,000～3,000円で、4時間を超える1時間ごとに500～700円追加となります（利用料以外に別途昼食500円、おやつ100円、夕食500円がかかります）。区内在住の多胎児で同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

(3) コミュニティカフェ

子育て世代だけでなく、Pokke近辺の在住者・在勤者等が気軽にくつろぎ、交流できるカフェです。月3回（第1～第3火曜日）、正午から午後4時（午後3時30分ラストオーダー）まで運営しています。

根拠法令等

児童福祉法

みなと子育て応援プラザ事業補助金交付要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

開始時期

平成20年10月30日

延べ利用者数

（単位：人）

年度	29	30	元	2	3
区分					
子育てひろば事業	24,707	22,859	19,685	8,669	13,635
乳幼児一時預かり事業	5,937	5,513	5,234	3,734	5,312

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から6月18日まで休止しました。令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

港区地域こぞって子育て懇談会	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子育て当事者と子育て支援者、学生等が共にネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供することで、港区の子育て・子育て環境の充実を図ります。

事業内容

(1) 港区地域こぞって子育て懇談会

子育てに関するテーマごとに分科会に分かれ、それぞれの立場や経験に基づき、意見交換や活動の報告をします。懇談会をきっかけに横のつながりができ、地域でのネットワークづくりに生かされています。

(2) 港区地域こぞってネットワーク会議

港区の中で、子どもたちの育ちを応援しようという同じ目的を持つ関係機関・団体等が直接顔を合わせることで、互いの活動を知り、協働の可能性を広げます。

(3) 実行委員会

港区地域こぞって子育て懇談会を運営するため、子育て当事者や子育て支援者、学生から実行委員を募り、年間を通じて定期的に実行委員会を実施しています。

開始時期

平成16年度

実績表

(単位：人)

年度 区分	29	30	元	2	3
港区地域こぞって 懇談会参加者数	106	98	230	86	80
港区地域こぞって ネットワーク会議 参加者数	86	77	75	37	46
実行委員数	25	31	24	21	23

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実行委員会、ネットワーク会議、懇談会はオンラインで開催しました。

みなと子ども相談ねっと	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

子どもからの相談を24時間受け付け、子どもの困りごとや不安、悩み等に寄り添い、子どもと一緒に解決策を考える等、現状に即した対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区に住む18歳未満の児童

(2) 相談の方法

登録した電子メールアドレスからシステムを利用して、相談に係る内容を送信します。

(3) 相談に対する回答

相談を受信した場合は、原則3日以内（遅くとも1週間以内）に回答を作成し、送信します。

根拠法令等

港区みなと相談ねっと事業運営要綱

開始時期

平成26年6月30日

実績表

(1) 学年別相談件数

(単位：件)

学年 年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
29	0	1	2	1	7	9	13	7	16	2	0	0	58
30	0	0	1	11	5	5	10	16	7	1	0	0	56
元	0	0	6	6	10	4	4	5	9	0	1	4	49
2	0	1	0	7	2	4	4	15	18	3	2	1	57
3	1	0	5	10	1	3	3	4	3	0	0	0	30

(2) 相談内容別件数

(単位：件)

相談 年度	虐待 身体	虐待 心理	虐待 性	ネグ レクト	不登 校	性格 行動	心の 悩み	友達 関係	いじ め	学校 関係	勉強 成績	進路	親子 関係	兄弟 関係	体・ 健康	その 他	合計
29	0	0	0	0	1	8	7	14	4	9	3	4	5	1	1	1	58
30	1	1	0	0	0	7	7	13	5	6	5	2	6	0	3	0	56
元	0	3	0	0	0	0	7	13	8	4	3	0	4	4	1	2	49
2	1	1	0	0	0	3	17	8	1	5	3	0	14	2	2	0	57
3	0	0	0	0	0	3	5	10	0	6	0	0	1	1	3	1	30

(3) 延べ相談回数

(単位：回)

回数 年度	29	30	元	2	3
延べ相談回数	244	566	259	449	134

(4) 相談者数・アカウント登録者数

(単位：人)

区分 年度	29	30	元	2	3
相談者数	30	25	49	45	30
総登録者数	109	127	152	184	205

おとなの子育て相談ねっと	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

おとなからの子育て相談を24時間受け付け、子育て中の悩みや不安に寄り添い、相談者と一緒に解決策を考え、現状に即した対応ができるよう相談体制の充実を図ります。

事業内容

(1) 対 象

港区に住む18歳未満の児童の保護者と妊婦

(2) 相談の方法

登録した電子メールアドレスからシステムを利用して、相談に係る内容を送信します。

(3) 相談に対する回答

相談を受信した場合は、原則3日以内（遅くとも1週間以内）に回答を作成し、送信します。

根拠法令等

港区みなと相談ねっと事業運営要綱

開始時期

令和2年9月1日

実績表

(1) 相談の種類別件数

(単位：件)

相談 年度	授乳	発育	(離乳食含む) 食事	睡眠	健康	からだのこと	生活リズム	(言語を含む) 発達	不登校	学業・進路	友達関係	思春期	子どもの行動	親子関係	兄弟姉妹関係	その他	合計
2	5	6	6	3	2	3	3	7	3	2	3	1	17	13	0	8	82
3	13	10	17	12	6	7	5	9	4	6	3	3	35	19	1	25	175

(2) 延べ相談・回答回数

(単位：回)

年度	延べ相談回数	延べ回答回数			合計
		保健師	心理士	相談員	
2	205	53	140	0	398
3	443	140	278	0	861

(3) 相談者数・アカウント登録者数

(単位：人)

区分	年度	2	3
相談者数		65	111
総登録者数		107	248

みなと保育サポート事業	所管課	各総合支所管理課								
		子ども家庭支援センター								
目 的 パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に、必要に応じた保育を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と児童福祉の増進を図ります。										
事 業 内 容 (1) 事業の種類 <table><tr><td>定期利用保育</td><td>保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育</td></tr><tr><td>スポット利用保育</td><td>保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育</td></tr></table>			定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育	スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育				
定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育									
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育									
(2) 対 象 区内在住で、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となり、かつ同条に基づく保育の実施がされていない、生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童										
(3) 運営実施日、運営時間 日曜日、祝日、年始（1月2日、3日）を除く毎日 午前7時15分から午後6時15分										
(4) 利 用 料 <table><tr><td>利用時間</td><td>利用料（円）</td></tr><tr><td>①4時間未満</td><td>1,100</td></tr><tr><td>②4時間以上6時間未満</td><td>1,650</td></tr><tr><td>③6時間以上8時間以下</td><td>2,200</td></tr></table> ※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は、定期利用保育及びスポット利用保育の利用料が免除になります。 ※生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、定期利用保育の利用料が免除になります。 ※当年度分（4月分から8月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が77,101円未満であり生計を一にするひとり親世帯等の場合、定期利用保育の利用料が免除になります。			利用時間	利用料（円）	①4時間未満	1,100	②4時間以上6時間未満	1,650	③6時間以上8時間以下	2,200
利用時間	利用料（円）									
①4時間未満	1,100									
②4時間以上6時間未満	1,650									
③6時間以上8時間以下	2,200									
根拠法令等 港区みなと保育サポート事業実施要綱										
補助金名等 一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金										
開 始 時 期 平成24年4月1日										

実 績 表

(単位：人)

施 設 名	29		30		元		2		3	
	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数	定 期 利用者数	スポット 利用者数
みなと保育サポート 白金（定員27人）	4,998	111	5,191	120	3,617	301	2,312	483	2,257	496
みなと保育サポート 港南四丁目（定員20人）	2,902	234	3,070	297	2,543	456	1,873	390	2,189	783
みなと保育サポート 東麻布（定員20人）	3,480	234	4,150	261	3,501	183	2,753	207	2,571	153
みなと保育サポート 赤坂（定員20人）	0	5	3,462	339	3,857	371	3,554	468	3,781	553
みなと保育サポート 白金台（定員20人）			2,270	201	3,359	142	2,545	275	2,795	43

※みなと保育サポート赤坂は、平成30年3月26日開設

※みなと保育サポート白金台は、平成30年4月1日開設

※令和3年4月から、みなと保育サポート事業は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

認可外保育施設等利用費助成	所管課	— 子ども家庭支援センター	
目 的			
認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対して、施設等利用費を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。			
事 業 内 容			
(1) 対 象 者			
区内に居住し、教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を受けている0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の児童または3歳児～5歳児の児童			
※認可保育園、認定こども園、港区保育室を利用している場合は、本制度の助成対象外です。			
(2) 対 象 経 費			
次のいずれかの事業を利用した際の保育に要した経費			
一時預かり事業（あっぴい、あい・ぽーと（一時保育「あおば」）、みなと子育て応援プラザPokke）、みなと保育サポート事業、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび			
(3) 支給上限額			
① 0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の児童		月額42,000円	
② 3歳児～5歳児の児童		月額37,000円	
根拠法令等			
子ども・子育て支援法			
子ども・子育て支援法施行令			
港区子ども・子育て支援法施行細則			
港区幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設等利用費支給要綱			
補助金名等			
子育てのための施設等利用給付交付金			
開 始 時 期			
令和元年10月1日			
実 績 表			
年度 区分	元	2	3
延人数（人）	15	34	32
支給額（円）	587,400	1,130,150	819,160

港区実施事業における参加者のための一時保育	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

区が実施する講演会、地域説明会等の事業への区民参加の促進を図り、男女平等参画社会の実現及び子ども・子育て支援に役立てます。

事 業 内 容

区が実施する審議会、説明会、講習会等の事業において、おおむね4か月以上の未就学児を対象に一時保育を行います。

根拠法令等

港区実施事業における参加者のための一時保育者登録要綱

開 始 時 期

平成17年4月1日

実 績 表

(単位：回)

年度 区分	29	30	元	2	3
保育実施回数	534	413	435	194	240

子育てコーディネーター事業 (利用者支援事業・基本型)	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

児童及びその保護者、妊娠中の人が教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業を確実、かつ円滑に利用できるよう両者をつなぐ支援を行うことで、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を図ります。

事 業 内 容

利用者支援専門員(子育てコーディネーター)が、利用者の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を利用できるよう支援します。

(1) 実施施設

- ① 子ども家庭支援センター
- ② 子育てひろば「あい・ぽーと」

(2) 対 象

- ① 区内に居住する18歳未満の児童及びその保護者
- ② 区内に居住する妊婦
- ③ 区内に居住し、子育てに関する相談、情報提供等を必要とする人

(3) 実施時間

月曜から土曜 午前10時から午後5時まで ※年末年始を除く

根拠法令等

子ども・子育て支援法
港区子育てコーディネーター事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

平成27年4月1日

実 績 表

(単位:件)

年度	29	30	元	2	3
実施施設					
子ども家庭支援センター	2,262	2,702	2,897	1,645	2,629
子育てひろば「あい・ぽーと」	2,552	2,526	2,416	1,453	1,535
計	4,814	5,228	5,313	3,098	4,164

出産・子育て応援メール配信	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

確かな知識と情報を区からの「応援メール」として発信することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して出産・子育てができるように支援します。

事業内容

妊娠期から子どもが3歳になるまでの家族（登録者）へ、出産、子育てに役立つ情報を定期的に配信します。

それぞれの時期に利用できる区のサービスを紹介します。

配信回数

- (1) 妊娠期 毎日
- (2) 出産後 ① 100日まで 毎日
② 2歳未満まで 週2回程度
③ 3歳未満まで 月2回程度

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年3月1日

実績表

(単位：件)

登録アドレス数 \ 年度	29	30	元	2	3
妊 娠 期	126	144	195	260	166
出 産 後	1,623	1,597	1,480	1,455	1,462
計	1,749	1,741	1,675	1,715	1,628

※登録アドレス数は3月末日現在の登録数です。

港区子育て支援員研修事業	所管課	— 子ども家庭支援センター
目 的 子ども・子育て支援法に基づいて、子ども・子育て支援に係る仕事に関心を持ち、子ども・子育て支援に係る事業に従事することを希望する人に対し、必要となる知識、技能等を習得するための子育て支援員研修を実施し、子ども・子育て支援の担い手の資質の確保を図ります。 事業内容 (1) 対 象 ① 地域保育コース 「一時預かり事業」、「派遣型一時保育」及び「育児サポート子むすび」（ファミリー・サポート・センター事業）の活動に従事を希望する人。 ② 地域子育て支援コース 地域保育コース事業での活動経験をもとに、港区内の「地域子育て支援拠点事業」（子育てひろば）、「利用者支援事業」（あい・ぽーと、子ども家庭支援センターでの子育てコーディネーター事業）に従事を希望する人（②については①の修了者が対象となります）。 (2) 研修内容 ① 地域保育コース 基本研修と共通科目、一時預かり事業研修を履修します。また、専門員研修として、派遣型一時保育事業、育児サポート子むすび「ファミリー・サポート・センター事業」研修を履修します。 ② 地域子育て支援コース 地域保育コース修了者が対象です。専門研修として地域子育て支援拠点事業研修もしくは利用者支援事業（基本型）を履修します。 ③ バックアップ研修 各コースの修了者について、実践を通じて生じた問題への解決、知識、技能の維持・向上を図ることを目的として各コースに応じた内容で月に1回以上行います（地域子育て支援コース修了者のうち、利用者支援事業・基本型（専任職員）修了者についても別途月1回実施）。 ④ そ の 他 平成27年度までみなと子育てサポートハウス事業で実施してきた子育て・家族支援者養成講座履修者は、国の示す「子育て支援員研修」のカリキュラムを満たしているため、確認研修を実施し、その資格コースの修了者としています。		

根拠法令等

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 子育て支援員研修事業実施要綱
港区子育て支援員研修事業実施要綱

補助金名等

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金

開始時期

平成28年4月1日

実績表

(単位：人)

年度		29	30	元	2	3
コース名						
① 地域保育コース	一時預かり事業	149	76	30	49	42
	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業	141	74	26	48	41
② 地域子育て支援コース	地域子育て支援拠点事業	31	12	-	11	-

※令和元年度及び令和3年度は、地域子育て支援コースを実施しませんでした。

親支援プログラム	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

区民に身近な場所で「親支援プログラム」を実施することにより、主に在宅で子育てをしている親同士が悩みを共有しながら、子どもの発達や親の役割、子育ての方法を学び、自信をつけていくよう支援します。また、その後に地域の仲間づくりにつなげることで、養育環境の向上を図ります。

事業内容

ファシリテーターと共に、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、自信をもって安心して子育てができる方法を考え合う、6～9回の連続講座です。

講座ごとに子どもの対象年齢が異なります。受講対象は、対象年齢の子どもの養育している保護者です。

実施場所 子ども中高生プラザ、子ども家庭支援センター等

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開始時期

平成28年度

実績表

延べ講座実施回数

年度		29	30	元	2	3
区分						
講座名	ノーバディーズ・パーフェクト	6回（6施設）	5回（5施設）	5回（5施設）	0回（0施設）	3回（3施設）
	ポジティブ・ディシプリン	2回（1施設）	1回（1施設）	1回（1施設）	0回（0施設）	1回（1施設）

※回数は一連の講座の実施回数。一連の講座の回数は施設により異なります。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止としました。

目 的

出産直後において家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して適切な支援を行い、虐待の未然防止を図ります。

事業内容

病院、助産院等に宿泊する母子へ、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談への対応等を行います。

(1) 対 象

区内に在住する生後4か月未満の乳児及びその母親で、この事業による支援が必要と区長が認める人

(2) 利用期間

最長6泊7日まで

(3) 利用回数

同一母子一組につき1回

(4) 支援内容

- ① 母体の健康状態のチェック及び産後の生活面の指導
- ② 乳児の健康状態及び体重のチェック
- ③ 育児相談
- ④ 母乳に関する相談及び授乳方法指導
- ⑤ 沐浴指導
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ その他区長が必要と認める事項

根拠法令等

港区産後要支援母子ショートステイ事業実施要綱

開始時期

平成30年4月1日

実績表

年度 区分	30	元	2	3
利用人数(組)	4	2	1	0
利用日数(日)	26	14	7	0

医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

要保護・要支援児童の保護者に対して、医療機関と連携し、専門的な心理教育的プログラムやトラウマインフォームドケアに基づく心理面接を実施することで、子どもの発達や気持ちに合わせた適切な関わりが持てるよう支援を行い、親子関係の改善を図り、虐待の深刻化や重症化を防ぎます。

事業内容

- (1) CAREグループの実施
- (2) 親子支援カウンセリング業務
- (3) 職員に対する医学的見地からの助言並びに指導

補助金名等

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成31年4月

実績表

事業 \ 年度	元	2	3
CAREグループの実施	2回1クールを 3クール実施	2回1クールを 3クール実施	2回1クールを 3クール実施
親子支援カウンセリング 業務	毎月4日 年48日実施	毎月4日 年48日実施	年100日実施
職員に対する医学的見地 からの助言並びに指導	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施	毎月1回 年12回実施

*令和2年度までの事業名は、『医療機関と連携した保護者支援プログラム事業』

家庭福祉相談	所管課	—			
		子ども家庭支援センター			
目 的					
家庭相談員を配置し、家庭内で発生する様々な問題に対し相談を行い、家庭生活の健全化を図ります。					
事 業 内 容					
(1) 内 容					
相談、関係機関の情報紹介等					
(2) 相談場所					
子ども家庭支援センター					
根拠法令等					
港区家庭相談実施要綱					
開 始 時 期					
昭和59年4月1日					
実 績 表					
相 談 の 状 況 (単位：件)					
区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
人 間 関 係	133	91	64	64	88
身 分 関 係	137	96	56	56	68
経 済	164	99	77	35	25
そ の 他	137	95	95	10	24
合 計	571	381	292	165	205

母子・父子福祉相談	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母及び父並びに寡婦の相談に応じ、必要な情報提供及び支援を行うことで、安定した生活と自立の支援を図ります。

事 業 内 容

(1) 内 容

一般生活相談、資金貸付

(2) 対 象 者

母子及び父子並びに寡婦

(3) 相談場所

子ども家庭支援センター

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

開 始 時 期

昭和40年4月1日

実 績 表

相 談 の 状 況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
生 活 一 般 (住 宅 を 含 む)	658	558	448	306	243
児 童	140	130	93	11	15
経済的支援・生活援護	580	429	342	202	240
そ の 他	3,508	3,707	3,530	1,319	3
合 計	4,886	4,824	4,413	1,838	501

女性福祉相談	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

婦人相談員を配置し、社会生活を営むうえで、困難な問題を抱えている女性の相談に応じ、必要な保護、援助を行うことで、安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

- (1) 内 容
一般生活相談、資金貸付等
- (2) 相談場所
子ども家庭支援センター

根拠法令等

売春防止法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

開始時期

昭和40年4月1日

実績表

相 談 の 状 況 (単位：件)

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
福 祉 資 金 の 貸 付	0	0	0	0	2
施 設 入 所	0	0	0	0	0
就 業	0	0	0	1	0
結 婚	0	0	0	1	0
家 庭 へ 帰 宅	0	1	1	1	4
福 祉 事 務 所 へ 移 送	1	1	1	0	0
婦 人 相 談 所 へ 移 送	0	0	0	3	6
他府県の婦人相談所	0	0	0	2	2
その他関係施設へ移送	2	1	4	25	12
指 導 助 言 の み	327	291	246	176	418
そ の 他	406	350	266	544	251
計	736	644	518	753	695

母子及び父子福祉資金の貸付

所管課

—
子ども家庭支援センター

目 的

母子・父子家庭の母又は父と子に各種資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。

事業内容

(1) 貸付対象

都内に6か月以上居住し、現に港区内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父で、20歳未満の子を扶養している人

(2) 貸付金の種類

事業開始資金ほか全12種類（貸付の状況参照）

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（平成12年度から特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

開始時期

昭和28年4月1日

実績表

貸付の状況

(貸付額単位：円)

区 分	年 度	29		30		元		2		3	
		件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
事業開始資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金		0	0	0	0	0	0	1	816,000	0	0
修業資金		0	0	2	1,632,000	2	1,020,000	1	816,000	0	0
就職支度資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金		0	0	0	0	0	0	0	0	1	165,000
結婚資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金		33	23,425,760	17	12,509,760	11	8,751,000	10	5,172,000	6	3,630,540
就学支度資金		0	0	0	0	0	0	1	304,500	2	412,000
計		33	23,425,760	19	14,141,760	13	9,771,000	13	7,108,500	9	4,207,540

母子生活支援施設	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

住宅・育児・就労など様々な問題を抱える母子家庭を母子生活支援施設において保護するとともに、母への就労支援や子どもの保育、公営住宅入居の情報提供などを行い、母子家庭の安定した生活と自立の支援を図ります。

事業内容

(1) 支援内容

居室の提供、母子支援員による生活指導等

(2) 対象者

配偶者のいない女性、又はこれに準ずる事情にある女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由により十分な養育ができない人

(3) 使用料

母子生活支援施設等徴収金基準額表の本人が属する世帯区分による負担月額
0～255,300円

(4) 費用負担

光熱水費等実費相当額

根拠法令等

児童福祉法

港区児童福祉法施行細則

補助金名等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金

開始時期

昭和37年10月1日

実績表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	29		30		元		2		3	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
入 所 数	7(0)	16	1(0)	2	3(2)	8	4(1)	10	11(8)	31

※()内は新規入所措置数で内数です。

入院助産	所管課	— 子ども家庭支援センター								
目 的 経済的理由により入院できない状況にある妊産婦を対象に、指定助産施設で助産を行うことで、保健上必要である入院をして出産する機会の保障を図ります。										
事業内容 (1) 内 容 出産費用の助成 (2) 対 象 ① 生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ② 当該年度分（４月から６月までの申請については、前年度分）の所属世帯全員の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯で健康保険法等の規定に基づく、出産一時金が40万４千円未満の人 ③ 当該年度（４月から６月までについては、前年度）に支払った特別区民税所得割又は市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯で、健康保険法等の規定に基づく、出産一時金が40万４千円未満の人 (3) 費用負担額 母子生活支援施設等徴収金基準額表の本人が属する世帯区分による負担額 0～9,000円										
根拠法令等 児童福祉法 港区児童福祉法施行細則 港区入院助産事務取扱要綱										
補助金名等 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金										
開始時期 昭和40年４月１日										
実績表 申 請 の 状 況 (単位：人)										
年度 区分	29		30		元		2		3	
	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他	都立病院	その他
人 員	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)

※()内は入所措置数で内数です。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、就業をより効果的にするための主体的な能力開発の取組や学び直しを支援し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

事業内容

	(1)自立支援教育訓練給付金	(2)高等学校卒業程度 認定試験合格支援給付金
対 象 者	(1)港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母 (2)(1)及びひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童	
講 座	・雇用保険制度の指定教育訓練講座 ・国から指定された就業に結びつく可能性の高い講座	・高卒認定試験の合格を目指す講座
支 給 額	①一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない人は、受講のために支払った経費の60/100(200,000円限度)。 ②専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない人は、受講のために支払った額の60/100(修学年数×400,000円又は1,600,000円を限度)。 ③①及び②以外の方は、①及び②の額から教育訓練給付金を差し引いた額。 ※12,000円を超えない場合は支給しない。	①受講開始時に受講開始のために支払った費用の30%相当額(75,000円を限度)。 ②受講のために支払った費用の40%相当額(①の額を差し引いた額で100,000円を限度)。 ③合格後、受講のために支払った費用の20%相当額(①、②及び③の合計額が150,000円を超える場合は150,000円を限度)。

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

平成16年4月1日

実績表

年度 区 分	29	30	元	2	3
件 数 (件)	2	1	2	1	2
支給額 (円)	264,450	194,400	83,280	165,000	182,192

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給し、修業訓練中における生活の負担を軽減することにより、資格取得を容易にし、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

事業内容

(1) 内 容

ひとり親家庭の父又は母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。

(2) 対 象 者

港区内に住所を有し、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母

(3) 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師
助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師
シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

(4) 支 給 額

月額 100,000円又は70,500円

最終年度 月額 140,000円又は110,500円

修了支援給付金 50,000円又は25,000円

支給期間は48月が上限

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法

港区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
件 数 (件)	5	4	4	3	3
支給額 (円)	4,800,000	4,850,000	4,850,000	2,550,000	4,130,000

ひとり親家庭ホームヘルプサービス	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

支援を必要とする小学生以下の児童のいるひとり親家庭にホームヘルパーやベビーシッターを派遣し、必要な援助を行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

事 業 内 容

(1) 内 容

ひとり親家庭の生活に必要なもののうち、直接的、日常的なものに限る

(2) 派遣時間

午前7時から午後10時の間、1回当たり2時間以上4時間まで（1時間単位）

1か月当たりの最大利用時間

小学校就学前の児童がいる場合 48時間

小学校1年生から3年生までの児童がいる場合 36時間

他の対象者は 24時間

(3) 費用負担

親の前年の所得により、1時間につき0円～1,290円

根拠法令等

港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

開 始 時 期

昭和57年度

実 績 表

派 遣 状 況

区 分 \ 年 度	29	30	元	2	3
利 用 回 数 (回)	4,927	4,957	4,545	4,397	7,490
登録世帯数 (世帯)	102	81	93	74	111

母子等緊急一時保護事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

緊急に保護を必要とする母子や女性等が、適当な施設に入所できない場合において、指定施設で一時的な保護、相談及び指導を行い、適切な処遇が講ぜられるまでの間の応急的な措置を図ります。

事 業 内 容

(1) 対 象

区内在住又は区内に避難してきた母子や女性等で、緊急に保護を必要とする人

(2) 費用負担

食費等実費相当額

根拠法令等

児童福祉法

港区母子等緊急一時保護事業実施要綱

補助金名等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成7年4月1日

実 績 表

入 所 の 状 況

年 度 区 分	29		30		元		2		3	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
保 護 数	7	15	8	16	5	13	7	12	10	21

DV被害者支援活動補助金交付	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者専用のシェルターやステップハウス（DVシェルター等）を運営し、DV被害者の支援活動を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助することで、DV被害者の安全で安心できる生活環境を確保し、生活の再建を図ります。

事業内容

(1) 対 象
区内に活動拠点を置き、DV被害者の支援活動を行う団体

(2) 補助金額
補助の対象となる1か月あたりの経費の3/4
年間上限額1室につき180万円（補助対象事業の実施期間が12月に満たない場合は、補助対象事業を行わない期間1月ごとに15万円を補助限度額から減額する）で予算の範囲内とする。

根拠法令等
港区DV被害者支援活動補助金交付要綱

開始時期
令和2年4月1日

実績表

区分 \ 年度	2	3
申請団体数	1	1
補助金額（円）	1,329,000	1,240,000

DV加害者更生プログラム利用助成金交付	所管課	— 子ども家庭支援センター									
目 的 配偶者等に対し、身体への暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行う者（DV加害者）の更生を促すために民間団体が実施するDV加害者更生プログラムの利用に係る経費の一部を助成することにより、DV加害者の更生を促し、配偶者に対する暴力の根絶を図ります。 事業内容 (1) 対 象 区内に住所を有するDV加害者と配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (2) 助成金額 DV加害者更生プログラムの事前相談に係る経費 一人当たり1万2千円を上限とする 根拠法令等 港区DV加害者更生プログラム利用助成金交付要綱 開始時期 令和2年4月1日 実績表 <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th><th>2</th><th>3</th></tr> <tr> <td>申請人数（人）</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr> <td>補助金額（円）</td><td>12,000</td><td>16,500</td></tr> </table>			年度 区分	2	3	申請人数（人）	1	2	補助金額（円）	12,000	16,500
年度 区分	2	3									
申請人数（人）	1	2									
補助金額（円）	12,000	16,500									

目 的

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、弁護士による法律相談を受ける機会を提供することにより、養育費及び面会交流の取決め等について、子どもの福祉及び利益の確保の視点に立って考えることができるように支援を図ります。

事業内容

(1) 対 象

離婚を考えている親又は既に離婚した親

(2) 実施方法

- ① 実施日時 毎月第3水曜日の午後1時から午後4時まで
- ② 実施場所 子ども家庭支援センター
- ③ 相談担当員 弁護士
- ④ 相談形式 面談
- ⑤ 相談方法 事前の予約制
- ⑥ 相談回数 1事案につき1回まで
- ⑦ 相談時間 1回につき45分

(3) 法律相談の内容

- ① 子どもの親権に関すること。
- ② 養育費の取決め及び履行の確保に関すること。
- ③ 面会交流の取決め及び履行の確保に関すること。
- ④ その他離婚前後の親を持つ子どもの支援に関し必要なこと。

(4) 法律相談の費用

無料

根拠法令等

港区離婚前後の弁護士相談実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度	2	3
区分		
相談件数（件）	4	12

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年10月から予約受付を開始しました。

裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）利用助成	所管課	— 子ども家庭支援センター												
目 的 離婚を考えている親、離婚後の親等を対象として、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の利用料の一部を助成することにより、離婚後の養育費、面会交流等に関する取決め及び養育費の確保を支援し、親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び安定した生活の確保を図ります。 事業内容 離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が実施する、「裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）」の利用にかかる料金を助成します。 (1) 助成対象経費と助成金額 離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証事業者が行う裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）を利用した際に支払った次の助成対象経費の合計について、５万円を上限に助成します。 【助成対象経費】 ・ ＡＤＲの申立者及びその相手方が負担する申込料、依頼料に相当する費用 ・ 申立者及びその相手方が負担する１回目の調停期日費用 ※助成金は交付決定を受けた申請者（＝申立者）に対して交付するため、相手方の費用は、申立者が代わりに負担した場合のみ助成することができます。 (2) 対 象 者 次のすべての要件に該当する人 ① 区内に住所を有する１８歳未満の子どもと同居している親 ② 養育費、面会交流等に関する取決めをするためにＡＤＲを利用すること。 ③ 過去に、この裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）利用助成を受けたことがないこと。 根拠法令等 港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱 補助金名等 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 養育費確保支援事業補助金 開始時期 令和２年４月１日 実績表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年度</th><th>2</th><th>3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数（件）</td><td>9</td><td>4</td></tr> <tr> <td>成立件数（件）</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr> <td>助成金額（円）</td><td>132,000</td><td>88,000</td></tr> </tbody> </table>			区分 \ 年度	2	3	相談件数（件）	9	4	成立件数（件）	3	2	助成金額（円）	132,000	88,000
区分 \ 年度	2	3												
相談件数（件）	9	4												
成立件数（件）	3	2												
助成金額（円）	132,000	88,000												

養育費保証利用助成	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

離婚を考えている親、離婚後の親等を対象として、離婚後の養育費の確保を支援することで、親の離婚による子どもの心理的負担の軽減及び安定した生活の確保を図ります。

事 業 内 容

民間事業者（養育費保証会社）が実施する、「養育費の支払いを保証するサービス」の利用にかかる料金を助成します。

(1) 助成対象経費と助成金額

養育費の受取者が、養育費保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要となる初回保証料を、5万円を上限に助成します。

(2) 対 象 者

次のすべての要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する18歳未満の子どもと同居している親
- ② 養育費の取決めに関する書面があること。
- ③ 過去にこの利用助成を受けたことがないこと。

根拠法令等

港区離婚前後の親の支援推進助成金交付要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金
養育費確保支援事業補助金

開 始 時 期

令和2年4月1日

実 績 表

年度 区分	2	3
相談件数（件）	6	1
成立件数（件）	0	0
助成金額（円）	0	0

面会交流コーディネート事業	所管課	—
		子ども家庭支援センター

目 的

親が離婚し、又は別居した後も引き続き子どもが両親のどちらとも関わることをできる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるように、面会交流の円滑な実施を図ります。

事業内容

(1) 対象者

次のすべての要件に該当する人

- ① 区内に住所を有する中学生までの同居している親
- ② 面会交流の取決めにに関する書面があり、別居親との間で本事業の利用について合意がされていること。
- ③ 同居親又は別居親による暴力行為又は子どもに対する虐待行為を行うおそれのないこと。
- ④ 別居親及び第三者による連れ去り又は連れ去りを企図するおそれがないこと。
- ⑤ 面会交流を継続するために同居親及び別居親が協力することが出来ること。
- ⑥ 過去にこの利用助成を受けたことがないこと。
- ⑦ その他面会交流支援計画書等で定めた面会交流のルールを遵守することが出来ること。

(2) 内 容

- ① 電話相談
- ② 事前面接と面会交流支援計画書の作成
事業利用決定日から起算して3か月を経過する日まで
- ③ 試行
事業利用決定日から起算して面会交流の取決めに係る家庭裁判所の調停期日又は3か月を経過する日まで
- ④ 面会交流支援
面会交流支援計画書の作成が成立した日の属する月の翌月1日から起算して12か月を経過する日まで。1か月1回最大12回まで

根拠法令等

港区面会交流コーディネート事業実施要綱

補助金名等

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金

開始時期

令和2年4月1日

実績表

年度 区分	2	3
相談件数（件）	3	2
利用開始件数（件）	3	1

五十音順索引

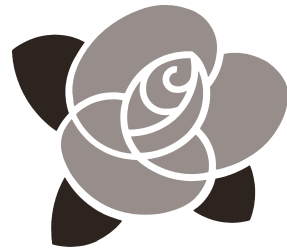
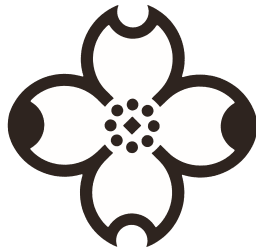
あ	遊び場対策本部運営	46	新型コロナウイルス感染症による 認証保育所等登園自粛に伴う保育料等補助金	113
い	医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業	147	せ	
	育児サポート事業(育児サポート子むすび)	128	青少年関係団体指導者等賠償責任保険 (ボランティア保険)	52
	一時保育	92	青少年対策地区委員会活動支援	49
え			青少年問題協議会	48
エンジョイ・セレクト事業	68		成人の日記念のつどい 「二十歳(はたち)のつどい」(成人式)	44
お			て	
おとなの子育て相談ねっと	136		DV加害者更生プログラム利用助成金交付	159
親支援プログラム	145		DV被害者支援活動補助金交付	158
か			と	
学童クラブ	40		都営交通の無料乗車券の交付	65
学童クラブ児童見守りシステム	43		特別児童扶養手当	58
家庭福祉相談	148		に	
き			入院助産	153
居宅訪問型保育事業	91		乳児院等の指導検査	35
緊急一時保育	93		認可外保育施設等利用費助成	139
緊急児童居場所づくり事業	72		認可外保育施設の指導検査	79
こ			認可外保育施設保育料補助金	105
子育てコーディネーター事業(利用者支援事業・基本型)	141		認証保育所保育料助成	104
子育てひろば等事業(あっぱい)	129		認証保育所補助	102
子ども医療費助成	61		認定こども園	88
子ども会活動助成	51		ね	
子ども家庭支援センター	119		年末保育	94
子ども・子育て会議	32		は	
子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	54		派遣型一時保育事業	132
子ども110番事業	45		ひ	
コミュニティバス乗車券の発行	64		ひきこもり対策	53
さ			ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	155
裁判外紛争解決手続(ADR)利用助成	161		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	154
産後要支援母子ショートステイ事業	146		ひとり親家庭等医療費助成	62
産前産後家事・育児支援事業	123		ひとり親家庭等支援エンジョイ・ディナー事業	67
し			ひとり親家庭ホームヘルプサービス	156
児童育成手当(育成手当)	59		病児・病後児保育	96
児童育成手当(障害手当)	60		ほ	
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	36		保育園	83
児童館週末施設開放	39		保育園であそぼう	98
児童施設災害時等緊急メール配信サービス	31		保育コンシェルジュ	95
児童手当・特例給付	55		保育サービス推進事業補助	108
児童福祉施設等整備費補助	34		保育施設建物賃借料補助事業	112
児童福祉審議会	33		保育士等キャリアアップ補助	107
児童扶養手当	56		保育従事職員宿舍借り上げ支援事業	110
出産・子育て応援メール配信	142		保育所等の指導検査	78
出産費用助成	63		保育体制強化事業補助	111
小規模保育事業	90		保育力強化事業補助	109
女性福祉相談	150		放課GO→クラブ	41
ショートステイ・トワイライトステイ事業	126		訪問型病児・病後児保育利用料助成	97
私立保育所振興等助成	100		母子及び父子福祉資金の貸付	151
私立保育所特別助成	101		母子生活支援施設	152
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 物品等購入費補助	114		母子等緊急一時保護事業	157
新型コロナウイルス感染症対策 子どもの居場所提供事業	66		母子・父子福祉相談	149

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



発行番号 2022085-4800

港 区 の 子 ど も ・ 家 庭 支 援

－令和4年度（2022年度）版 事業概要－

令和4年（2022年）8月発行

編集・発行 港区子ども家庭支援部

東京都港区芝公園 1－5－25

Tel 03（3578）2111代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

☐ま	
マッチング事業	77
☐み	
みなとキャンプ村	47
港区子育て支援員研修事業	143
港区子育て世帯等臨時特別支援事業	69
港区実施事業における参加者のための一時保育	140
港区地域こぞって子育て懇談会	134
港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	71
港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	70
港区保育室事業	89
みなと子育て応援プラザ事業(Pokke)	133
みなと子育てサポートハウス事業 (子育てひろば「あい・ぽーと」)	131
みなと子ども相談ねっと	135
みなと保育サポート事業	137
☐め	
面会交流コーディネート事業	163
☐よ	
養育支援訪問事業	121
養育費保証利用助成	162
要保護児童対策地域協議会事業	120
☐り	
離婚前後の弁護士相談	160